資料No.5-2

第五次富士市情報化計画（案）

令和9年3月

デジタル推進室デジタル戦略課

目次

第1章　本計画の概要 1

1.　本計画策定の目的 1

2.　本計画の位置付け 2

3.　本計画の推進期間 3

4.　本計画の構成 3

第2章　情報化の動向 5

1.　本市の情報化政策の動向 5

（1）第四次富士市情報化計画の実施状況 5

（2）第四次富士市情報化計画の評価 7

（3）庁内の情報化の動向 7

2.　国の情報化政策の動向 10

（1）これまでの取組と課題 10

（2）デジタル社会の実現に向けた重点計画 11

（3）自治体 DX 推進計画 12

（4）自治体情報システムの標準化・共通化 13

（5）人工知能（AI）関連技術の研究開発及び活用の推進 14

3.　静岡県の情報化政策の動向 18

（1）静岡県行政経営推進プラン 18

（2）静岡県による DX の取組 18

4.　他自治体の情報化の動向 19

（1）自治体 DX の取組状況等 19
（2）自治体業務の DX 24
5. 情報化の動向のまとめ 30
第3章 本市の情報化に対する意向 31
1. 市民向けアンケートの結果 31
（1）インターネットの利用について 33
（2）行政情報の提供について 39
（3）富士市の情報化について 43
2. 中学生・高校生向けアンケートの結果 51
（1）インターネットの利用について 52
（2）富士市の情報化について 55
（3）行政情報の提供について 57
3. 職員向けアンケートの結果 59
（1）庁内の情報化について 60
（2）富士市の情報化について 63
4. アンケート結果のまとめ 65
第4章 本市の情報化推進に向けた課題 67
1. 情報化の動向から得られた課題 67
（1）市民向けサービスの DX の加速化 67
（2）DX による地域活性化、都市機能高度化の推進 67
（3）市役所内の業務の高度化の徹底 67
2. 情報化の意向から得られた課題 68

（1）市民の利用実態・ニーズの変化に対応した行政サービスの実現 68
（2）多様なニーズに応える、誰一人取り残されない行政サービスの実現 68
（3）情報セキュリティ対策の徹底 68
第5章　計画の基本理念と基本方針 69
1.　基本理念 69
2.　基本方針 70
（1）便利で安心な市民サービスの提供 70
（2）地域活性化と都市機能高度化の推進 70
（3）生産性の高い行政経営の実現 70
3.　計画の体系 71
第6章　本市の情報化施策 73
1.　便利で安心な市民サービスの提供 73
（1）社会的背景と現状 73
（2）本市のこれまでの取組 78
（3）本市の課題 78
（4）今後の方向性 79
（5）情報化施策 80
2.　地域活性化と都市機能高度化の推進 81
（1）社会的背景と現状 81
（2）本市のこれまでの取組 86
（3）本市の課題 86
（4）今後の方向性 87

（5）情報化施策 88
3. 生産性の高い行政経営の実現 89
（1）社会的背景と現状 89
（2）本市のこれまでの取組 92
（3）本市の課題 92
（4）今後の方向性 93
（5）情報化施策 94
第7章 計画の進め方 95
1. 推進体制 95
2. 人材育成 96
（1）内部人材の育成 96
（2）外部人材の活用 96
3. 進行管理 97
（1）年間スケジュール 98
（2）全体スケジュール 99

第1章　本計画の概要

1.　本計画策定の目的

本市では、これまで4度にわたり「富士市情報化計画」を策定し、情報化に関する取組を情報化事業として位置付け、市民サービスの向上や、地域の活性化、行政経営の効率化を進めてきました。

社会経済のあらゆる面でデジタル技術・サービスの利用が進展し、社会にとって不可欠な存在となり、年々その重要性を増しています。例えば、SNSやクラウドサービス等のデジタルサービスは、社会生活や企業活動等において重要な社会基盤として位置付けられ、人々の情報収集、コミュニケーション、消費行動や企業の経済活動にも大きな変化が生じています。加えて、生成AI等に代表されるAI技術は爆発的に進化を続けており、新たな技術やサービスが日々出現するなど、デジタル社会を支える基盤的要素となる可能性が高まりつつあります。

今後、デジタル技術やデジタルサービスは、暮らしの利便性向上、産業の活性化、行政サービスの効率化など、日々の生活や社会経済の幅広い分野に、一層大きな影響を及ぼすことが見込まれます。また、デジタル化の進展に伴い、情報格差、個人情報の保護、サイバーセキュリティなどのリスクへの対応も一層重要となることが見込まれます。こうした状況を踏まえ、デジタルを活用して社会課題の解決に取り組んでいくことが、これまで以上に重要になるものと考えられます。

このような背景の中、「第四次富士市情報化計画」（以下「前計画」という。）が令和8（2026）年度で計画期間を終えることから、本市が、日々進化するデジタル技術やサービスの影響による社会変容に対応し、暮らしの質や価値を高め、安心で豊かなまちづくりを推進していくため、「第五次富士市情報化計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

本計画は、デジタルとアナログを利用者の実態や目的に応じて的確に使い分け、誰もが利用しやすく公平なサービスの実現を目指し、「市民サービス」、「地域活性化」、「行政経営」を基本的な視点とし、国の考え方、技術動向、市独自の政策との整合を図りつつ、デジタルを原動力とし、誰一人取り残されることなく、市全体を発展させることを目的とします。

なお、本計画は「官民データ活用推進基本法」（平成28（2016）年法律第103号）に基づく「官民データ活用推進計画」を兼ねたものとします。

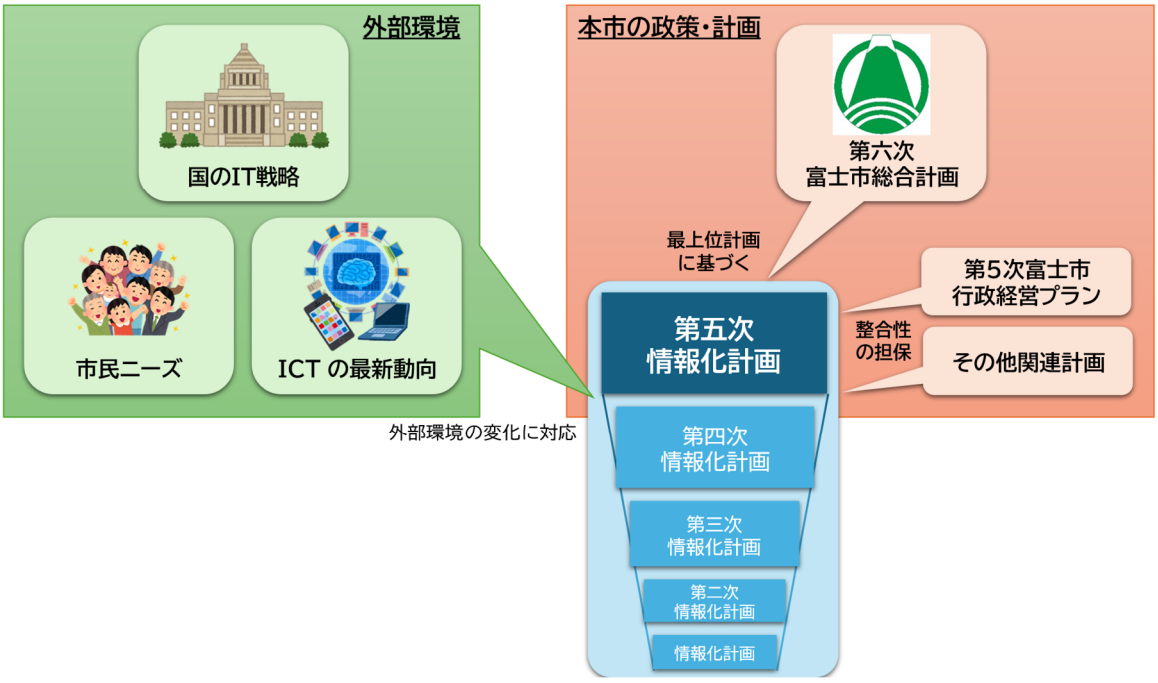
2. 本計画の位置付け

本市のこれまでの情報化計画は、外部環境の変化に合わせ、国の IT 戦略、市民ニーズ、ICT の最新動向等について把握した上で策定してきました。

本計画においても同様に国の IT 戦略、技術動向、市独自の政策との整合を図り策定します。

また、本計画は、図表1－1 に示すとおり上位計画である「第六次富士市総合計画」（令和4（2022）年度から令和 13（2031）年度）に基づき、本市の行政経営の基本的方向性を定める「第5次富士市行政経営プラン」（令和9年度から令和 13 年度）との整合を図りながら、関連する分野別計画で示された目標の実現に向け、情報化の面から施策を定め、具体的な事業の推進に取り組んでいくものです。

図表1－1 本計画の位置付け

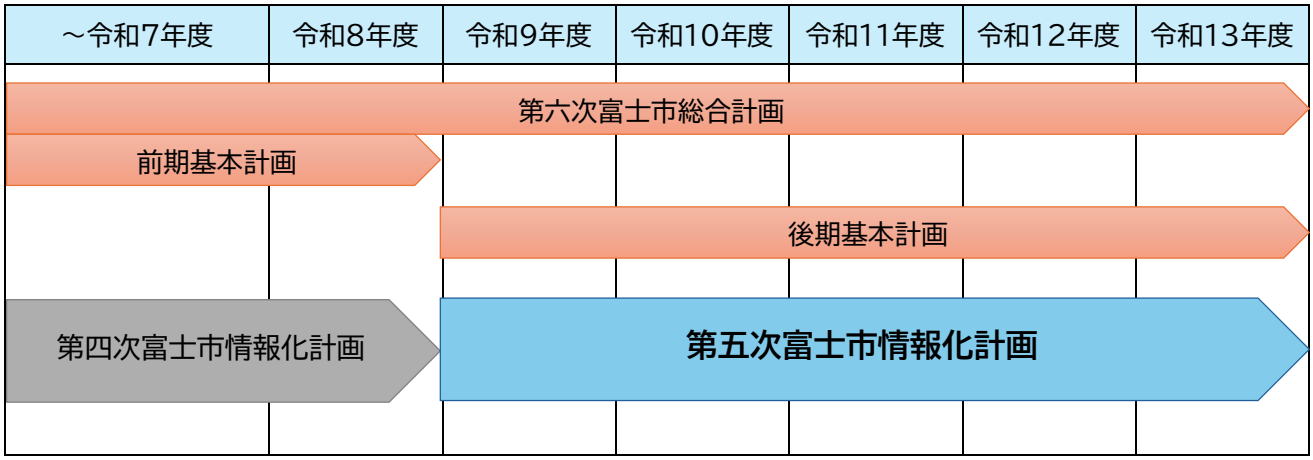


3. 本計画の推進期間

本計画の推進期間は、図表1－2に示すとおり「第六次富士市総合計画」の後期基本計画の計画期間に合わせ、令和9（2027）年度から令和 13（2031）年度までの5年間とします。

また、本計画の推進期間において、外部環境の変化や市の財政状況を踏まえ、必要に応じて見直しを実施します。

図表1－2 本計画の推進期間



4. 本計画の構成

本計画は、情報化に向けての方針や方向性などを示すための基本計画とします。情報化事業ごとの具体的な目標やスケジュールなどを示す実施計画は、外部環境の変化に適切に対応するため、毎年度見直す必要があることから、別冊とします。

本計画では、情報化の分野が多岐にわたるため、最初に、広く情報化の動向を把握するとともに、情報化アンケートの結果と課題に基づき、計画の基本理念と基本方針を定めます。次に、基本方針ごとに社会的背景と現状を掘り下げ、これまでの取組や課題に基づき、情報化施策とその方向性を定めます。

第2章　情報化の動向

1.　本市の情報化政策の動向

(1)第四次富士市情報化計画の実施状況

前計画は、基本理念である『デジタルで 輝く未来を拓くまち ふじ』に基づき、令和4(2022)年度に 206 の情報化事業を定め、取組を開始しました。

令和8(2026)年度は、図表2－1に示すとおり、合計 248 の情報化事業に取り組みました。

図表2－1 情報化事業数の推移

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報化事業数		206 件	221 件	241 件	241 件	248 件
	うち、新規追加分	―	17 件	31 件	6 件	12 件
完了又は再編した情報化事業数		2 件	11 件	5 件	5 件	―
中止した情報化事業数		0 件	0 件	1 件	0 件	―

令和7(2025)年度末時点の情報化事業の実施状況は、図表2－2に示すとおり、「完了又は再編」が5事業(2%)、「実施中」が 236 事業(98%)、「中止」及び「未実施」の事業はありませんでした。

図表2－2 情報化事業の実施状況(令和7年度末時点)

事業分類		完了又は再編	実施中	中止	未実施	合計
1	重点事業	1 件　(2%)	56 件 (98%)	0 件 (0%)	0 件 (0%)	57 件
2	推進事業	1 件　(2%)	43 件 (98%)	0 件 (0%)	0 件 (0%)	44 件
3	継続事業	3 件　(2%)	137 件 (98%)	0 件 (0%)	0 件 (0%)	140 件
合計		5 件　(2%)	236 件 (98%)	0 件 (0%)	0 件 (0%)	241 件

※「第四次富士市情報化計画における情報化事業の分類　重点事業：国及び県が自治体に重点的に取り組むべきとした事業、又は本市が独自に取り組む事業、推進事業：重点事業に準ずる事業、又は拡大や向上をめざす事業、継続事業：現在実施中で、今後も最適な状態を維持する事業」

また、令和7（2025）年度末時点の情報化事業の方向性は、図表2－3に示すとおり、「継続する（拡大・拡充）」とした事業は 13 事業（5%）、「継続する（現状維持）」とした事業は 221 事業（92%）、「継続する（縮小・縮減）」とした事業は 2 事業（1%）、「継続しない（終了・廃止・再編）」とした事業は 5 事業（2%）でした。

図表2－3 情報化事業の方向性（令和7年度末時点）

事業分類		継続する			継続しない	合計
		拡大・拡充	現状維持	縮小・縮減	終了・廃止・再編	
1	重点事業	3 件 （5%）	52 件 （91%）	1 件 （2%）	1 件 （2%）	57 件
2	推進事業	5 件 （11%）	38 件 （87%）	0 件 （0%）	1 件 （2%）	44 件
3	継続事業	5 件 （3%）	131 件 （94%）	1 件 （1%）	3 件 （2%）	140 件
合計		13 件 （5%）	221 件 （92%）	2 件 （1%）	5 件 （2%）	241 件

さらに、情報化事業の評価は、図表2－4に示すとおり、「A」評価が 53 事業（22%）、「B」評価が 157 事業（65%）、「C」評価が 31 事業（13%）であり、「S」評価及び「D」評価はありませんでした。

図表２－４ 情報化事業の評価（令和７年度末時点）

事業分類		S	A	B（普通）	C	D	合計
1	重点事業	0 件（0%）	22 件（39%）	31 件（54%）	4 件（ 7%）	0 件（0%）	57 件
2	推進事業	0 件（0%）	10 件（23%）	27 件（61%）	7 件（16%）	0 件（0%）	44 件
3	継続事業	0 件（0%）	21 件（15%）	99 件（71%）	20 件（14%）	0 件（0%）	140 件
合計		0 件（0%）	53 件（22%）	157 件（65%）	31 件（13%）	0 件（0%）	241 件

（2）第四次富士市情報化計画の評価

前計画の策定時から令和7（2025）年度末までの間に、情報化事業は 42 事業の追加となりました。

これは、コロナ禍を踏まえた社会変容や日常生活、働き方の変化など、デジタル技術を活用した市民サービスの提供や業務改革が浸透していることを表しています。

新たに取り組んだ事業としては、マイナンバーカードによる本人認証やオンライン決済など市民向けの電子申請の拡充や各種アプリの導入、市内企業向けの DX 推進支援、議事録作成支援システムなど AI を活用した職員の働き方改革に資するものがありました。

また、令和7（2025）年度末時点では、全 241 事業のうち、236 事業が実施中で、令和8（2026）年度以降における情報化事業の方向性について「継続する（現状維持）」、又は「継続する（拡大・拡充）」とした事業が、234 事業であることから、デジタル技術の活用が多くの業務に欠かせないものとなっています。

このように、実施状況及び評価結果から、多くの事業が順調に進捗していることが分かりましたが、これは、継続事業のうち既に導入済みのシステムやサービスも進行管理対象事業としていたことにも起因しています。また、C 評価が31事業と全体の13％を占めた要因として、評価方法の影響が挙げられます。前計画では、計画策定時の予算額と実績額を比較し、10％以上の上昇があると評価が下がる仕組みとしていました。このため、物価や人件費の高騰が多くの事業に影響を与えていることが明らかになりました。

こうしたことから、本計画では継続事業を進行管理対象事業から除外するとともに、物価上昇率を加味した評価方法を取り入れるなど、進行管理方法を見直すこととします。

（3）庁内の情報化の動向

① OA 環境及び情報通信環境等の整備

OA 環境については、データを端末内に保存しないシンクライアント端末を職員に配備し、生体情報とパスワードを用いた認証方法で起動することにより不正利用を防止しセキュリティレベルを更に高めています。

また、職員ポータルサイト・グループウェア等での情報共有や、財務会計及び文書管理システムを用いた文書の電子化と電子決裁により、事務の効率化を実現しています。

ネットワーク環境については、シンクライアント端末等が安定かつ安全に通信できる環境を整備・運用するとともに、通信機器の老朽化に対しては、定期的な機器更新を行っています。

令和6（2024）年度に実施したネットワーク環境の更新では、通信環境の強化を図るとともに、無線ネットワークの運用の中で、新たに市民向け FreeWi-fiサービスを市庁舎内で開始しました。

その他にも、近年の多様化する働き方を支える仕組みとして、コミュニケーションツールやオンライン会議システムに加え、テレワーク環境を整備、拡充し、通信機能を搭載したシンクライアント端末を導入しています。

これらのツールやテレワーク環境の整備により、庁内の離れた場所、自宅、外出先等でも、安全かつ効果的にコミュニケーションを行える職場づくりやフリーアドレスの取組を支えています。

さらに、市庁舎及び出先機関の各部署に設置する複合機（コピー、プリント、スキャン等を一体化した印刷機）と管理システムによる文書の電子化や、コンピューター上で同じ処理を繰り返す業務を自

動実行するツール（RPA）や、文章作成並びにアイデア出し等により業務を効率化する生成 AI を運用し、活用を進めています。

OA 環境を構成するサーバ機器等については、安全かつ効率の良い運用と、堅牢なセキュリティ対策が施されたデータセンターに設置し、安定運用に努めています。

② 情報セキュリティ対策

多くの市民サービスや行政事務の情報化が進む中、標的型攻撃やランサムウェア等のサイバー攻撃、職員の過失や管理ミスによる情報漏えい等の様々なリスクが存在しています。このため、個人情報等の重要情報を様々な脅威から守るための情報セキュリティ対策が重要となっています。

本市では、平成16（2004）年2月から、情報セキュリティに対する基本方針と対策基準を示した情報セキュリティポリシーを定め、技術、管理の側面から情報セキュリティ対策を実施してきました。

技術面の対策としては、コンピュータウイルスや不審な動きをするプログラムを検知・駆除する仕組みや業務上不要なウェブサイトの閲覧制限及び外部との通信を監視・制限するほか、システムの利用状況を記録し、問題が発生した際に原因を確認できる仕組みも導入しています。

管理面の対策としては、情報セキュリティに関する職員研修や標的型攻撃を想定した不審メール訓練、セキュリティ事故対応訓練等の実施のほか、情報漏えいや不正アクセス等のセキュリティ事故に対応する組織の運営や情報セキュリティ監査を実施しています。

インターネット等の外部からのサイバー攻撃に対しては、静岡県及び県内市町で共同利用する「静岡県自治体情報セキュリティクラウド」を活用しています。これにより、専門的な監視や対策を県内共同で行い、市民の重要な情報を守るための安全な環境を確保しています。

行政情報化が進む一方で、日々変化し多様化する様々な脅威に対し、適切に対応するための情報セキュリティ対策を実施しています。

③ 基幹系業務システムの整備

本市では、平成 25（2013）年度から、富士宮市と共同で住民記録や税、福祉などの基幹系業務システムを調達・運用する共同電算事業に取り組んでおり、システム構築や帳票印刷、ヘルプデスク、システム間連携など、運用に関する様々な業務をシステムインテグレーターに包括委託し、システムインテグレーターが多数のシステムベンダーをまとめ、全体最適化を図っています。

本事業の中で、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスの実施や、コンビニ納付、キャッシュレス決済が可能な税目の拡充など、市民サービスの向上を実現してきました。

令和3（2021）年9月に、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、20の標準化対象業務は、国が定める標準仕様書に準拠したシステム（標準準拠システム）を利用することが義務付けられました。

これを受けて本市では、標準化対象業務を含む基幹系業務システムについて、第3期共同電算事業の更改に合わせ、ガバメントクラウドに構築した標準準拠システムへ移行することとして取組を進めています。

令和12（2030）年 12 月までの第3期共同電算事業の事業期間において、引き続き市民サービスの向上などの取組を進めていきます。

④ デジタル変革の推進

本市では、デジタル化の急速な進展に対応するため、市長を本部長とする情報化推進本部を設置し、庁内の推進体制を整備するとともに、外部の有識者からアドバイスを受け、外部環境や技術動向を踏まえ着実に情報化事業を進めています。

市民サービスについては、行政手続のオンライン化やスマートフォンアプリの活用など、いつでもどこからでも手続ができるサービスの充実を図ってきました。また、マイナンバーカードを活用した救急対応など市民の安全・安心を支えるサービスの提供にも取り組んできました。オンライン申請できる手続数の種類や利用件数も大幅に増加しましたが、今後は事業者向けの手続や、関係資料の添付、本人確認を必要とする手続についてもオンライン化・スマート化を更に推進していく必要があります。

地域活性化については、ICT を活用した学びの改革やデータ利活用の推進を図るとともに、市内外への情報発信など情報伝達手段の充実に努めてきました。交通分野では AI オンデマンドバスを導入し、自動運転バスの実証運行にも取り組むほか、地域の中小企業に対して、DX やテレワークの導入を支援してきました。引き続き、社会環境の変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、より質の高いサービスや利便性の高い都市機能の高度化に努めていく必要があります。

行政経営については、AI など先端技術の積極活用による働き方改革や情報セキュリティ対策の強化などに取り組んできました。業務における生成 AI の活用も徐々に浸透していますが、活用が文章作成や文字起こしなど一部の業務にとどまっており、AI の活用も含めた DX をより一層推進していくためには、業務プロセスや制度、庁内システムを全体最適の観点から見直していく必要があります。

2. 国の情報化政策の動向

(1)これまでの取組と課題

新型コロナウイルス感染症拡大により、社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫りになりました。国は、デジタル化を迅速に進めるため、令和2(2020)年 12 月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定しました。この方針に従い、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目指し、デジタルファーストの原則に基づく行政手続及び社会全体の生産性向上に取り組んできました。

これまで、マイナンバーカードの国民への普及、ガバメントクラウドの整備及び各府省庁等への導入拡大や、地方自治体における基幹業務システムの統一・標準化の進展など、個人・事業者のデジタル化に向けた認証基盤及び国・自治体の DX 基盤の整備が大きく進展してきました。

一方で、我が国は深刻な人口減少・人手不足に直面しており、特に、地域を支える地方自治体の人員不足は深刻化している状況です。他方、AI 技術は、生成 AI を中心に急速な技術進歩を遂げ、買物や旅行のアドバイスから文書の下書きまで、日常生活や企業活動において広範に利用されつつあります。このような状況を踏まえ、地域における豊かで便利な生活を実現するため、データ連携等の DX の取組も活用しつつ、AI の利活用を一体的に推進する AI トランスフォーメーション(AX)により、これまでの DX の取組を大幅に加速し、拡大する“AX/DX”を徹底的に推進していく必要があります。

(2)デジタル社会の実現に向けた重点計画

デジタル社会の形成のために、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めた計画として、令和3(2021)年12月、デジタル庁発足後最初の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(以下「重点計画」という。)が策定され、以後毎年改定されています。

令和8(2026)年7月に改定された重点計画では、次のとおり4つの柱と横断的取組を、デジタル社会の形成に向けた重点的な取組として位置付けています(図表2－5参照)。

【4つの柱】

・国の AX/DX 基盤の高度化・強靱化
・自治体の AX/DX 基盤の高度化・強靱化
・国民の暮らしの AX/DX 推進(安全で便利な地域の暮らし)
・AX/DX の徹底的推進による経済成長の加速

【横断的取組】

・サイバーセキュリティの向上
・デジタル人材の確保・育成
・デジタル・AI への受容性
・デジタル行政推進体制整備

図表2－5 令和8年「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(全体構成)



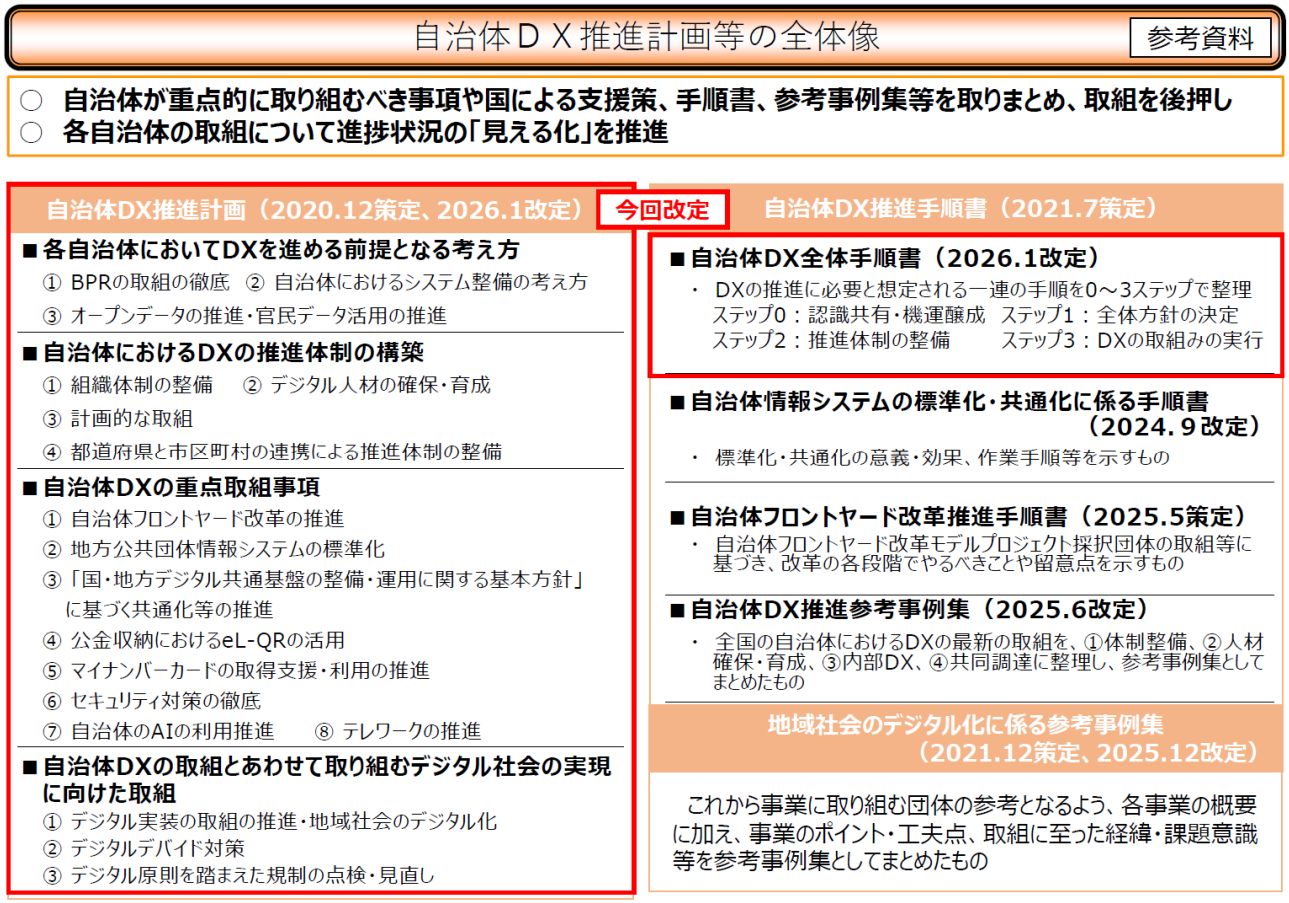
出典:デジタル庁　令和8年「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(概要)

(3)自治体 DX 推進計画

利用者起点で行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた計画として、令和2(2020)年 12 月に最初の「自治体 DX 推進計画」(以下「推進計画」という。)が策定され、以後4度大きく改定されています。

令和8(2026)年1月に改定された推進計画における重点取組事項は、図表2－6に示すとおりとなっています。

図表2－6 自治体 DX 推進計画等の全体像



出典:総務省 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画の改定概要【第 5.1 版】

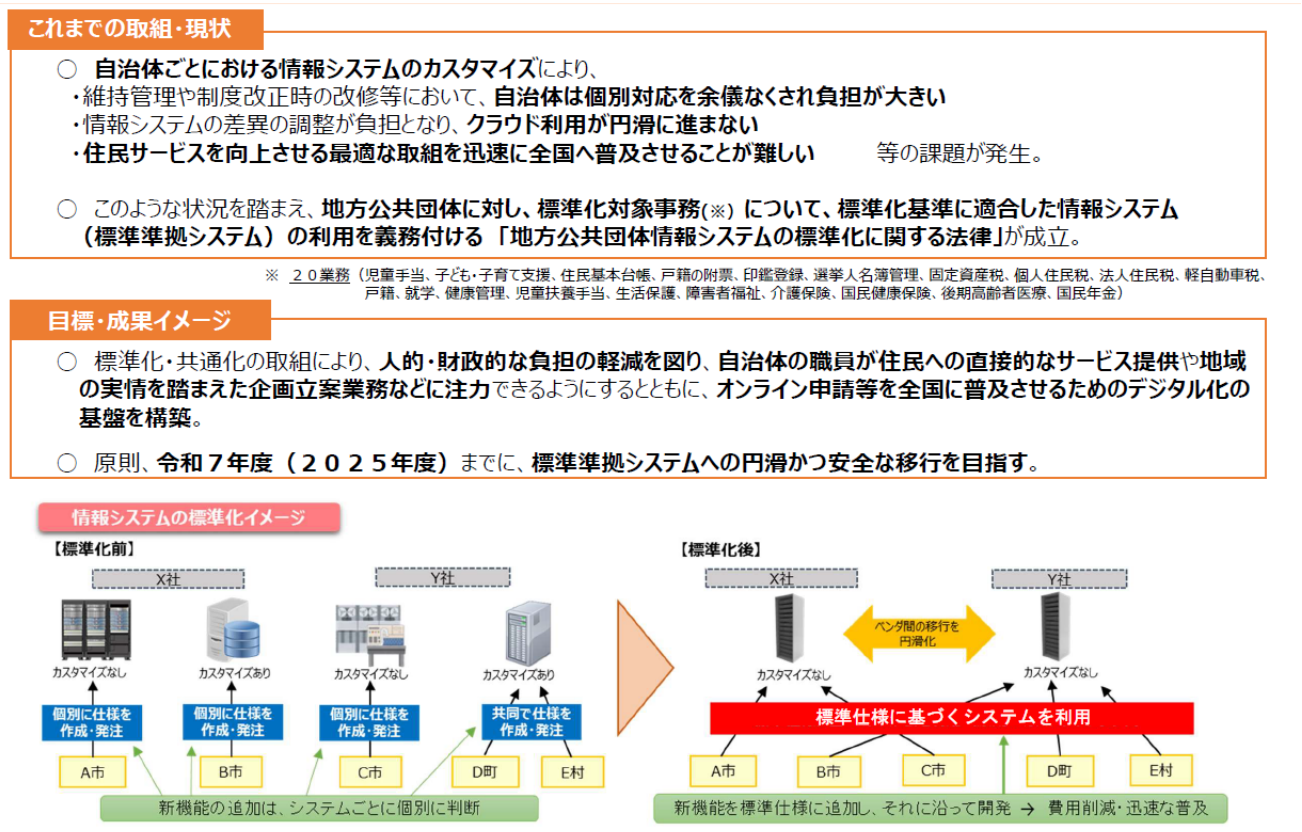
（4）自治体情報システムの標準化・共通化

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、地方公共団体に対し、標準化対象とした20業務について、標準化基準に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付けるものです。

原則、令和7（2025）年度末までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行をめざすこととなっており、標準準拠システムの利用と併せて、ガバメントクラウドの利用を推奨してきました（図表2－7参照）。

令和7（2025）年度末現在において、約7割の移行が完了していますが、移行が遅れている特定移行支援システムについては、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和6（2024）年12月24日閣議決定）に基づき、令和12（2030）年度末までに移行できるよう、引き続きデジタル基盤改革支援基金による財政支援を含め、地方公共団体を積極的に支援し、令和8（2026）年度末までにその多くの解消をめざすこととしています。

図表2－7 自治体情報システムの標準化・共通化（概要）

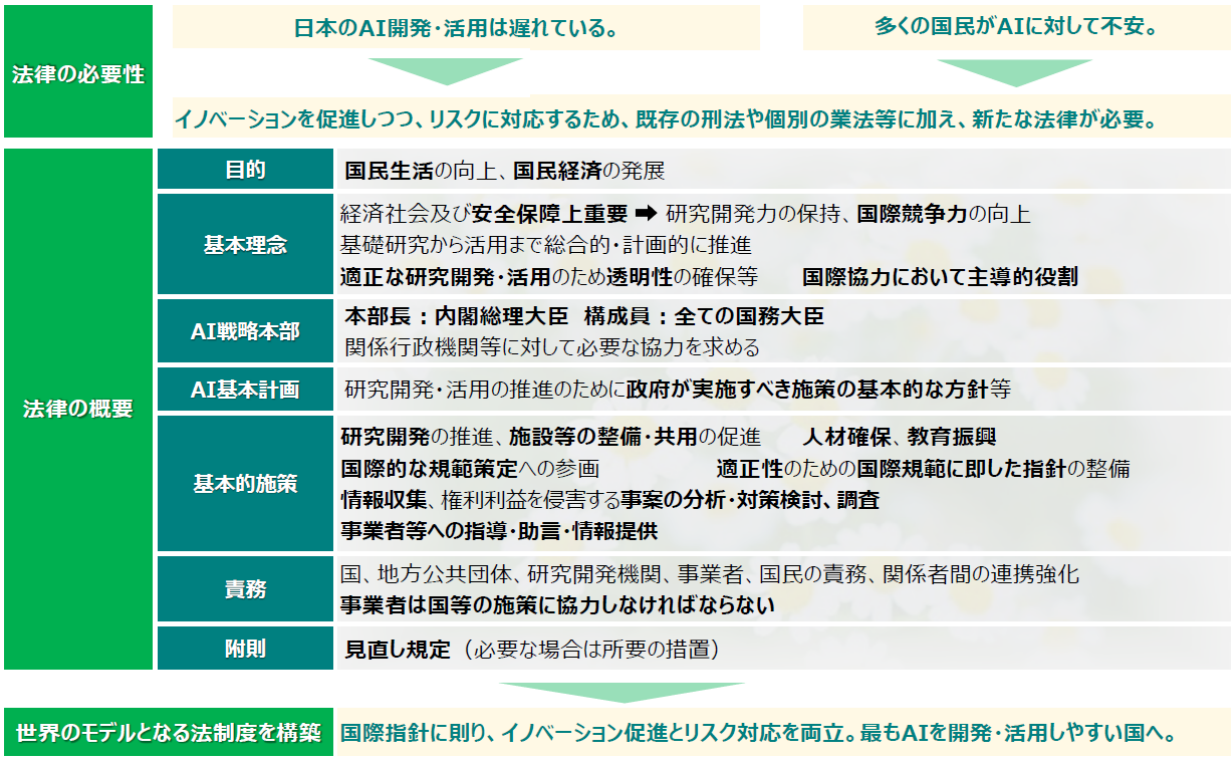


出典：総務省　自治体情報システムの標準化・共通化（概要資料）

（5）人工知能（AI）関連技術の研究開発及び活用の推進

生成 AI をはじめとする AI 技術のイノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、令和7（2025）年6月に「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI 法）」が公布・一部施行され、同年9月に全面施行されました（図表2－8参照）。

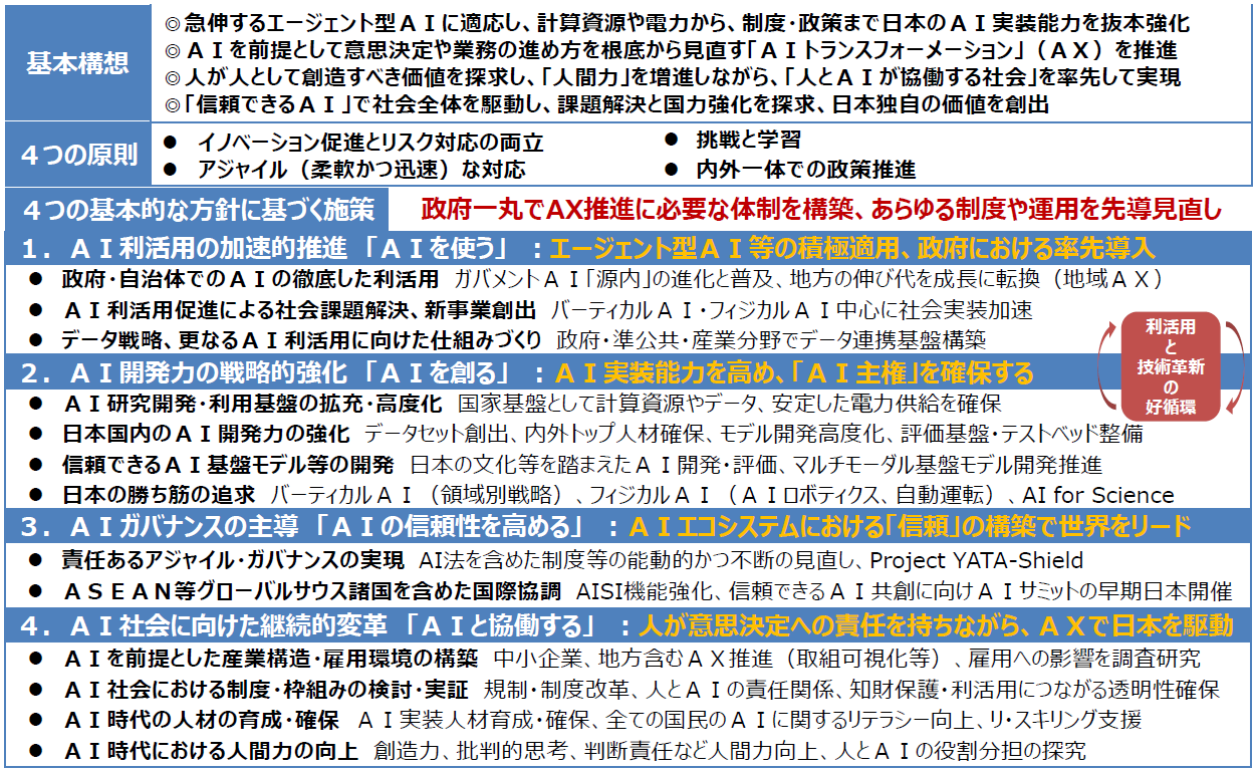
図表2－8 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（概要）



出典：内閣府　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI 法）（概要）

その後、令和7(2025)年12月には、AI 法第 18 条第1項の規定に基づき「人工知能基本計画(AI 基本計画)」を策定し、令和8(2026)年7月に第Ⅱ期 AI 基本計画に改定しました。第Ⅱ期 AI 基本計画では、AI を前提として意思決定や業務の進め方を根底から見直すAXを推進するため、政府一丸で AX 推進に必要な体制を構築するとともに、あらゆる制度や運用を先導的に見直す方針を示しています(図表2－9参照)。

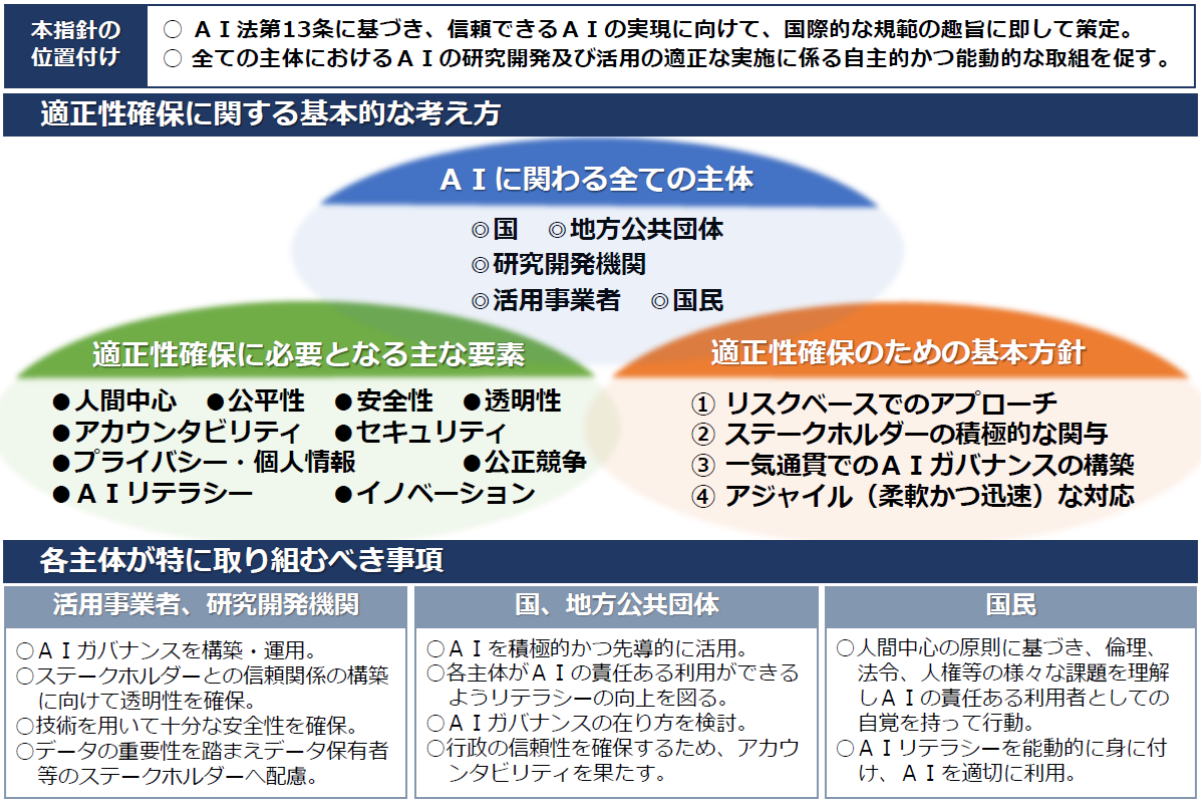
図表2－9 第Ⅱ期人工知能基本計画(概要)



出典:内閣府 人工知能基本計画の概要

また、令和7（2025）年12月に、AI 法第 13 条の規定に基づき「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針（AI 指針）」を策定し、信頼できる AI の実現に向けて、AI の研究開発・活用の適正性確保に必要となる基本方針、及び各主体が取り組むべき事項を定めました（図表2－10参照）。

図表2－10 人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針（概要）



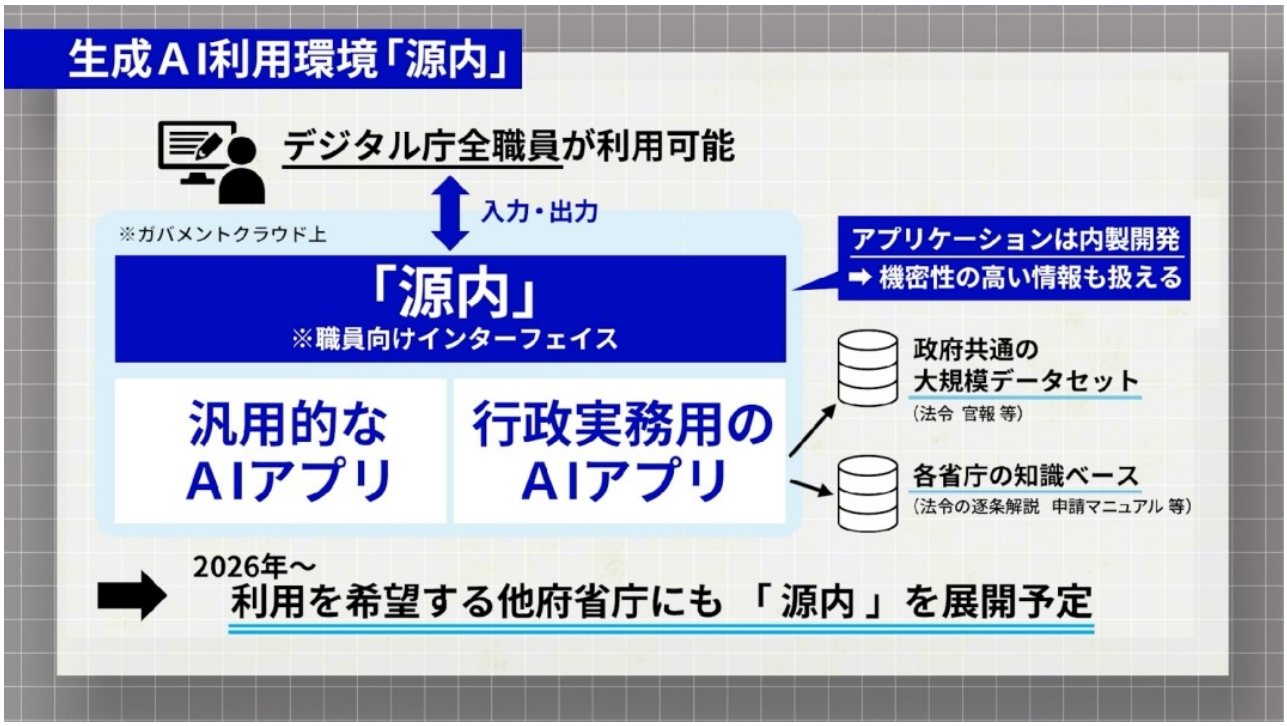
出典：内閣府 人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針の概要

AI 基本計画にて示された政府自らが先導的に AI を利活用するとの方針に基づき、デジタル庁は、生成 AI 利用環境「源内（げんない）」の実装を進めています（図表2－11参照）。

令和7（2025）年5月に、デジタル庁全職員が利用できる生成 AI 利用環境「源内」を内製開発で構築し、庁内での検証を進めた結果、生成 AI は行政業務の質の向上・効率化・省力化に有効であることが確認されました。これを受け、令和8（2026）年5月から、希望省庁に対する大規模導入実証に着手し、政府全体で行政実務における生成 AI 利用環境の効果や課題を検証しています。

デジタル庁は、「源内」をガバメント AI 構築の第一歩として位置付けており、将来的には全ての政府職員が業務の質の向上を実感できるよう、生成 AI 利用環境の高度化をめざすこととしています。

図表2－11 ガバメント AI「源内」



出典：デジタル庁 ガバメント AI「源内」について

3. 静岡県の情報化政策の動向

(1)静岡県行政経営推進プラン

県の行財政運営が直面する課題を踏まえ、行政経営のめざす姿を定め、その実現に向けた取組を示した「静岡県行政経営推進プラン」が、令和8(2026)年3月に策定されました。

人口減少社会への適応を着実に進めるとともに、少ない経営資源においても、県民のウェルビーイングの向上に資する持続可能な県政の実現を目指し、持続可能な財政運営の構築、時代に即した資産経営への転換、行政の生産性向上に取り組むこととしています。このうち、行政の生産性向上に向けた施策の中で、DXの推進に取り組むことを掲げています。

(2)静岡県による DX の取組

県は、人口減少社会において限られた経営資源を有効に活用し、持続可能な県政を実現するため、主に以下の事項に集中的に取り組み、DXを着実に推進することで、業務の効率化と生産性の向上を図ることとしています。

- **デジタルツールを活用した働き方改革(業務変革)の推進**

生成 AI 等を活用した業務効率化や行政手続のオンライン化の推進などにより、働き方改革を推進することとしています。デジタルツールの導入が目的とならないよう、業務内容や業務プロセス等を抜本的に見直し、再構築する業務改革(BPR)の手法に基づいた取組を行うこととしています。

- **デジタル人材の育成・確保**

「静岡県デジタル人材育成・確保方針」に基づき、職員のデジタルリテラシーの向上、DX推進の中核を担う人材の育成などに取り組むこととしています。

- **環境整備**

情報システムの最適化や、ネットワーク環境の見直し、セキュリティ対策の徹底など、デジタル環境の整備・充実を図ることとしています。

- **オープンデータの推進・官民データ活用の推進**

市町と協力しながらオープンデータの公開を推進していくとともに、出前講座等によりオープンデータについての知識を持ち、利活用できる人材の裾野を拡大することとしています。また、本県の強みである3次元点群データについて、引き続き様々な分野での利活用を図ることとしています。

- **市町等支援**

各市町におけるDXの推進に向け、必要な支援を実施することとしています。

4. 他自治体の情報化の動向

(1)自治体 DX の取組状況等

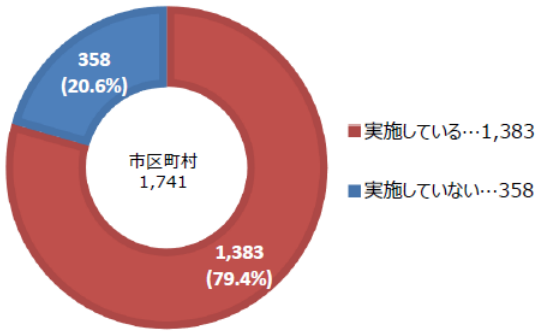
① DX・情報化についての職員育成

全国の市区町村のうち、1,383 団体(79.4%)が職員育成の取組を実施しています。

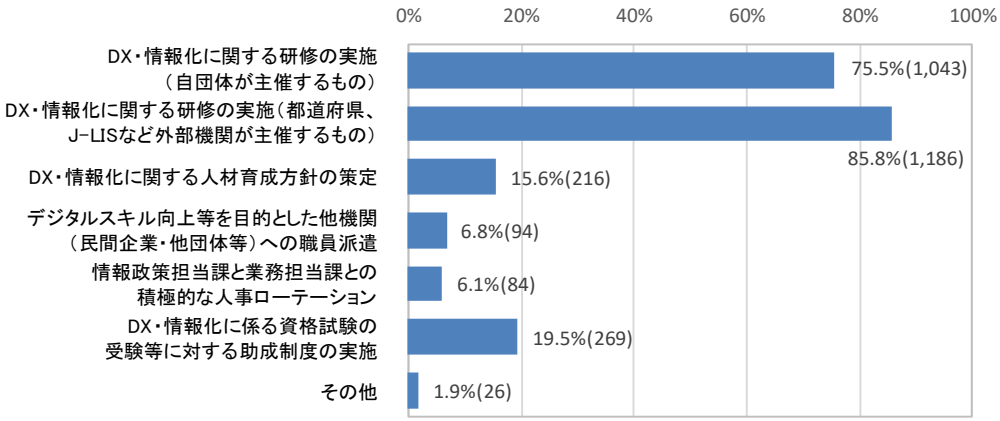
職員育成の取組を実施している市区町村のうち、外部機関が主催する研修を実施しているのは 1,186 団体(85.8%)、自団体が主催する研修を実施しているのは 1,043 団体(75.5%)です(図表2－12参照)。

図表2－12 DX・情報化を推進するための職員育成の取組の実施状況(令和6年4月1日時点)

[実施状況]



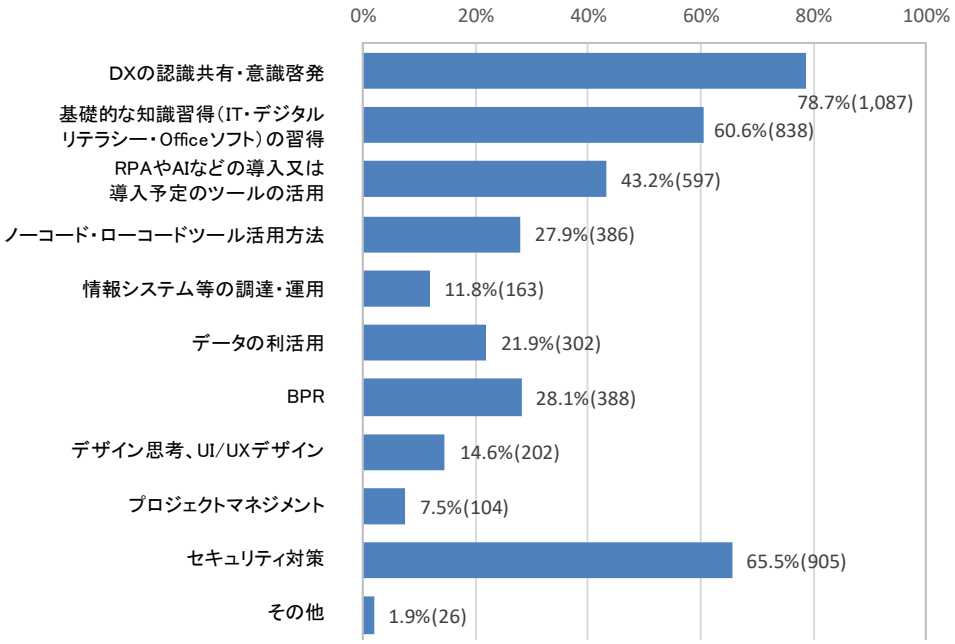
[取組内容]



出典:総務省 令和 6 年度自治体 DX・情報化推進概要より作成

DX・情報化に関する研修の内容（自団体が主催するもの又はJ-LISなど外部団体が主催するもの）は、「DX の認識共有・意識啓発」が最も多く、「セキュリティ対策」、「基礎的な知識の習得」が続いています（図表2－13参照）。

図表2－13 DX・情報化に関する研修の実施内容（令和6年4月1日時点）

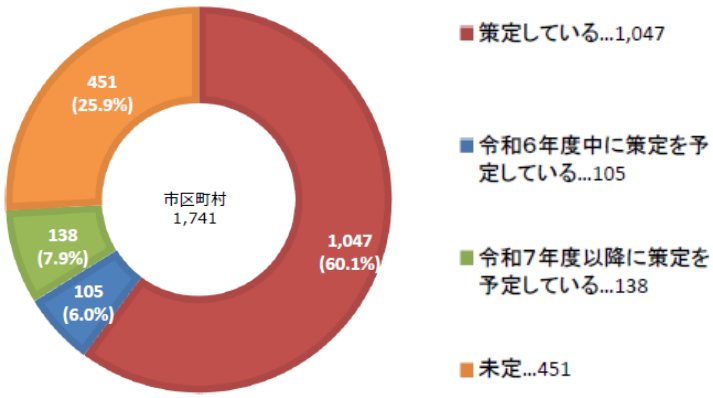


出典：総務省 令和6年度自治体 DX・情報化推進概要より作成

② DX を推進するための全体方針の策定

全国の市区町村のうち、1,047 団体（60.1%）が DX を推進するための全体方針を策定しています（図表2－14参照）。

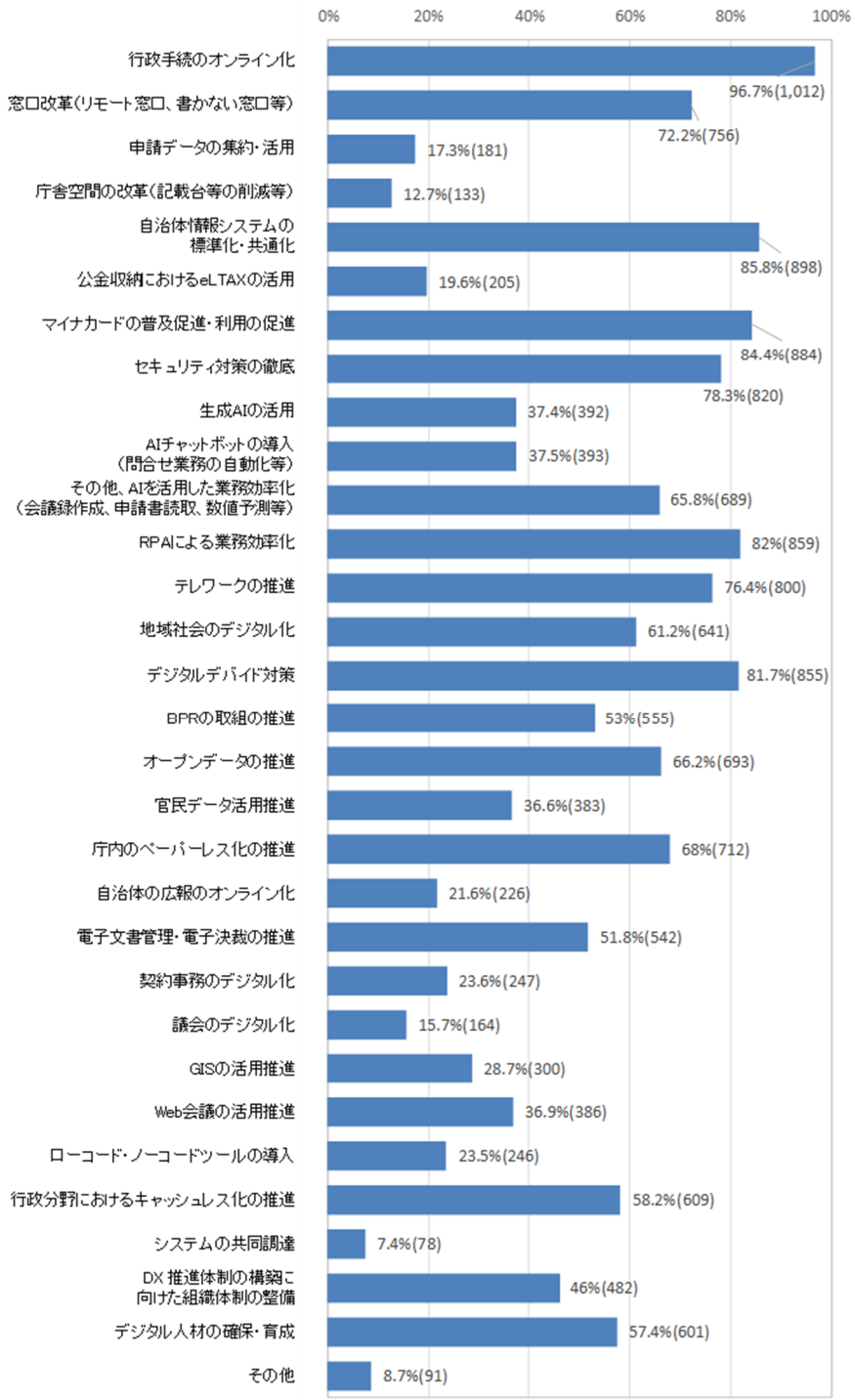
図表2－14 DX を推進するための全体方針の策定状況（令和6年4月1日時点）



出典：総務省 令和6年度自治体 DX・情報化推進概要

全体方針において掲げている事項は、「行政手続のオンライン化」が 1,012 団体（96.7%）と、最も多くなっています（図表2－15参照）。

図表2－15 DX を推進するための全体方針において掲げている事項（令和6年4月1日時点）

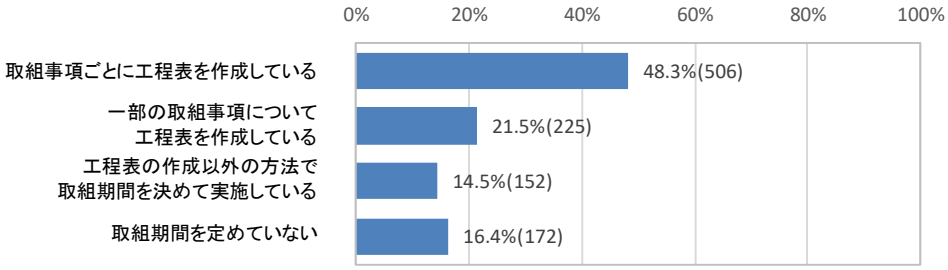


出典：総務省 令和6年度自治体 DX・情報化推進概要より作成

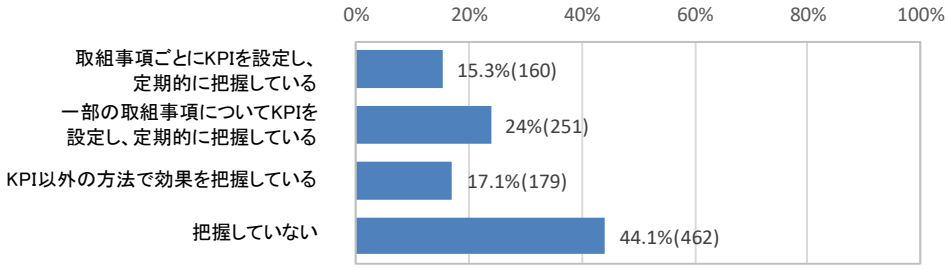
全体方針を策定している市区町村のうち、506 団体(48.3%)において、取組事項ごとに工程表を作成し、進捗管理を行っています。また、160 団体(15.3%)において、取組事項ごとに KPI を設定し、取組の効果を定期的に把握しています(図表2－16参照)。

図表2－16 全体方針の進捗管理(令和6年4月1日時点)

[工程表の作成]



[KPI の設定]



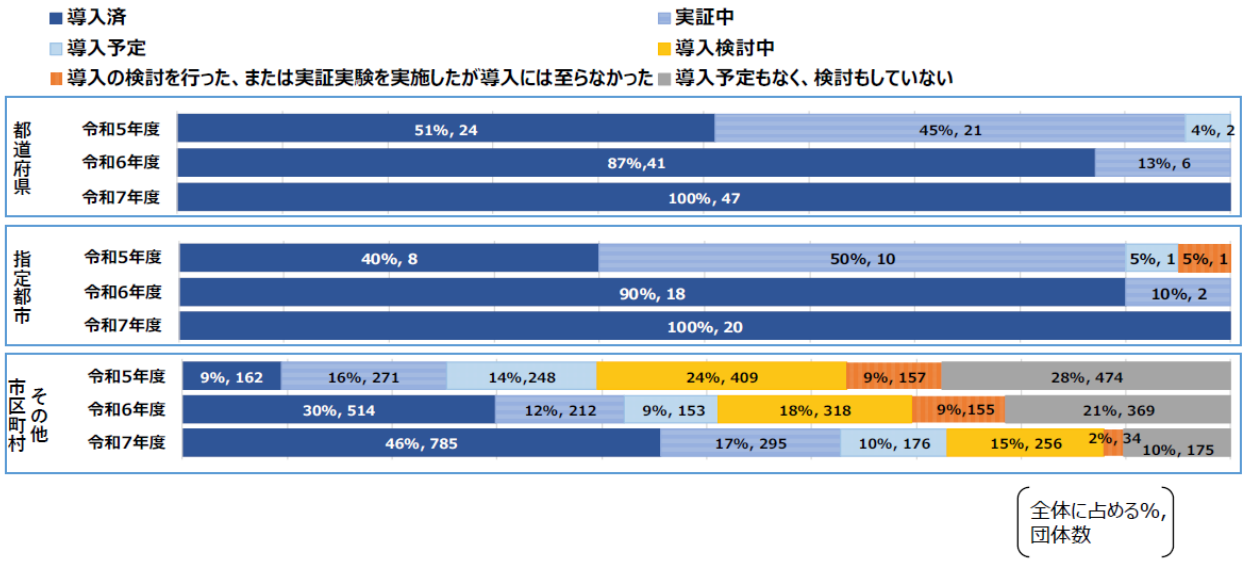
出典:総務省 令和6年度自治体 DX・情報化推進概要

(2)自治体業務の DX

① 生成 AI の導入状況

生成 AI を導入済みの団体は、令和7(2025)年 10 月末時点で、都道府県・指定都市で 100%、その他の市区町村で 46%となりました。実証中、導入予定、導入検討中を含めると、その他の市区町村の 88%が、生成 AI の導入に向けて取り組んでいます(図表2－17参照)。

図表2－17 自治体における生成 AI の実証実験・導入状況



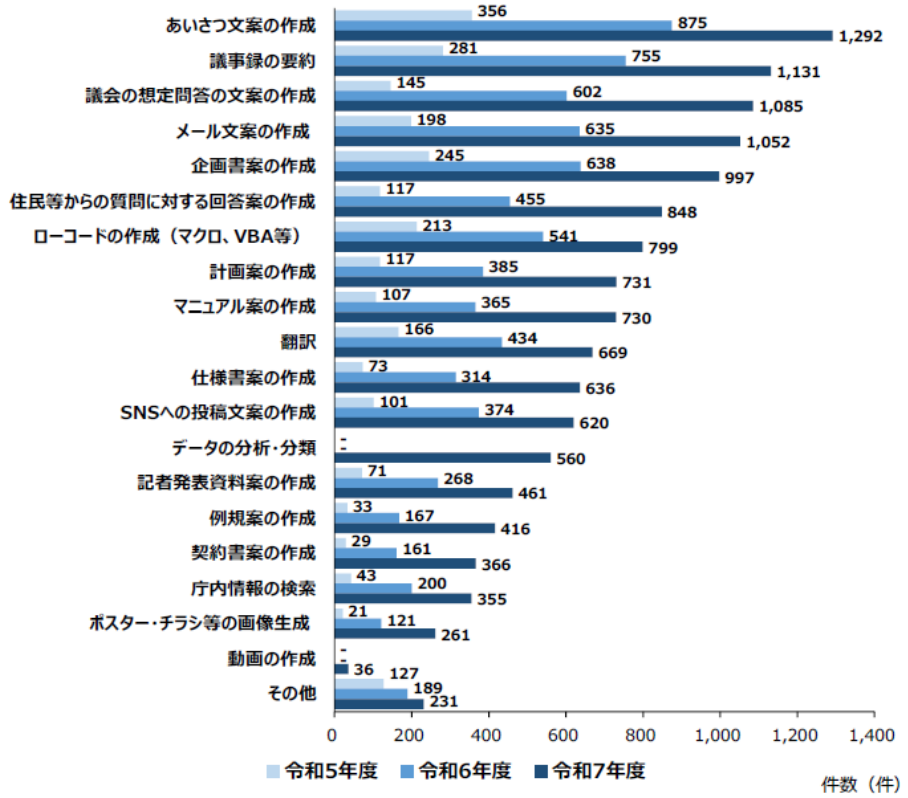
※令和5年度:令和5(2023)年12月31日現在
※令和6年度:令和6(2024)年12月31日現在
※令和7年度:令和7(2025)年10月31日現在

出典:総務省 令和7年度自治体における生成 AI 導入状況

自治体において導入している生成 AI の活用事例は、回答の多い順に「あいさつ文案の作成」、「議事録の要約」、「議会の想定問答の文案の作成」、「メール文案の作成」、「企画書案の作成」となっています（図表2－18参照）。

生成 AI の導入効果として、活用事例の多い「あいさつ文案作成」「メール文案作成」等の文章作成で月 51 時間（73％）の業務削減効果があったほか、ローコードの作成など各種活用事例で効果があがっています。

図表2－18 自治体において導入している生成 AI の具体的な活用事例

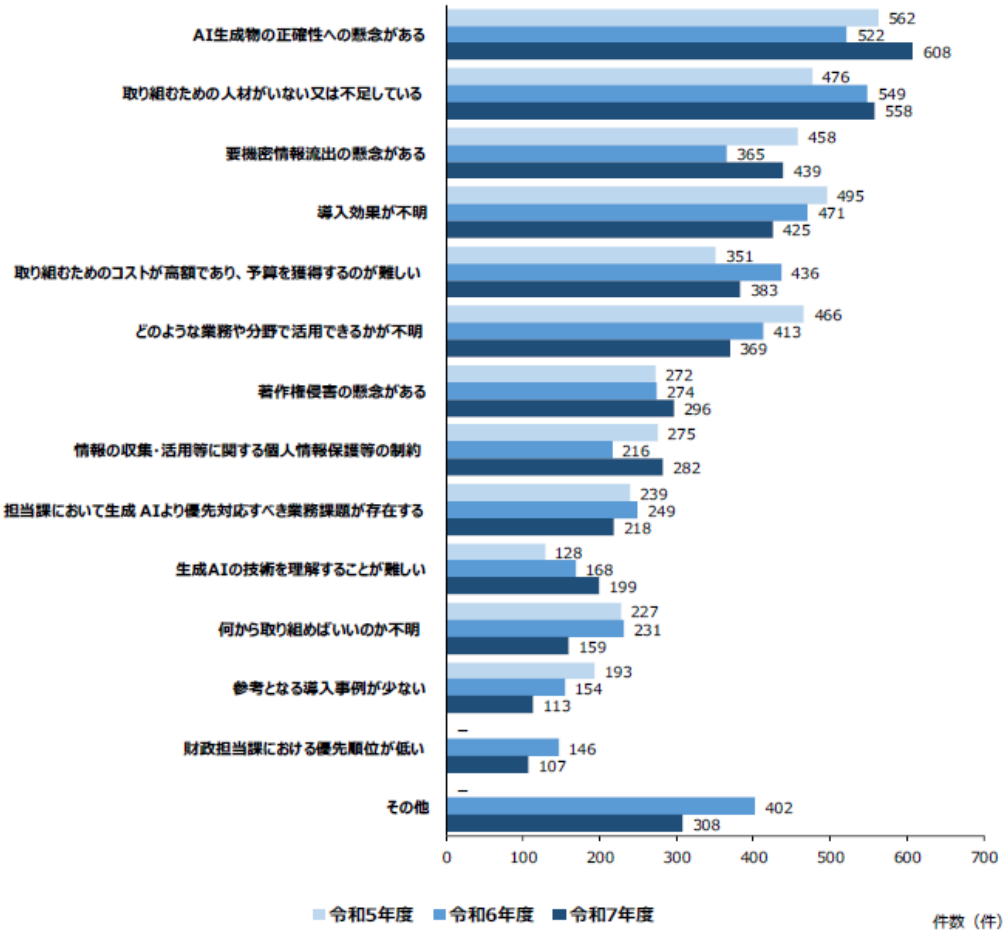


※令和5年度：令和5（2023）年12月31日現在
※令和6年度：令和6（2024）年12月31日現在
※令和7年度：令和7（2025）年10月31日現在

出典：総務省 令和7年度自治体における生成 AI 導入状況

生成 AI の導入における課題は、回答の多い順に「AI 生成物の正確性への懸念がある」、「取り組むための人材がいない又は不足している」、「要機密情報流出の懸念がある」となっています（図表2－19参照）。

図表2－19 生成 AI の導入における課題



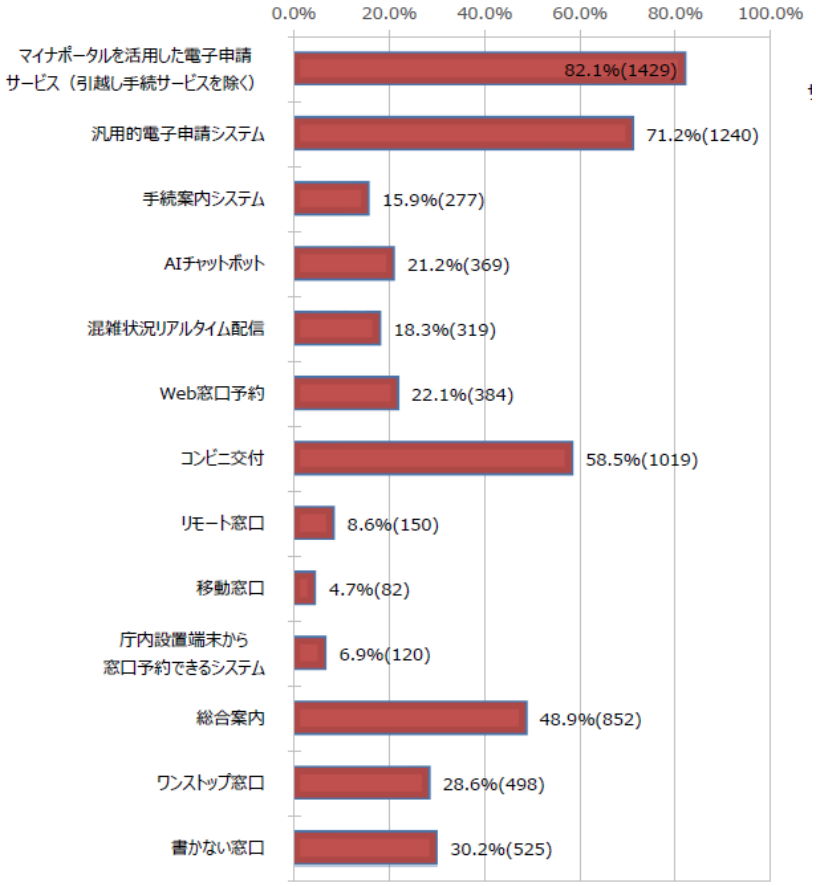
※令和5年度：令和5（2023）年12月31日現在
※令和6年度：令和6（2024）年12月31日現在
※令和7年度：令和7（2025）年10月31日現在

出典：総務省 令和7年度自治体における生成 AI 導入状況

② 自治体フロントヤード改革の取組状況

住民との接点の多様化について取り組んでいる団体は、回答の多い順に「マイナポータルを活用した電子申請サービス（引越し手続サービスを除く）」、「汎用的電子申請システム」、「コンビニ交付」、「総合案内」となっています（図表2－20参照）。

図表2－20 住民との接点の多様化の取組状況（令和6年4月1日時点）

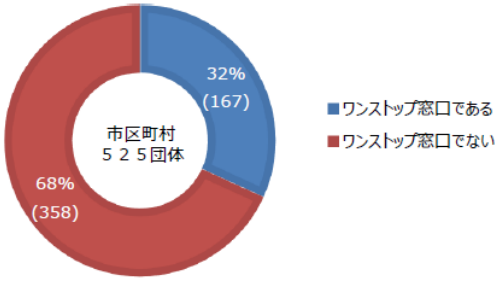


出典：総務省 令和6年度自治体 DX・情報化推進概要

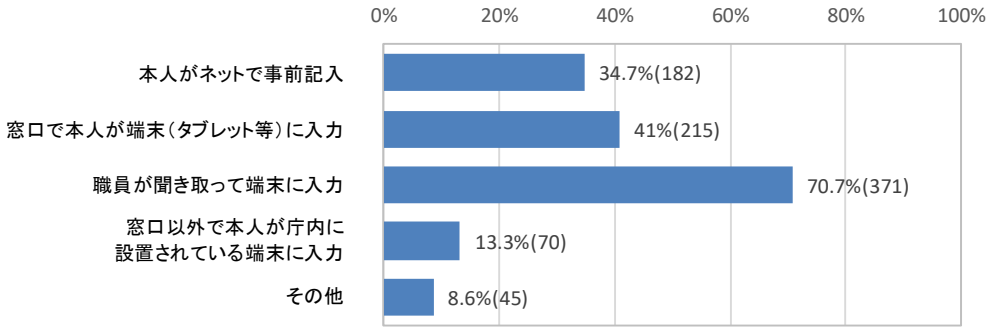
「書かない窓口」に取り組んでいる 525 団体のうち、書かない窓口をワンストップ窓口で運用している団体は 32%でした。また書かない窓口の実施方法は、回答の多い順に「職員が聞き取って端末に入力」、「本人が端末に入力」、「本人がネットで事前記入」となっています（図表2－21参照）。

図表2－21 「書かない窓口」の取組状況（令和6年4月1日時点）

[書かない窓口をワンストップ窓口で運用している団体]



[書かない窓口の実施方式]
（複数回答）



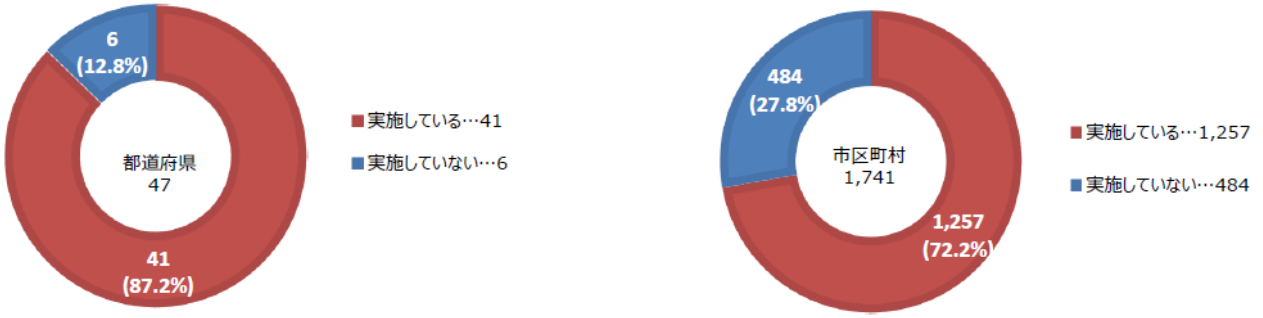
出典：総務省 令和6年度自治体 DX・情報化推進概要

④ デジタルデバイド対策の実施状況

地方公共団体独自のデジタルデバイド対策は、都道府県では約 87%、市区町村で約 72%が実施しています（図表2－22 参照）。

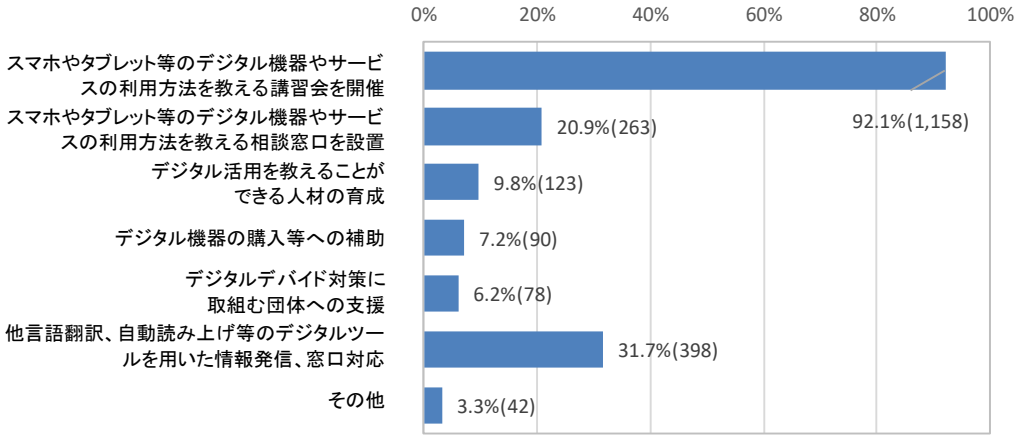
デジタルデバイド対策の具体的な施策は、スマホやタブレット等のデジタル機器やサービスの利用方法を教える講習会を開催している団体が最も多い状況となっています（図表2－23 参照）。

図表2－22 地方公共団体独自のデジタルデバイド対策の実施状況（令和6年4月1日時点）



出典：総務省 令和6年度自治体 DX・情報化推進概要

図表2－23 デジタルデバイド対策の具体的な施策（複数回答）（令和6年4月1日時点）



出典：総務省 令和6年度自治体 DX・情報化推進概要

5. 情報化の動向のまとめ

国の動向、静岡県の動向、他自治体の動向をまとめると以下のようになります。

国の動向	● 地域における豊かで便利な生活を実現するため、DX の取組も活用しつつ、AI の利活用を一体的に推進する AX により、これまでの DX の取組を大幅に加速し拡大する、“AX/DX”を推進する方針が示された。 ● 自治体が重点的に取り組むべき事項・内容として、「自治体フロントヤード改革の推進」「地方公共団体情報システムの標準化・共通化等の推進」「マイナンバーカードの利用の推進」「セキュリティ対策の徹底」「AI 利用・テレワークの推進」等が示された。 ● 「世界で最も AI を開発・活用しやすい国」を目指し、AI 関連技術の研究開発及び活用の推進についての「4原則（イノベーション促進とリスク対応の両立、挑戦と学習、アジャイルな対応、内外一体での政策推進）」と「4つの基本的な方針（AI を使う、AI を創る、AI の信頼性を高める、AI と協働する）」が示された。
静岡県の動向	● 人口減少社会への適応を着実に進めるとともに、少ない経営資源においても、県民のウェルビーイングの向上に資する持続可能な県政の実現を目指し、DXの推進をはじめとした行政の生産性向上等に取り組むこととしている。 ● 人口減少社会において限られた経営資源を有効に活用し、持続可能な県政を実現するため、デジタルツールを活用した働き方改革（業務変革）の推進やデジタル人材の育成・確保などに集中的に取り組み、DXを着実に推進することとしている。
他自治体の動向	● 全国の市区町村によるDX推進の取組のうち、「DX・情報化を推進するための職員育成」は約80%、「DX を推進するための全体方針の策定」は約60%の市区町村で実施されている。 ● 生成 AI を導入済みの市区町村は 46%、実証中、導入予定、導入検討中を含めると 88%が取り組んでいる。生成 AI の活用事例は、「あいさつ文案の作成」、「議事録の要約」、「議会の想定問答の文案の作成」、「メール文案の作成」等となっている。 ● 住民との接点の多様化に向けた取組については、「マイナポータルを活用した電子申請サービス」、「汎用的電子申請システム」、「コンビニ交付」等が多い。 ● 全国の市区町村のうち、デジタルデバイド対策は 72%が実施している。

国が発出したデジタル社会の実現に向けた各種計画では、自治体が取り組むべき事項・内容が示されており、本市においても、これらに取り組むことが重要であると考えます。

また、国の動向のほか、県の動向や他自治体の動向を踏まえ、本市の政策との整合性を図りつつ、市全体を発展させる取組を、デジタルを原動力として進めていくことが重要であると言えます。

第3章　本市の情報化に対する意向

1.　市民向けアンケートの結果

市民の現状とニーズを的確に把握するため、情報化に関する「市民向けアンケート」を実施しました。[1]
調査概要は以下のとおりです。

【実施期間】
令和7（2025）年12月～令和8（2026）年1月

【回答方式】
インターネット上のアンケートフォーム
調査票への記入

【調査対象】
富士市民、市内に通勤・通学している人
令和7（2025）年度初心者向けスマホ教室参加者
市内まちづくりセンター来庁者
市立高校生徒（1・2年生）の祖父母
市内小中学校児童生徒の保護者

【回答数】
1,316 人

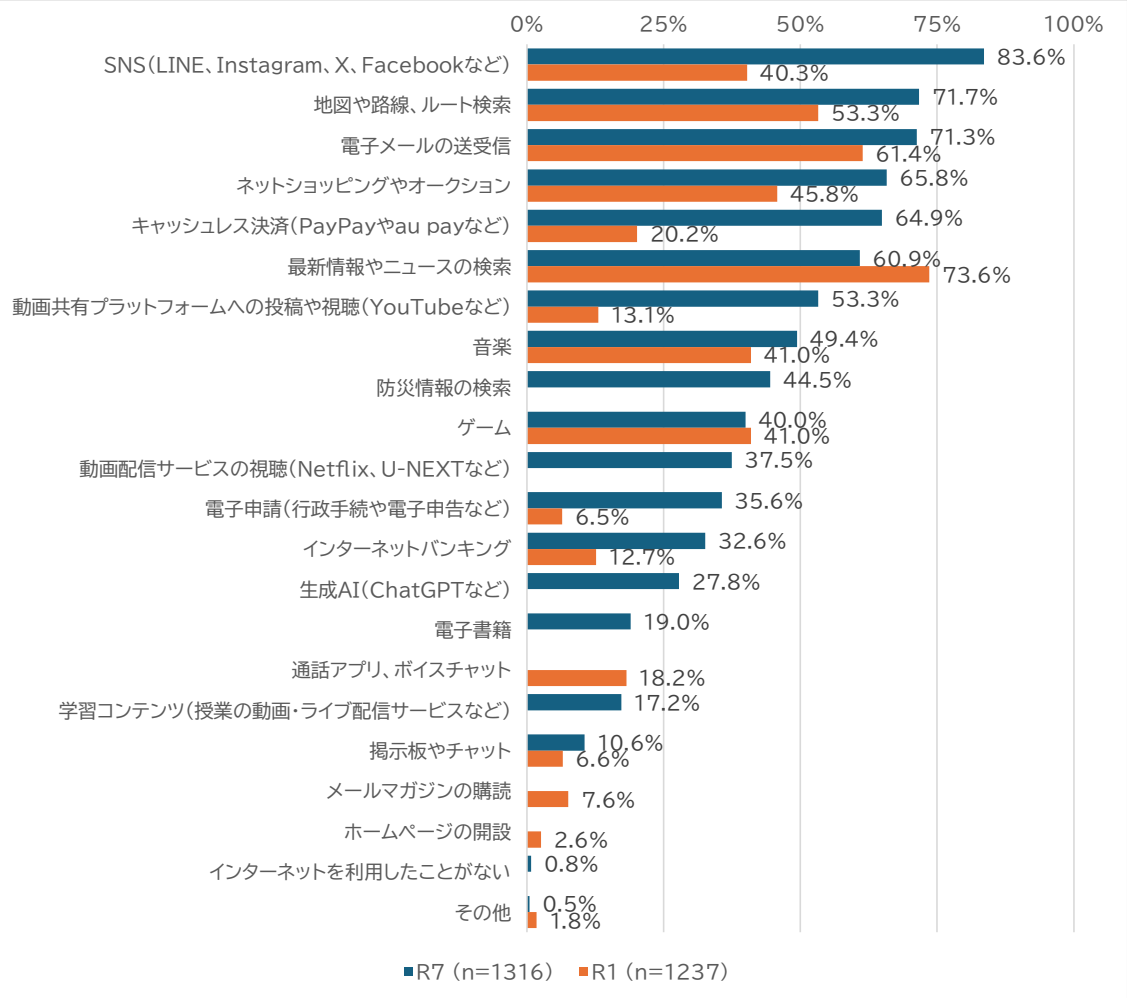
[1] 本章の図表中の割合（%）については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

(1)インターネットの利用について

インターネットの利用目的は、「SNS」が最も多く、「地図や路線、ルート検索」、「電子メールの送受信」が続いています。

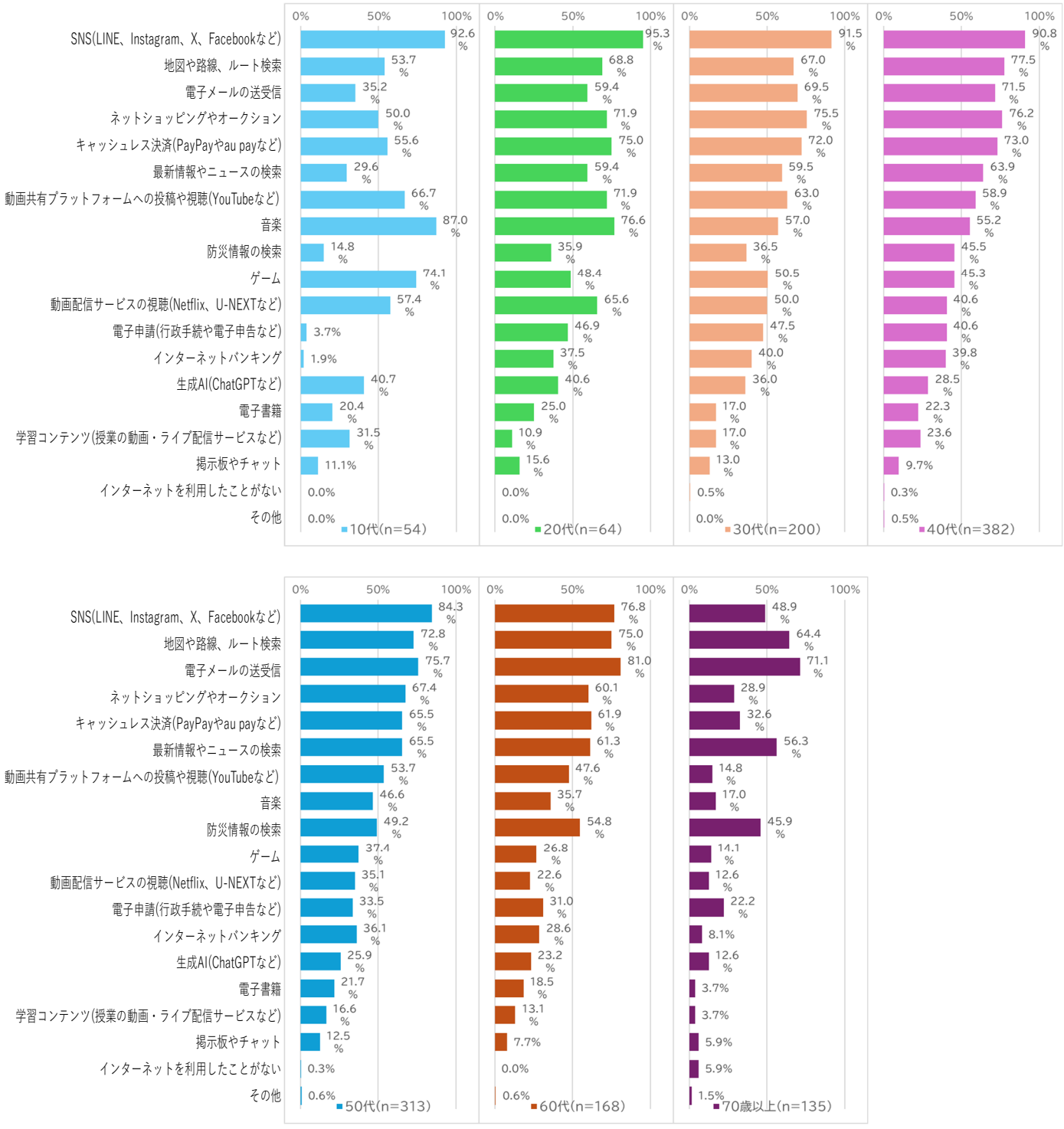
過去の調査結果と比較すると、「SNS」や「キャッシュレス決済」、「動画共有プラットフォーム」、「電子申請」などが大きく増加している一方、「最新情報やニュースの検索」が減少するなど、利用目的に変化が見られました(図表3－1参照)。

図表3－1 インターネットの利用目的(経年比較)



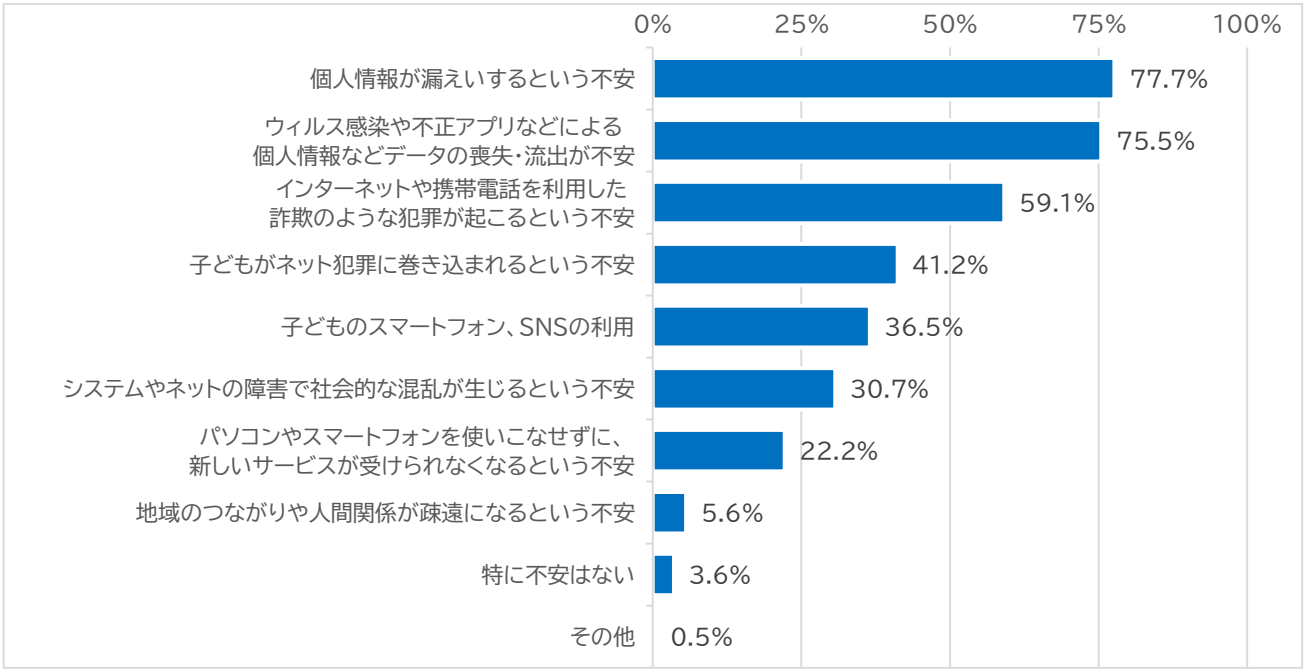
年代別に比較すると、10 代、20 代は「SNS」が最も多く、次いで「音楽」が多い一方、「電子メール」が他の年代に比べて少ない傾向にあります。また、60 代、70 歳以上は「SNS」よりも「電子メール」が最も多い結果となりました（図表3－2参照）。

図表3－2 インターネットの利用目的（年代別）



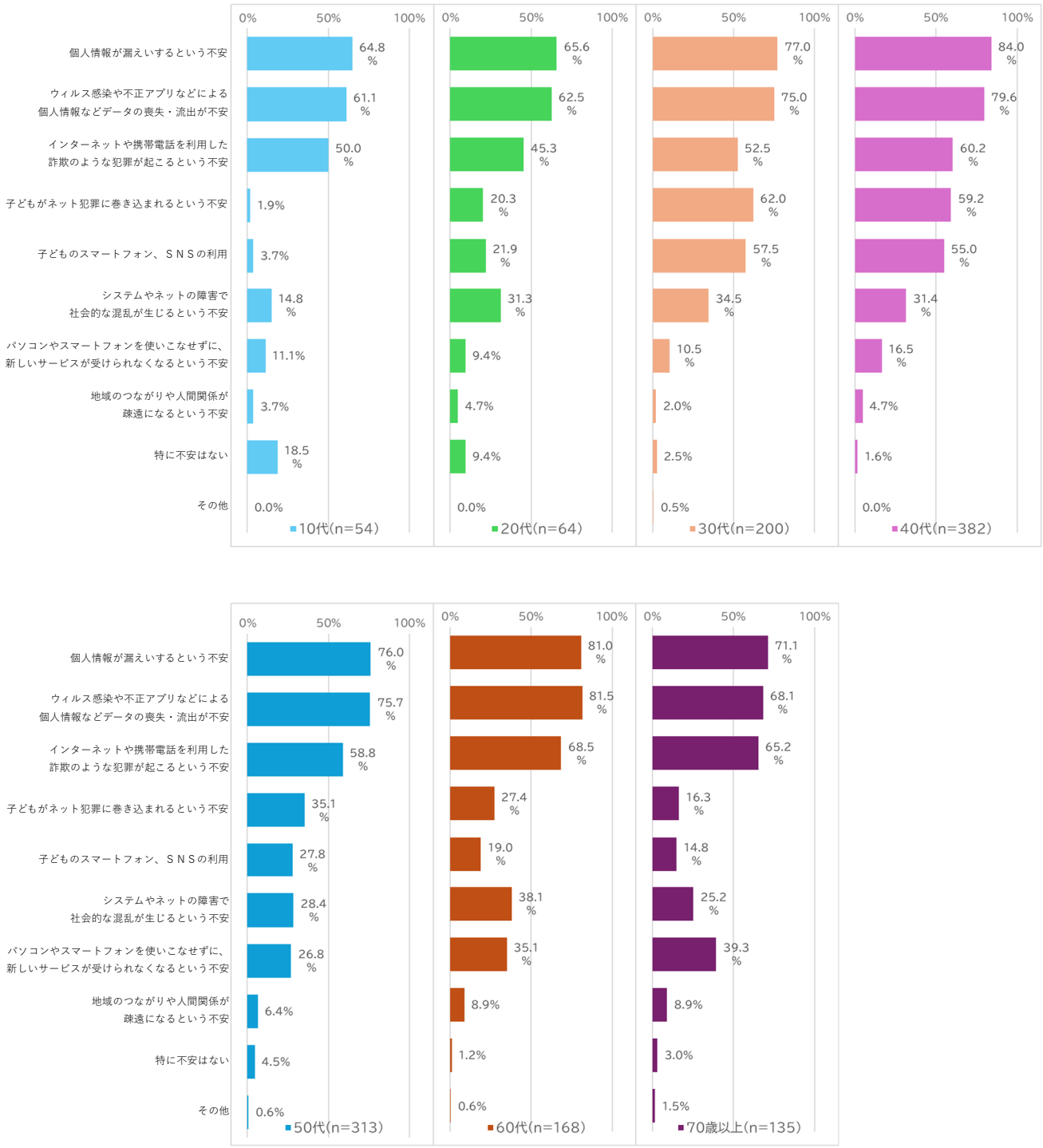
インターネットを利用する際に不安に感じる点は、「個人情報の漏えい」や「ウィルス感染・不正アプリ等によるデータの喪失・流出」、「詐欺等の犯罪に巻き込まれる」など、情報セキュリティに関する項目が上位となりました（図表3－3参照）。

図表3－3 インターネットを利用する際に不安に感じる点（N=1316）



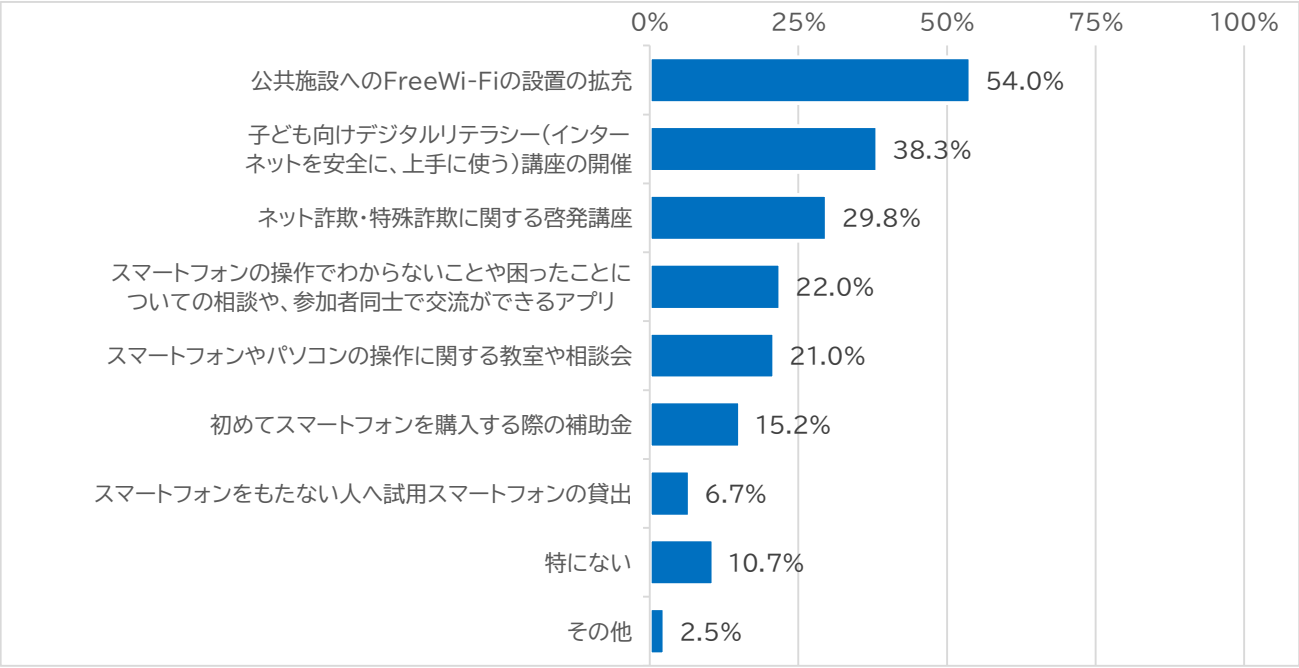
年代別に比較すると、いずれの年代も「個人情報の漏えい」や「データの喪失・流出」に関する項目が最も多い結果となりました。一方で、30 代、40 代では子どものインターネット利用に関する項目が他の年代に比べて多く、50 代、60 代、70 歳以上ではパソコンやスマートフォンの操作に関する項目が他の年代に比べて多い結果となりました（図表3－4参照）。

図表3－4 インターネットを利用する際に不安に感じる点（年代別）



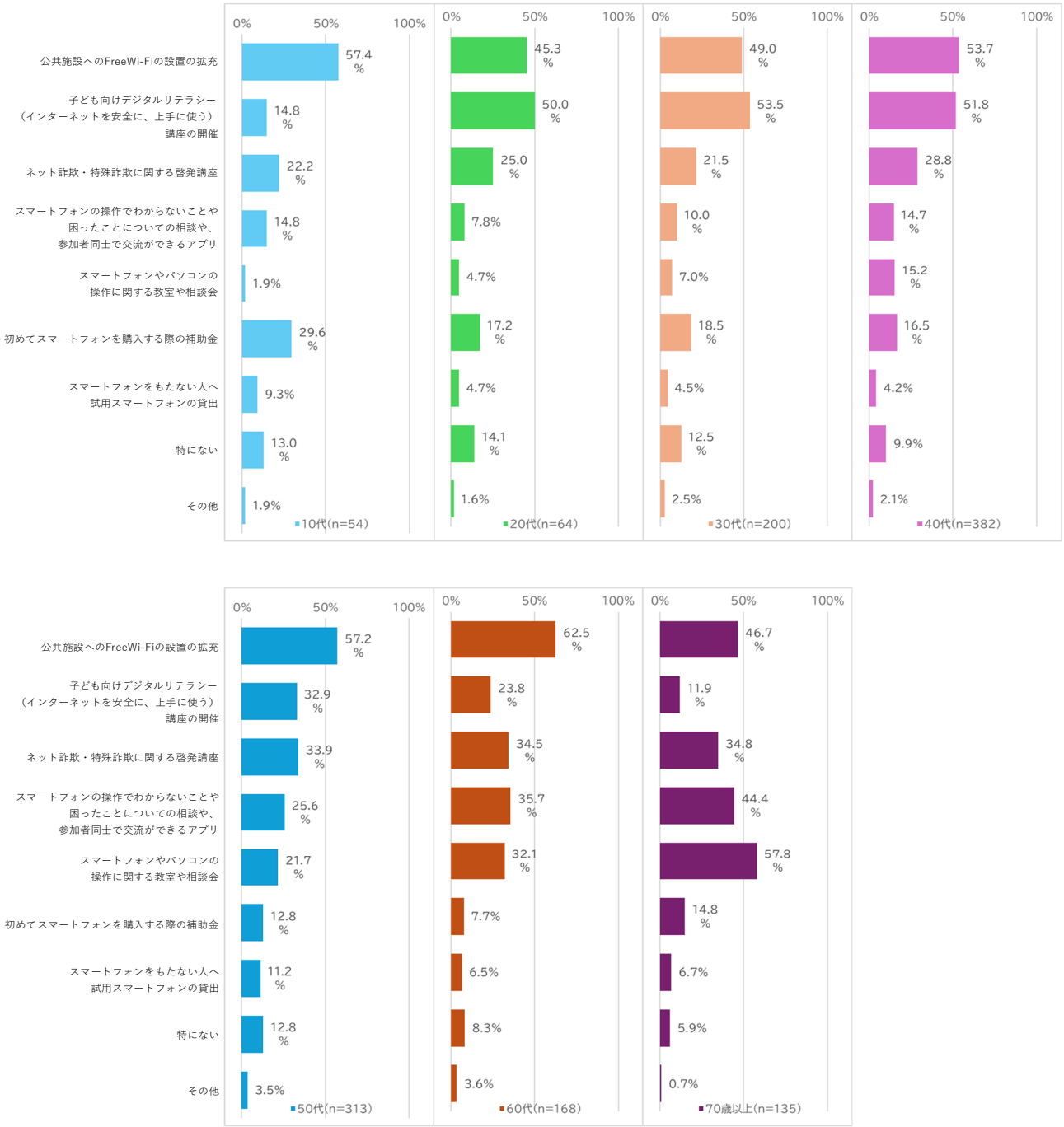
インターネットを利用する際に、あれば便利だと思うサービスは、「公共施設への FreeWi-Fi の設置の拡充」、「子ども向けデジタルリテラシー講座」、「特殊詐欺等に関する啓発講座」が上位となりました（図表3－5参照）。

図表3－5 インターネット利用にあたり、あれば便利だと思うサービス（N=1316）



年代別に比較すると、20 代、30 代では「子ども向けデジタルリテラシー講座」が最も多く、70 歳以上では「スマートフォン等の操作に関する教室」が最も多い結果となりました（図表3－6参照）。

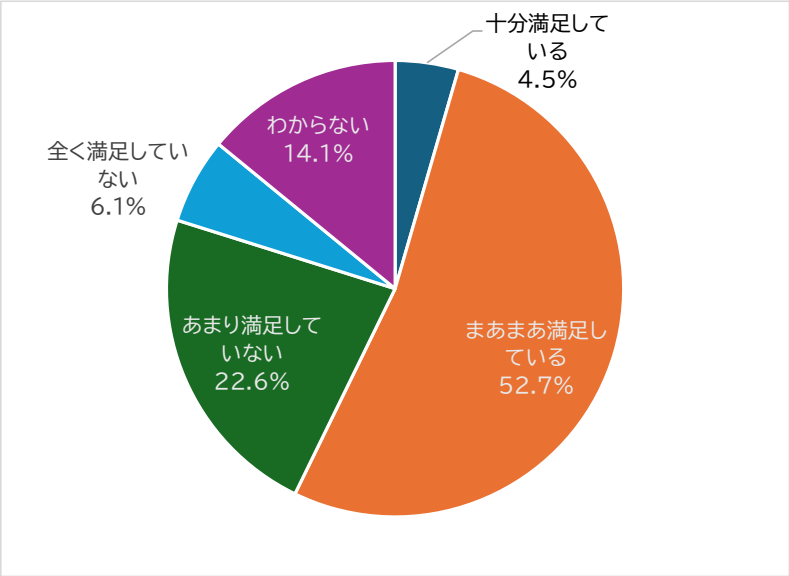
図表3－6 インターネット利用にあたり、あれば便利だと思うサービス（年代別）



(2)行政情報の提供について

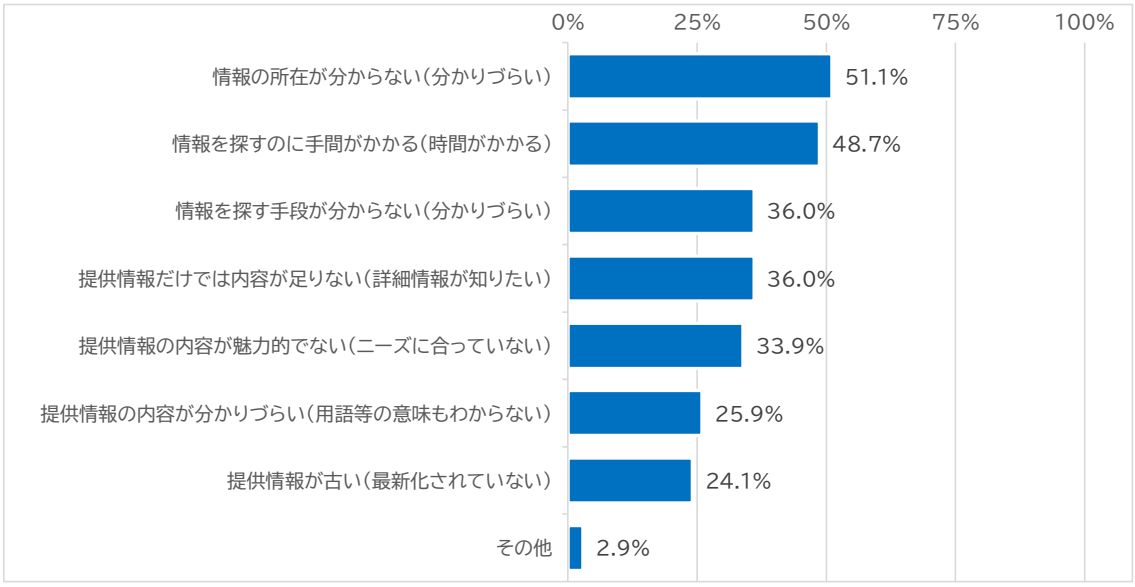
富士市の行政情報の提供に対する満足度は、「十分満足している」が 4.5%、「まあまあ満足している」が 52.7%と、満足している層が過半数となりました(図表3－7参照)。

図表3－7 富士市の行政情報の提供について満足しているか(N=1316)



富士市の行政情報の提供に満足していない(「あまり満足していない」「全く満足していない」)理由は、「情報の所在が分からない」、「情報を探すのに手間がかかる」などが上位となりました(図表3－8参照)。

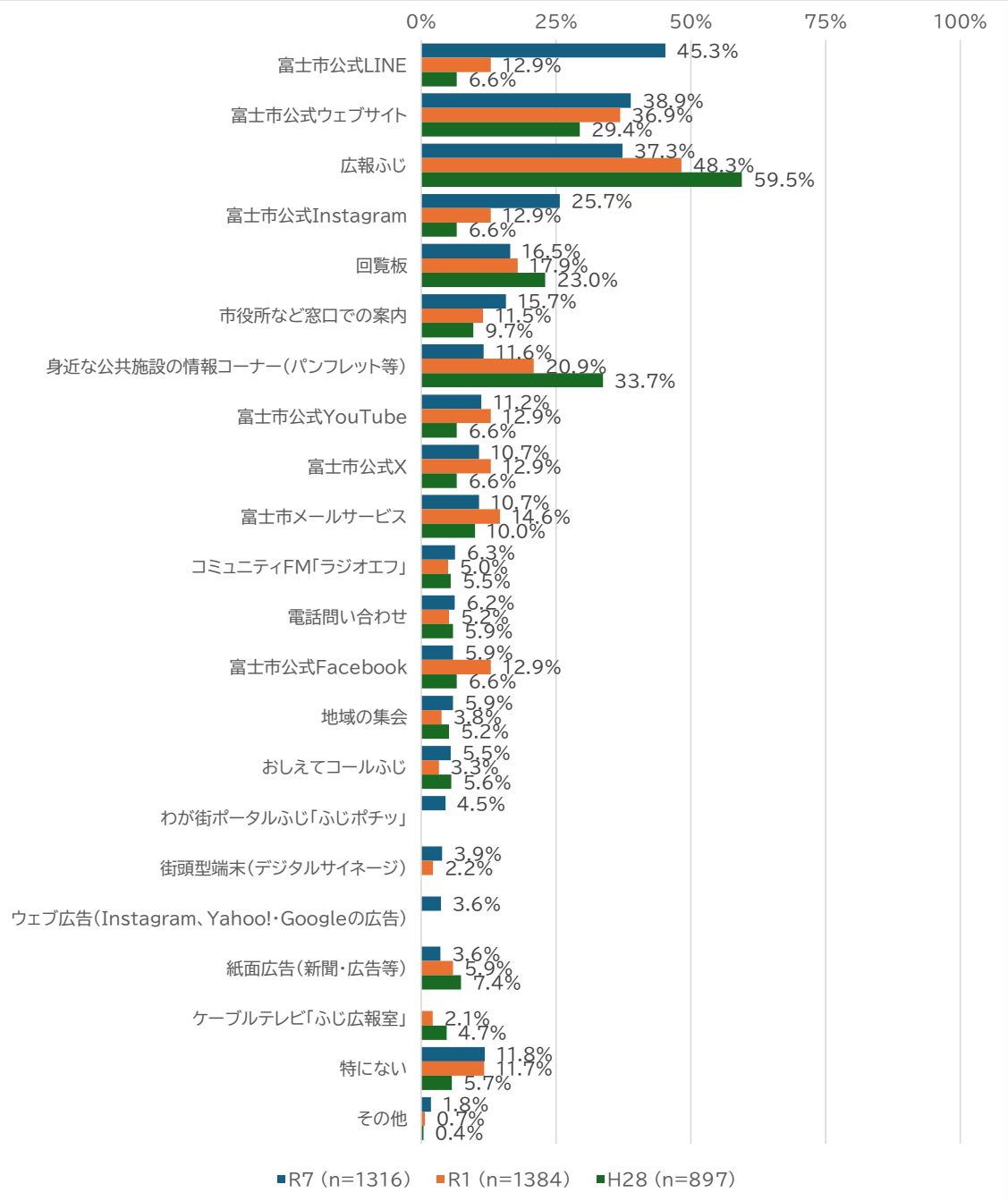
図表3－8 富士市の行政情報の提供について満足していない理由(N=378)



今後充実してほしい富士市の情報提供手段は、「富士市公式 LINE」、「富士市公式ウェブサイト」、「広報ふじ」が上位となりました。

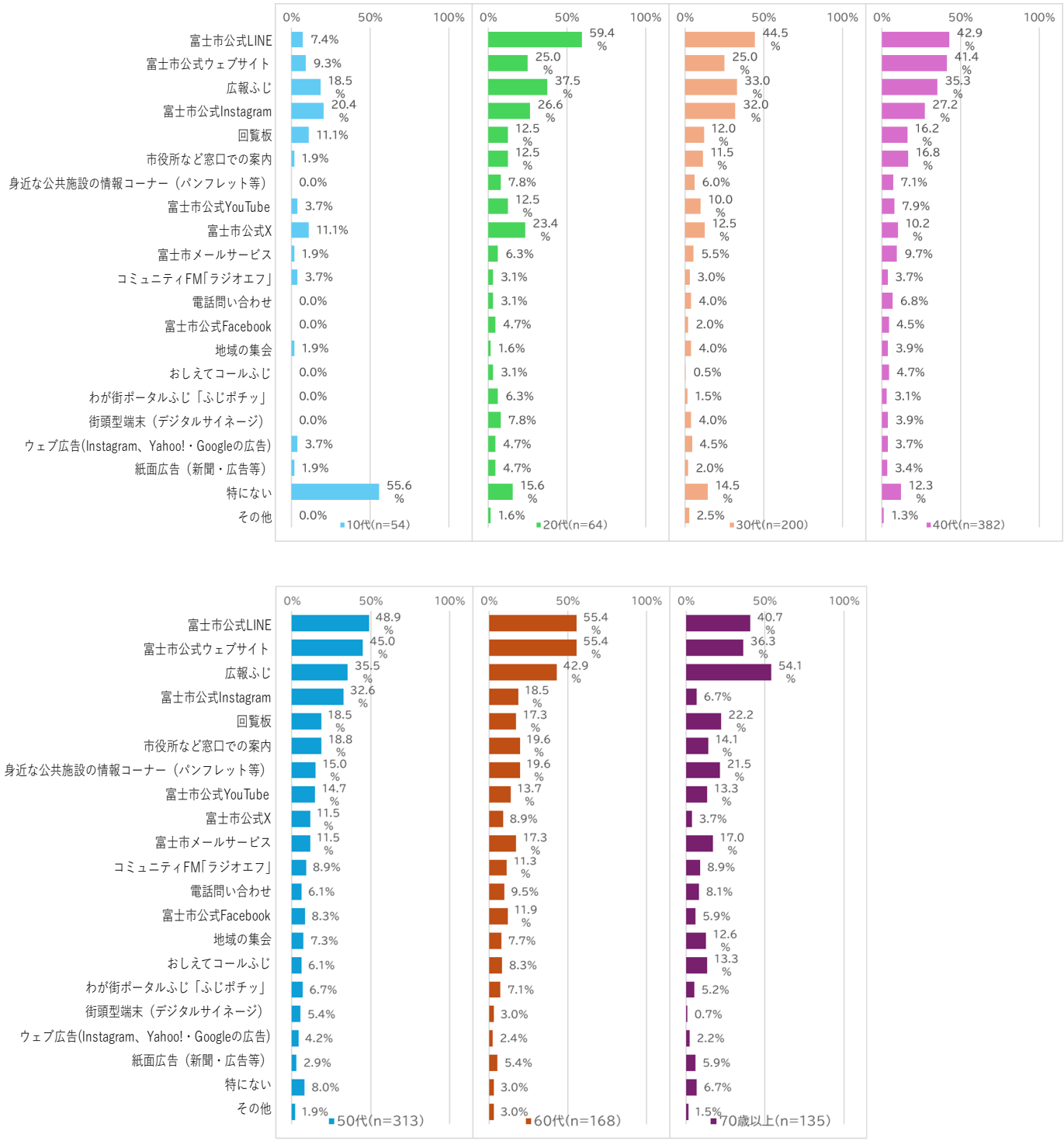
過去の調査結果と比較すると、「富士市公式 LINE」及び「富士市公式 Instagram」は大きく増加しましたが、一方で「広報ふじ」及び「公共施設の情報コーナー」は減少しました（図表3－9参照）。

図表3－9 今後充実してほしい富士市の情報提供手段（経年比較）



年代別に比較すると、20 代から 50 代では「富士市公式 LINE」が最も多く、60 代では「富士市公式 LINE」と「富士市公式ウェブサイト」が並んで最も多くなっています。一方、70 歳以上では「広報ふじ」が最も多い結果となりました（図表3－10参照）。

図表3－10 今後充実してほしい富士市の情報提供手段（年代別）

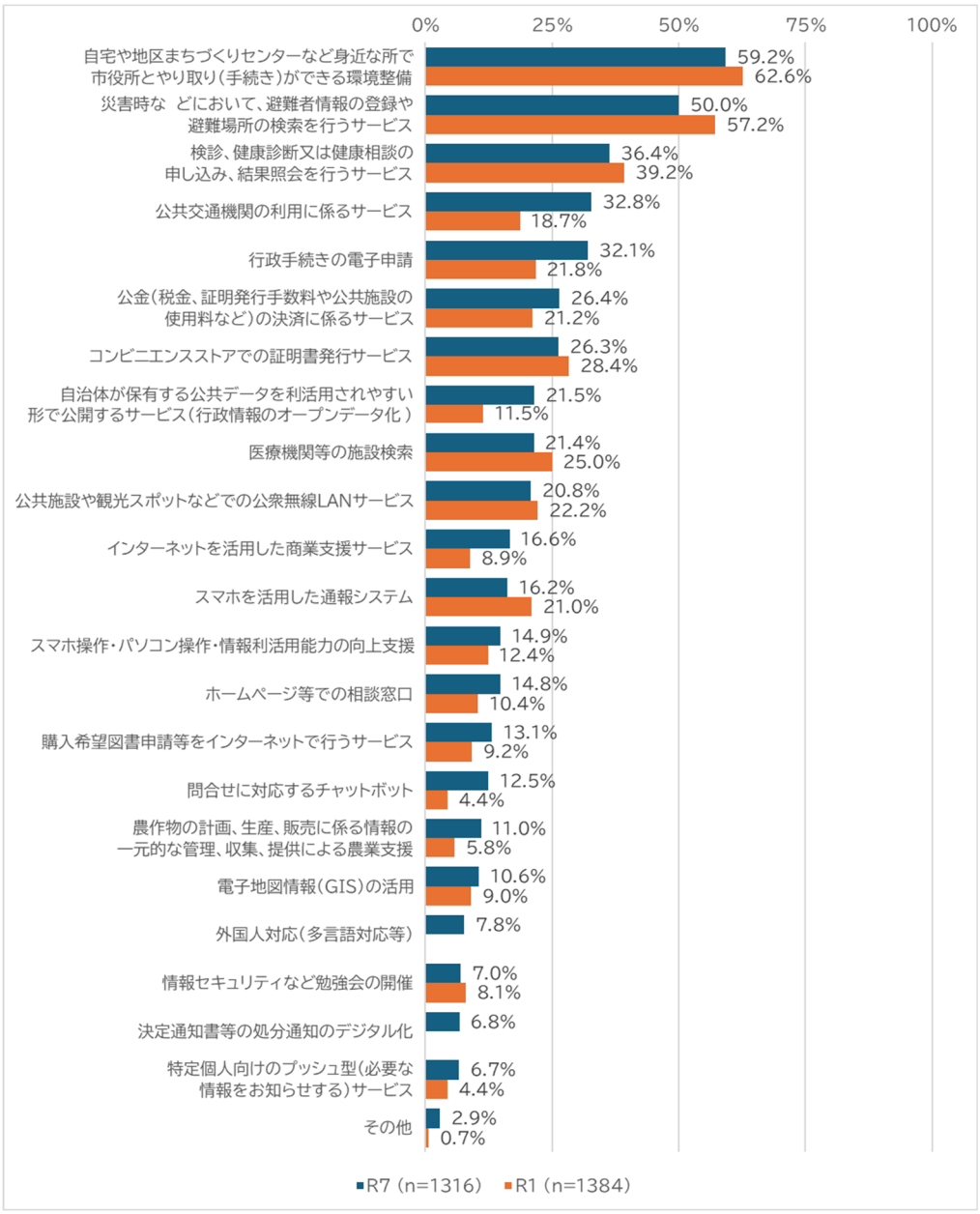


(3)富士市の情報化について

富士市が情報化を進めていく上で、あれば便利な市民サービスは、「身近な所で市役所とやり取りができる環境整備」が最も多く、「災害時などに避難者情報の登録や避難場所の検索」、「検診・健診や健康相談の申し込み、結果照会」が上位となりました。

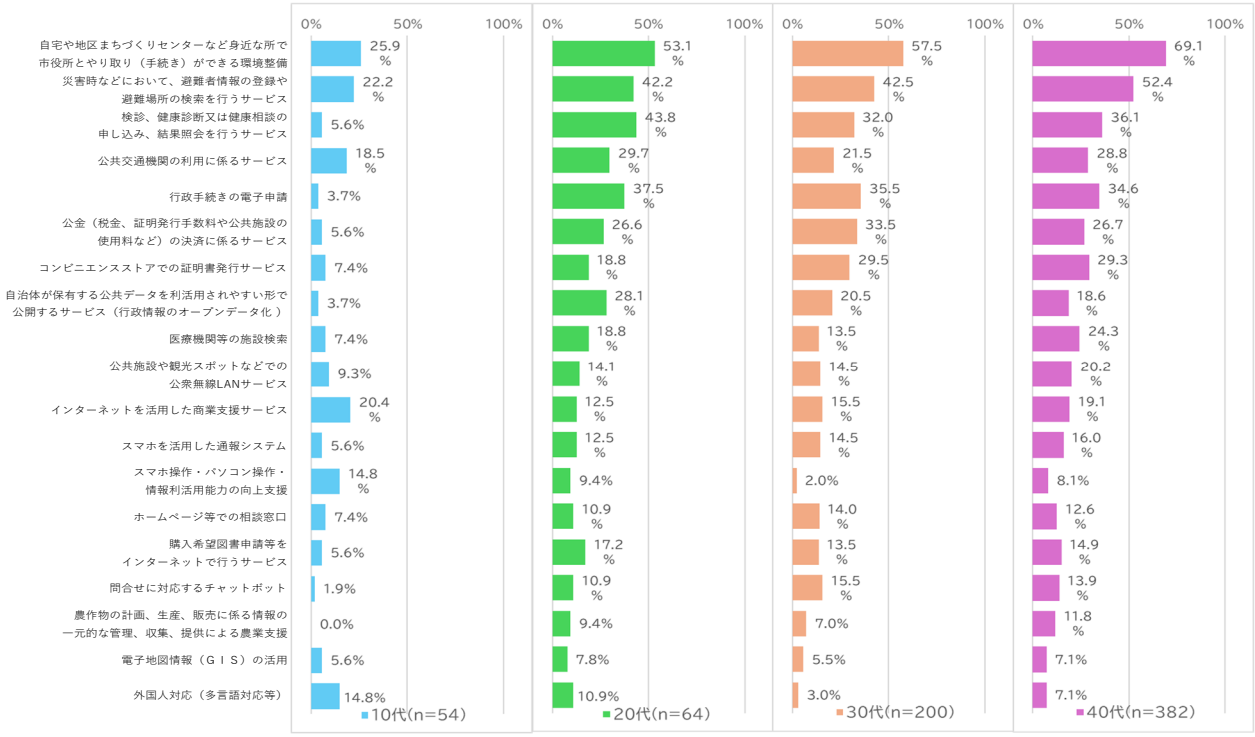
過去の調査結果と比較すると、全体的な傾向は大きく変わりませんが、「公共交通機関の利用に係るサービス」や「行政手続の電子申請」、「行政情報のオープンデータ化」は、前回と比べ 10 ポイント以上増加しました(図表3－11参照)。

図表3－11 市の情報化を進めるうえで、あれば便利な市民サービス(経年比較)



年代別に比較すると、いずれの年代でも「身近な所で市役所とやり取りができる環境整備」が最も多い結果となりました。一方で、10 代では「災害時などに避難者情報の登録や避難場所の検索」が他の年代の半分程度となっており、70 歳以上では「スマホ操作・パソコン操作・情報利活用能力の向上支援」が他の年代の 2 倍以上の結果となりました（図表3－12参照）。

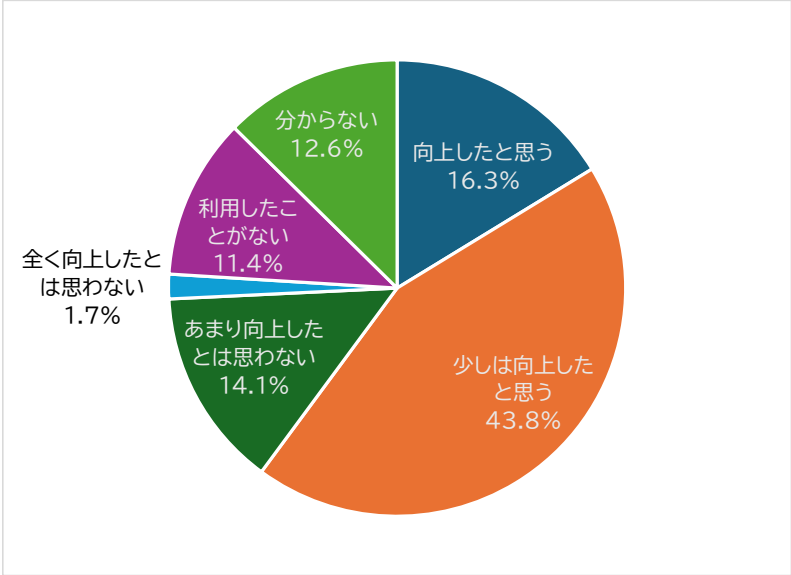
図表3－12 市の情報化を進めるうえで、あれば便利な市民サービス（年代別）



※下位3項目を省略しています。

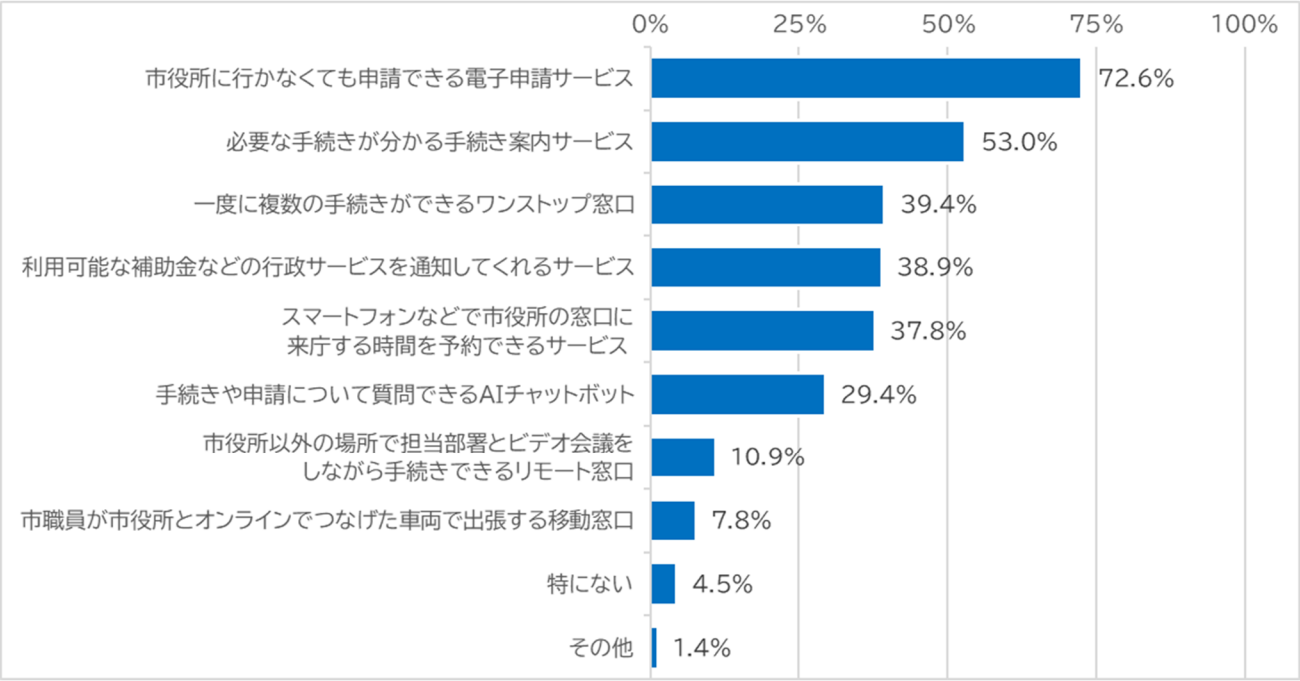
情報化により市役所の利便性が向上したと感じるかは、「向上したと思う」が 16.3%、「少しは向上したと思う」が 43.8%と、向上したと思う層が過半数となりました（図表3－13参照）。

図表3－13 情報化により市役所の利便性が向上したと感じるか（N=1316）



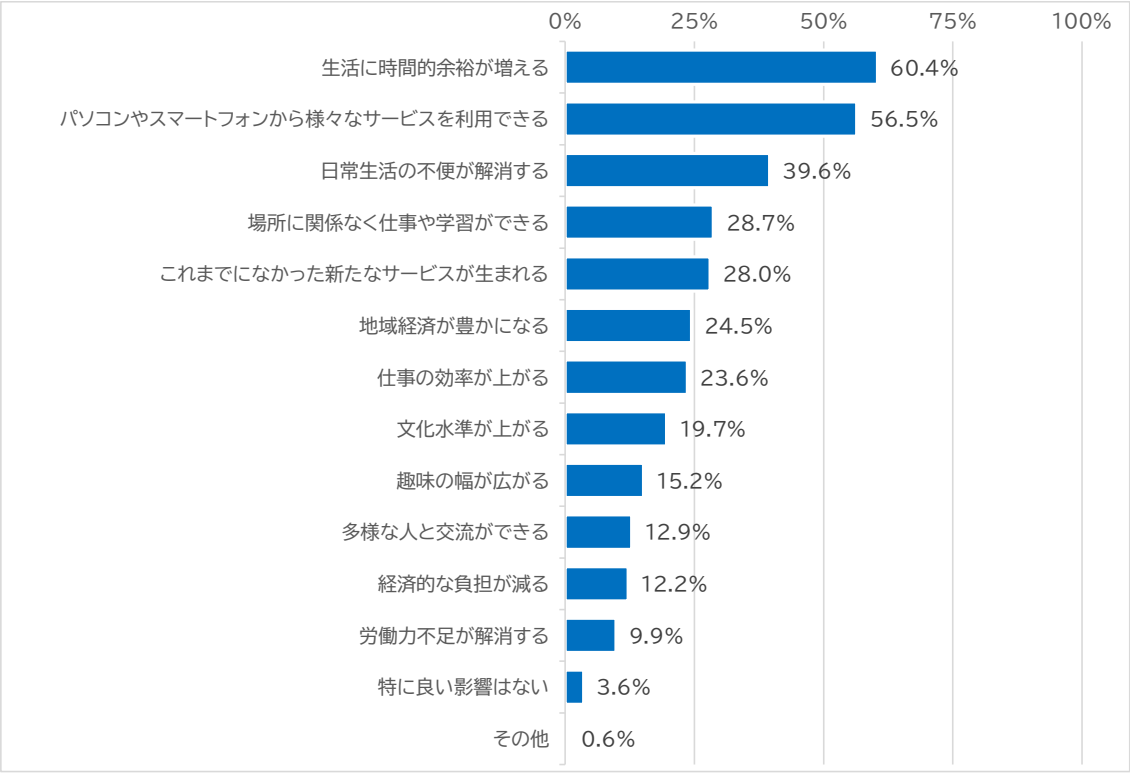
行政手続・申請等で、あれば便利だと思うサービスは、「電子申請サービス」が最も多く、「手続案内サービス」が続く結果となりました（図表3－14参照）。

図表3－14 行政手続・申請等で、あれば便利だと思うサービス（N=1316）



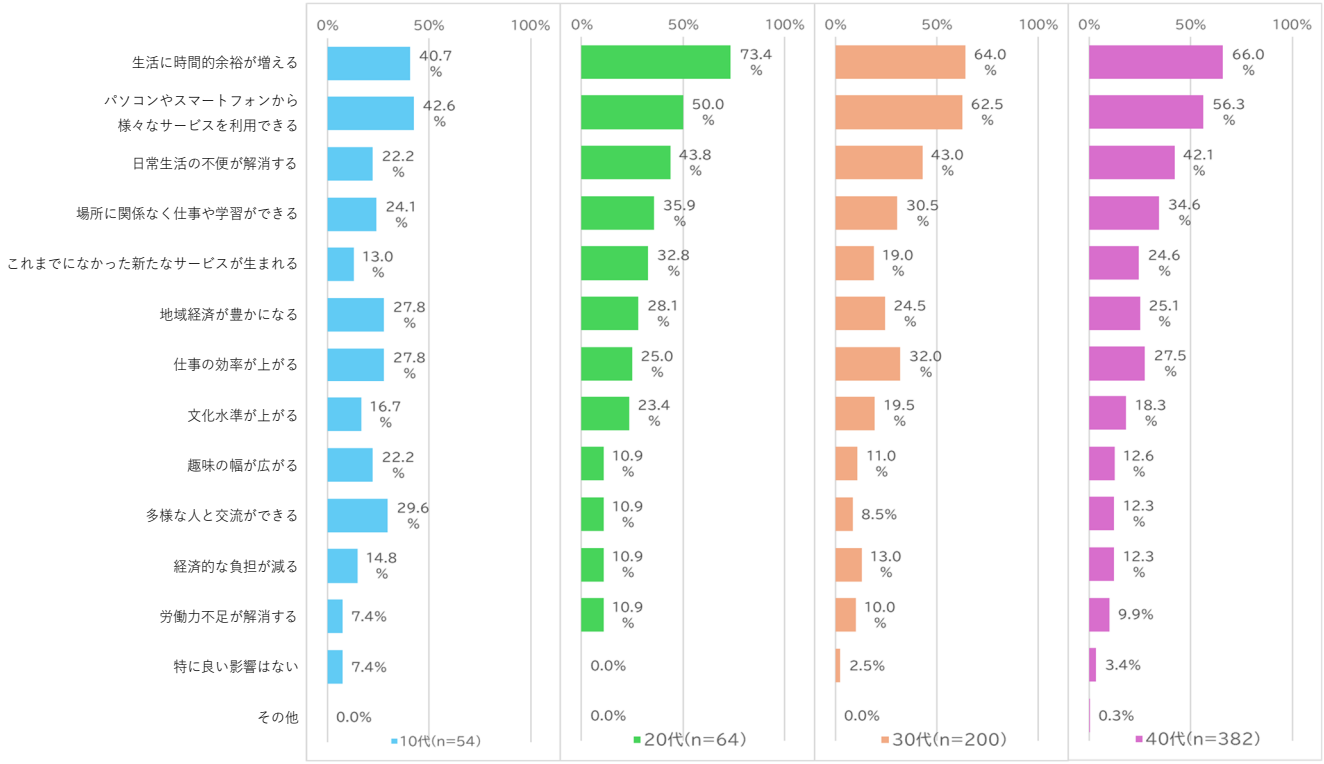
情報化が進むことによる良い影響は、「生活に時間的余裕が増える」が最も多く、「パソコン等から様々なサービスを利用できる」、「日常生活の不便が解消する」が上位となりました（図表３－15参照）。

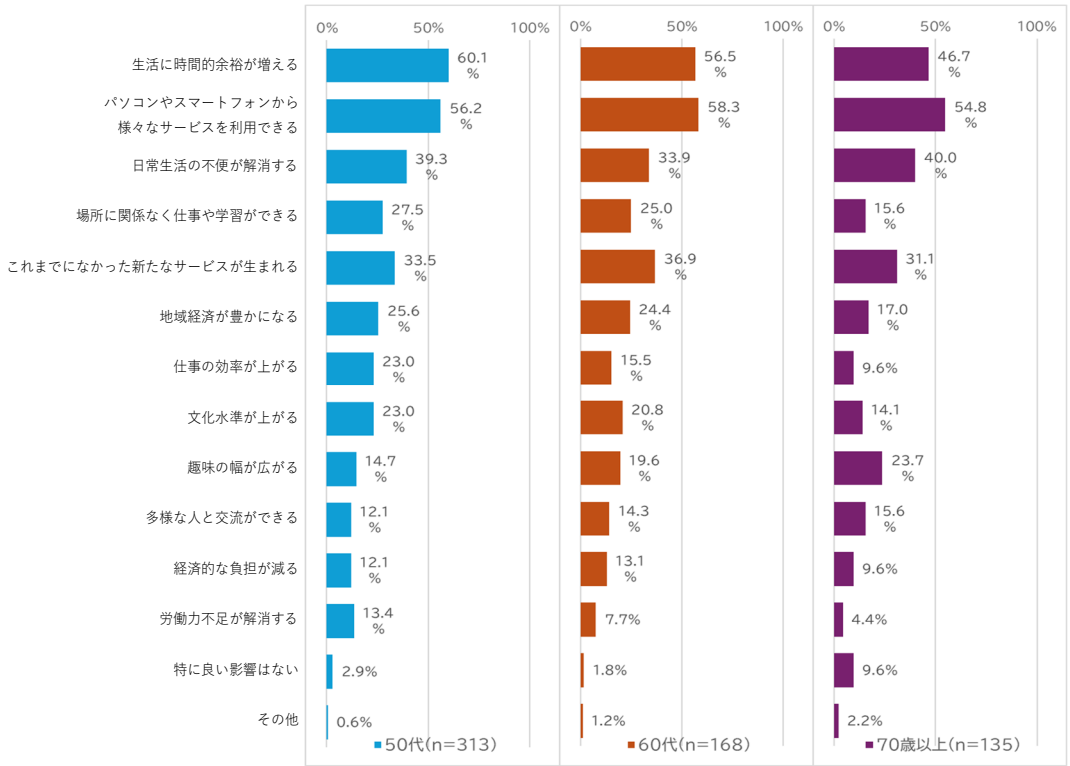
図表3－15 情報化が進むことによる良い影響（N=1316）



年代別に比較すると、「生活に時間的余裕が増える」は、20 代で 70%以上となっている一方、10 代や 70 歳以上では 50%に満たない結果となりました（図表3－16参照）。

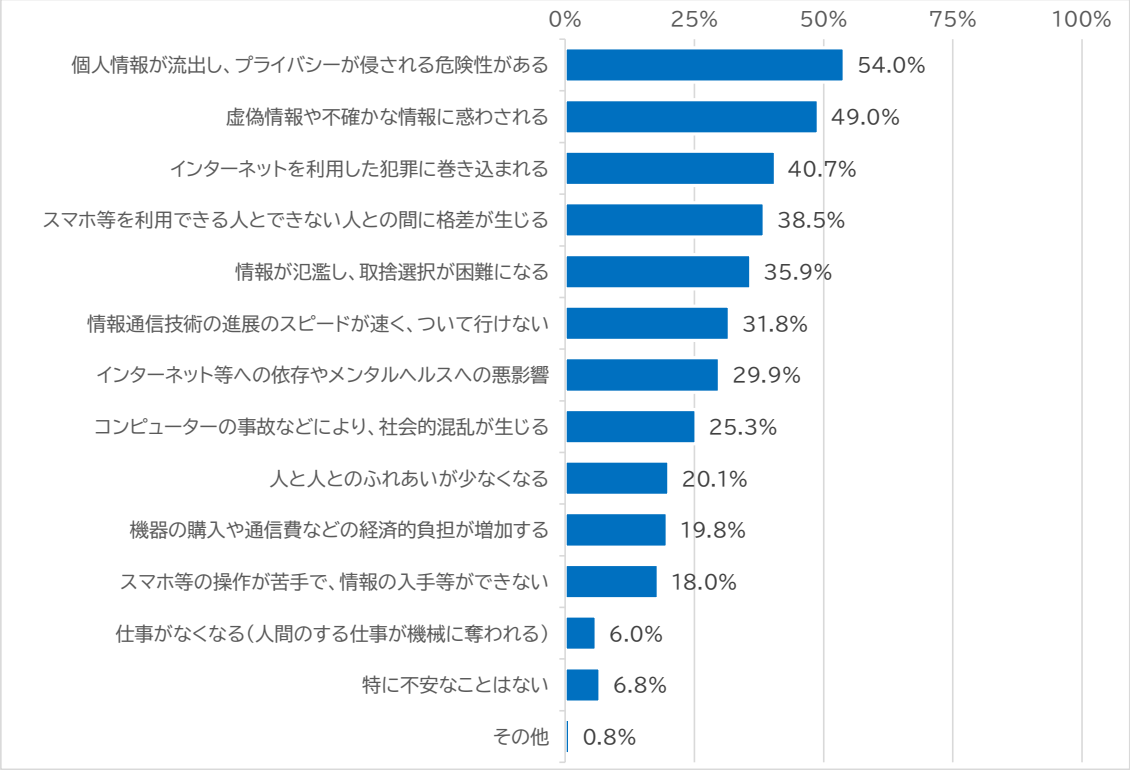
図表3－16 情報化が進むことによる良い影響（年代別）





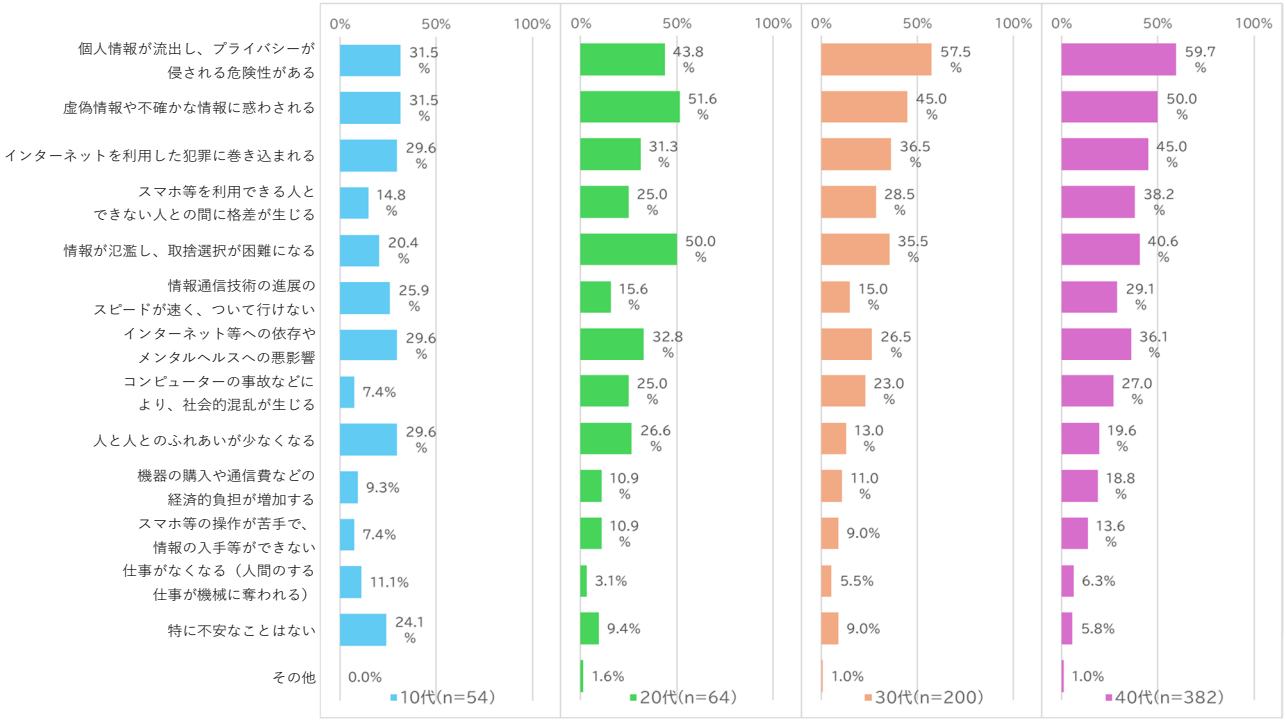
情報化が進むことにより不安に思うことは、「個人情報が流出し、プライバシーが侵される危険性がある」が最も多く、「虚偽情報や不確かな情報に惑わされる」、「インターネットを利用した犯罪に巻き込まれる」が上位となりました（図表3－17参照）。

図表3－17 情報化が進むことにより不安に思うこと（N=1316）



年代別に比較すると、10代、20代は「虚偽情報や不確かな情報に惑わされる」が、30代から60代は「個人情報が流出し、プライバシーが侵される危険性がある」が、70 歳以上は「情報通信技術の進展のスピードが速く、ついて行けない」が、それぞれ最も多い結果となりました（図表3－18参照）。

図表3－18 情報化が進むことにより不安に思うこと（年代別）



2. 中学生・高校生向けアンケートの結果

中学生・高校生の現状とニーズを的確に把握するため、情報化に関する「中学生向けアンケート」及び「高校生向けアンケート」を実施しました。調査概要は以下のとおりです。

【実施期間】
令和7（2025）年12月～令和8（2026）年1月

【回答方式】
インターネット上のアンケートフォーム

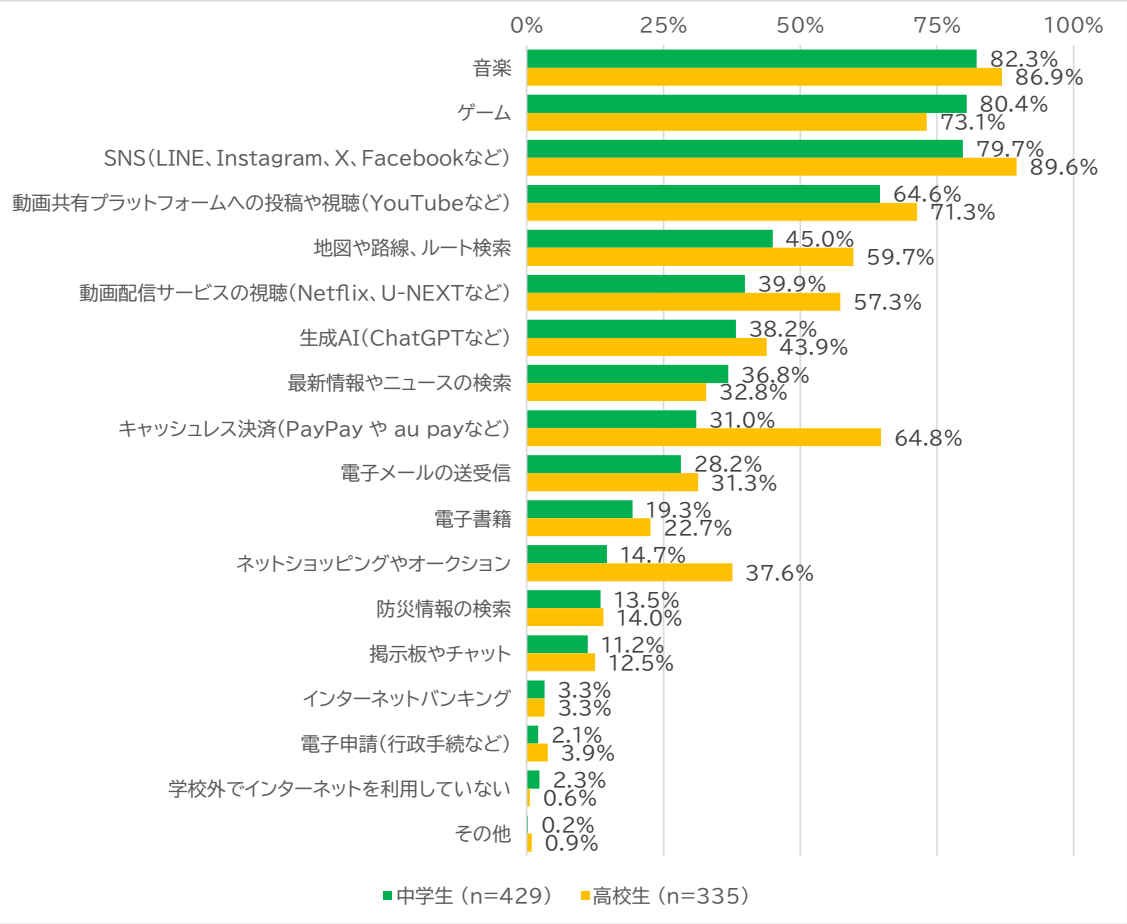
【調査対象】
市内中学校生徒（2年生）
市立高校生徒（1、2年生）

【回答数】
中学生 429 人、高校生 335 人

(1)インターネットの利用について

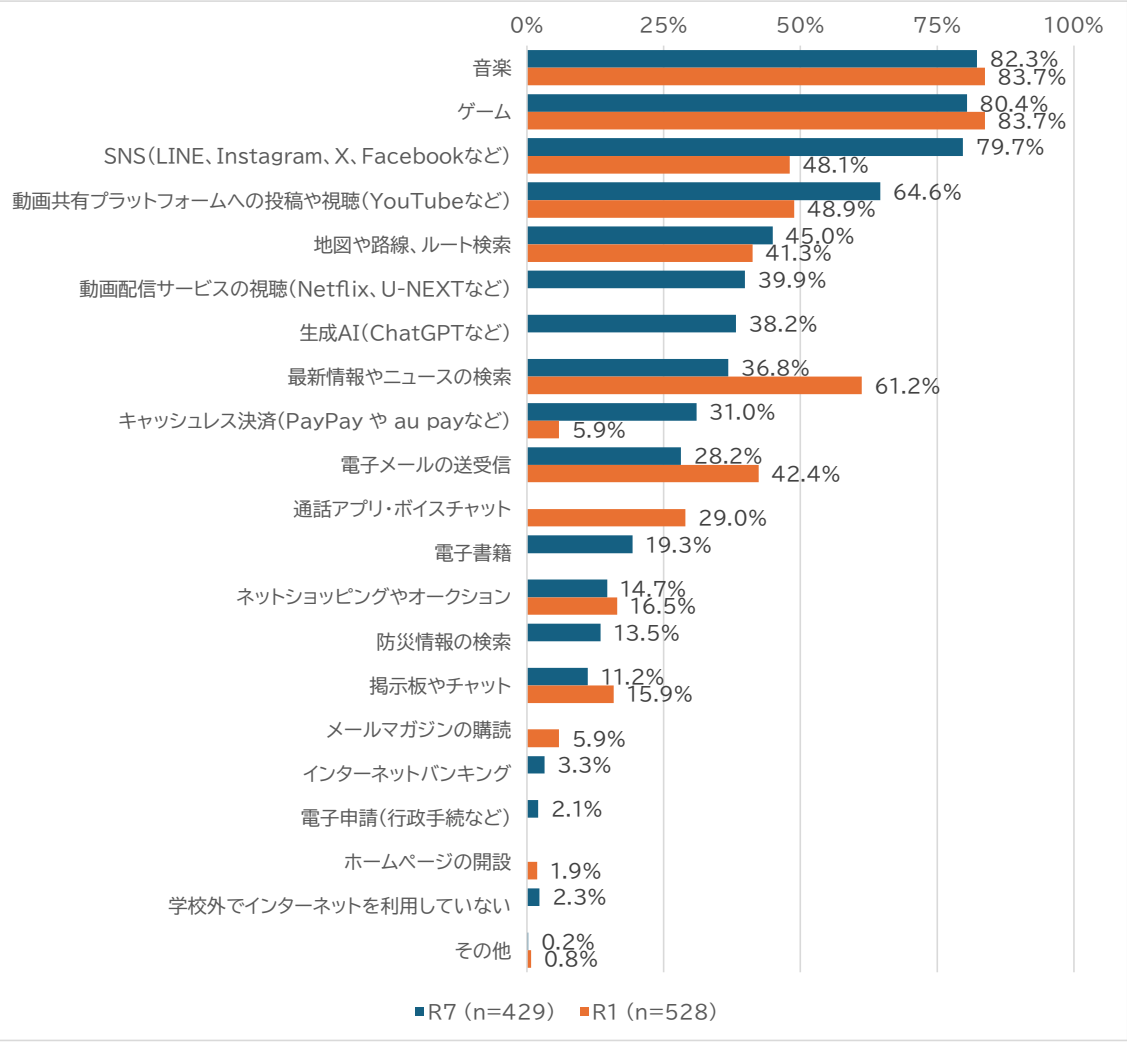
学校外でのインターネットの利用目的は、中学生・高校生ともに、「音楽」、「ゲーム」、「SNS」が上位となりました。また、「キャッシュレス決済」と「ネットショッピング・オークション」は、高校生の利用割合が中学生の2倍以上となっており、大きく差が開きました(図表3－19参照)。

図表3－19 学校外でのインターネットの利用目的(中学生・高校生)

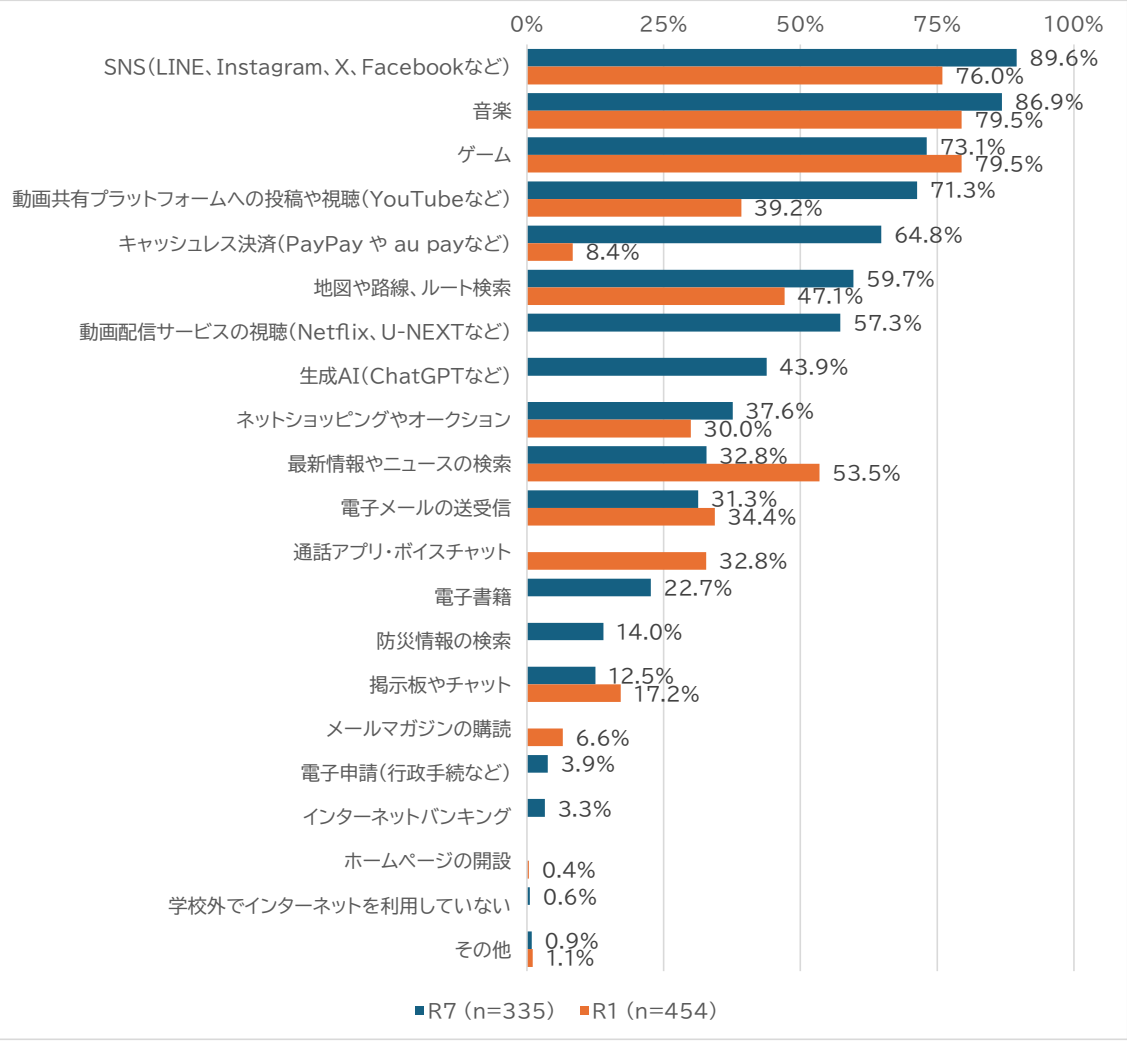


過去の調査結果と比較すると、中学生・高校生ともに、「動画共有プラットフォーム」や「キャッシュレス決済」は、前回と比べ大きく増加した一方、「最新情報やニュースの検索」は大きく減少しました。また、中学生では、「SNS」も大きく増加しました（図表3－20、図表3－21参照）。

図表3－20 学校外でのインターネットの利用目的（中学生・経年比較）



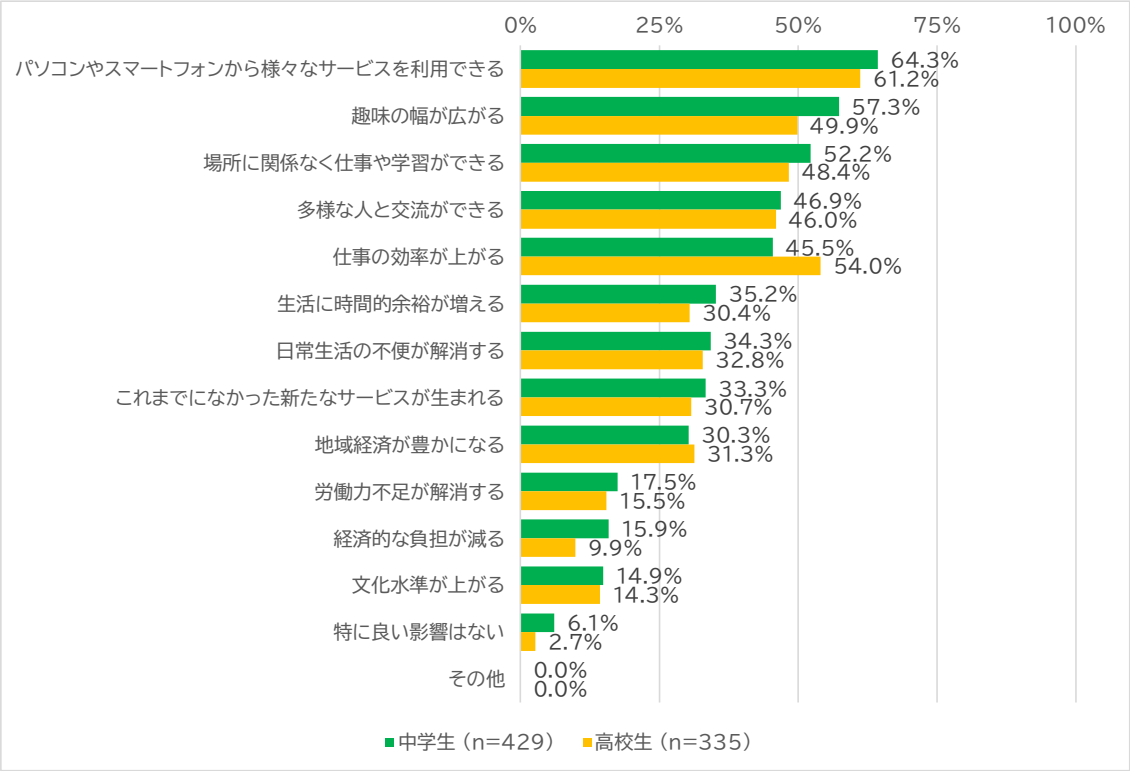
図表3－21 学校外でのインターネットの利用目的（高校生・経年比較）



(2)富士市の情報化について

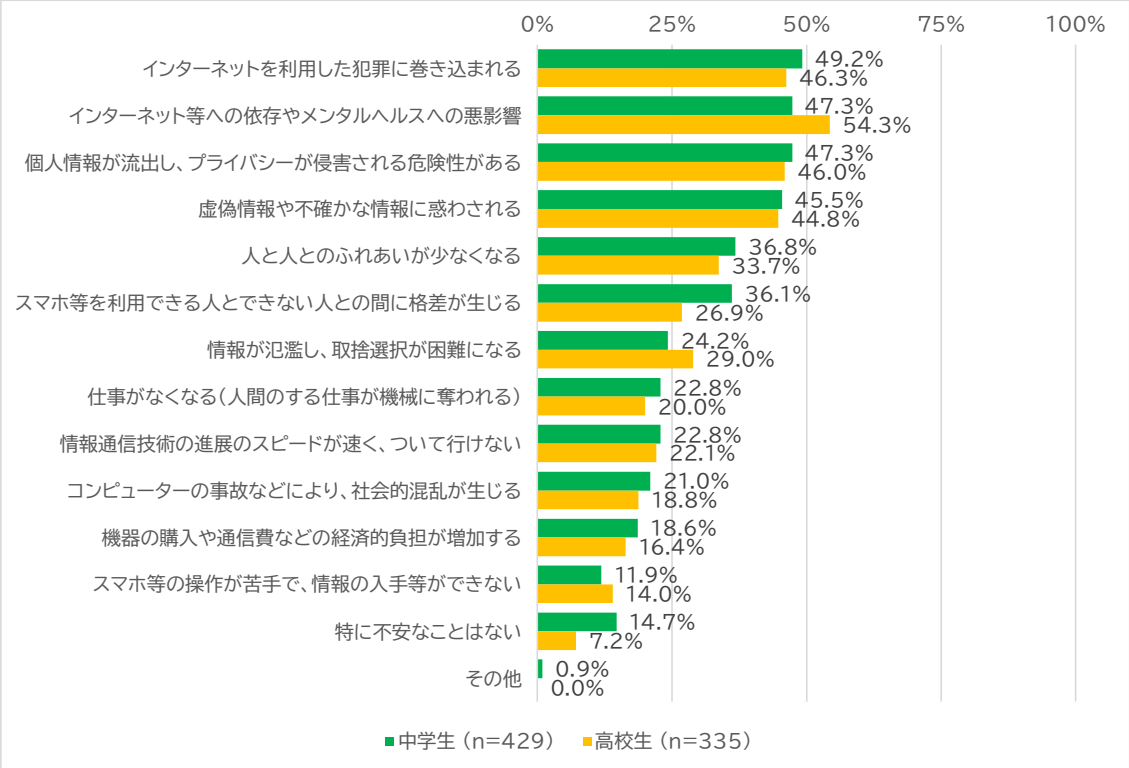
情報化が進むことによる良い影響は、中学生・高校生ともに「パソコン等から様々なサービスを利用できる」が最も多い結果となりました。このほか、中学生では「趣味の幅が広がる」「場所に関係なく学習ができる」が、高校生では「仕事の効率が上がる」が、それぞれ 50%以上となりました(図表3－22参照)。

図表3－22 情報化が進むことによる良い影響(中学生・高校生)



情報化が進むことにより不安に思うことは、中学生・高校生ともに「インターネットを利用した犯罪に巻き込まれる」、「インターネット等への依存やメンタルヘルスへの悪影響」、「個人情報が流出し、プライバシーが侵される危険性がある」、「虚偽情報や不確かな情報に惑わされる」が上位となりました（図表3－23参照）。

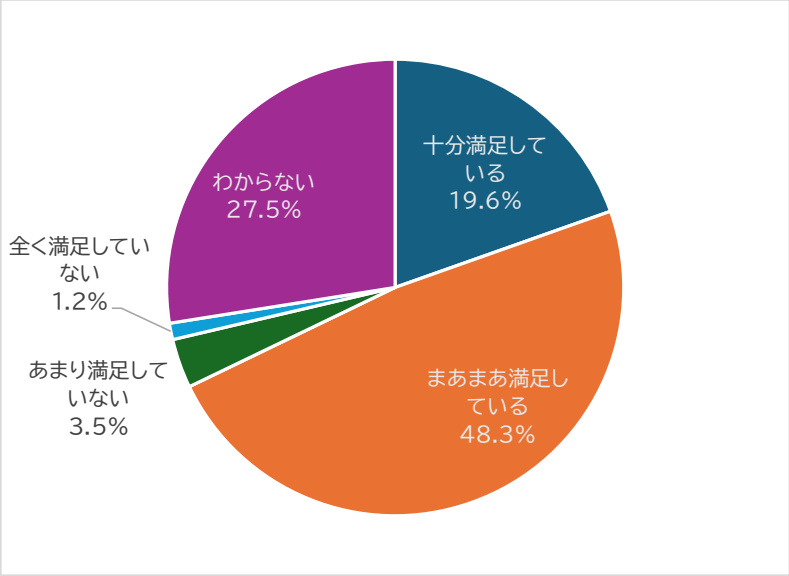
図表3－23 情報化が進むことにより不安に思うこと（中学生・高校生）



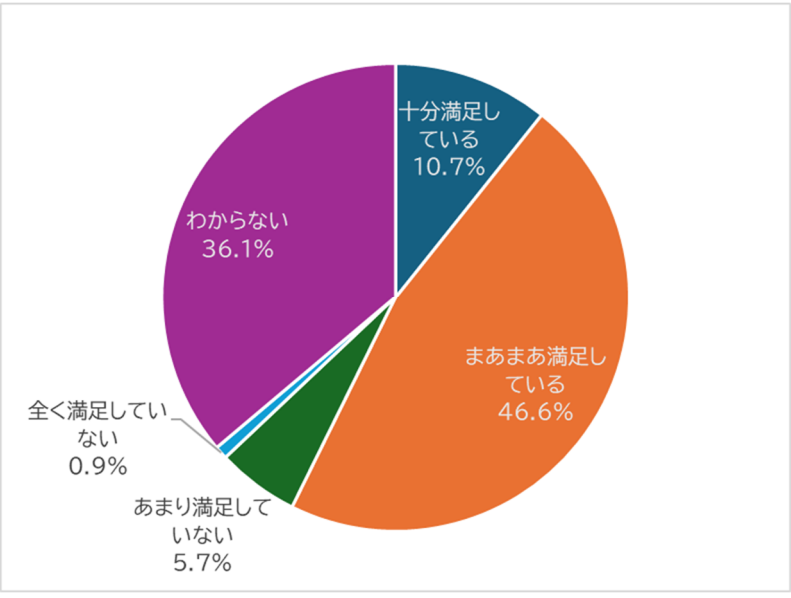
(3)行政情報の提供について

富士市の行政情報の提供に対する満足度は、「十分満足している」と「まあまあ満足している」を合わせた、満足している層が、中学生・高校生ともに過半数となりました(図表3－24、図表 3－25 参照)。

図表3－24 富士市の行政情報の提供について満足しているか(中学生、N=429)

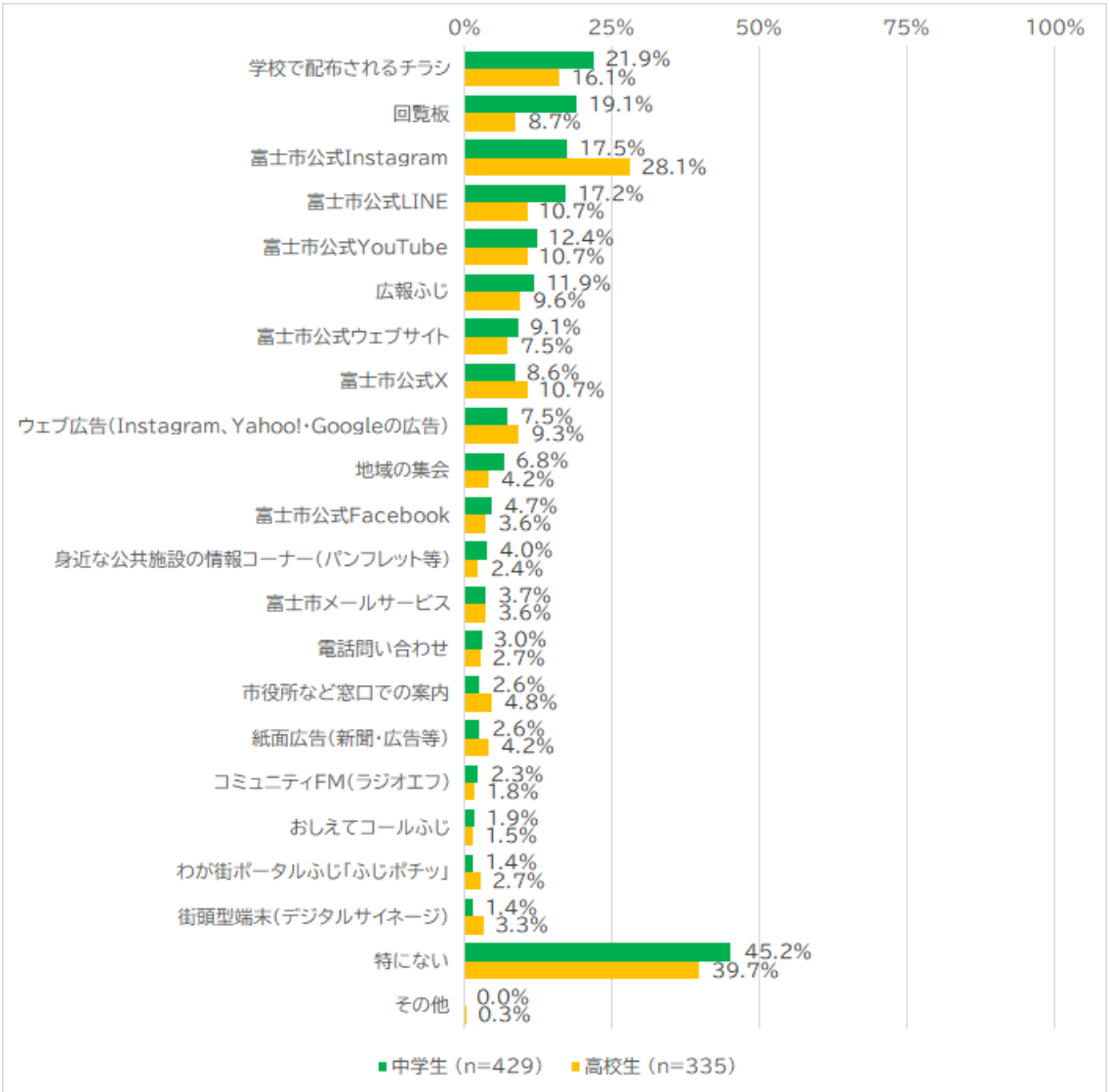


図表3－25 富士市の行政情報の提供について満足しているか(高校生、N=335)



今後充実してほしい富士市の情報提供手段は、中学生・高校生ともに「特にない」が最も多い結果となりました。また、中学生では「学校で配布されるチラシ」、「回覧板」、「富士市公式 Instagram」が、高校生では「富士市公式 Instagram」、「学校で配布されるチラシ」、「富士市公式 LINE」、「富士市公式 X」、「富士市公式 YouTube」が、それぞれ上位となりました（図表3－26参照）。

図表3－26 今後充実してほしい富士市の情報提供手段



3. 職員向けアンケートの結果

庁内の情報化の現状とニーズを的確に把握するため、市職員を対象に情報化に関するアンケートを実施しました。調査概要は以下のとおりです。

【実施期間】
令和7（2025）年12月～令和8（2026）年1月

【回答方式】
庁内ネットワーク上のアンケートフォーム

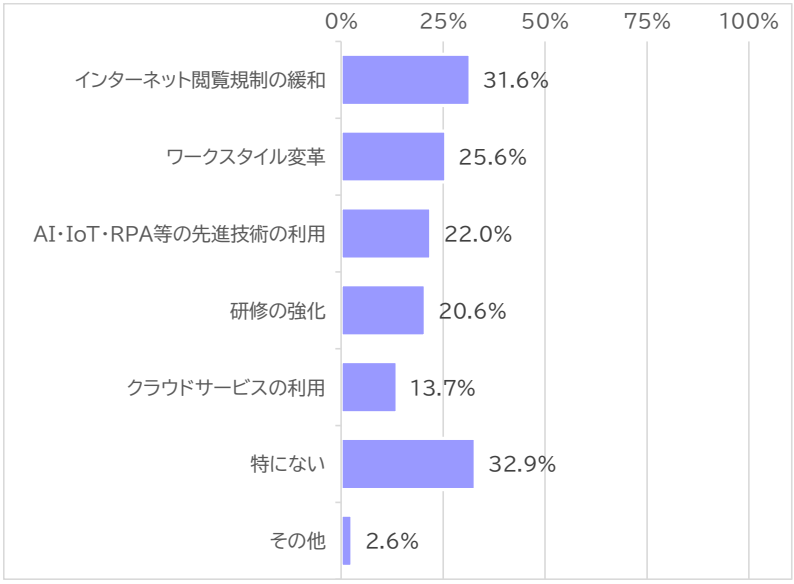
【調査対象】
富士市全職員

【回答数】
1,591 人

(1)庁内の情報化について

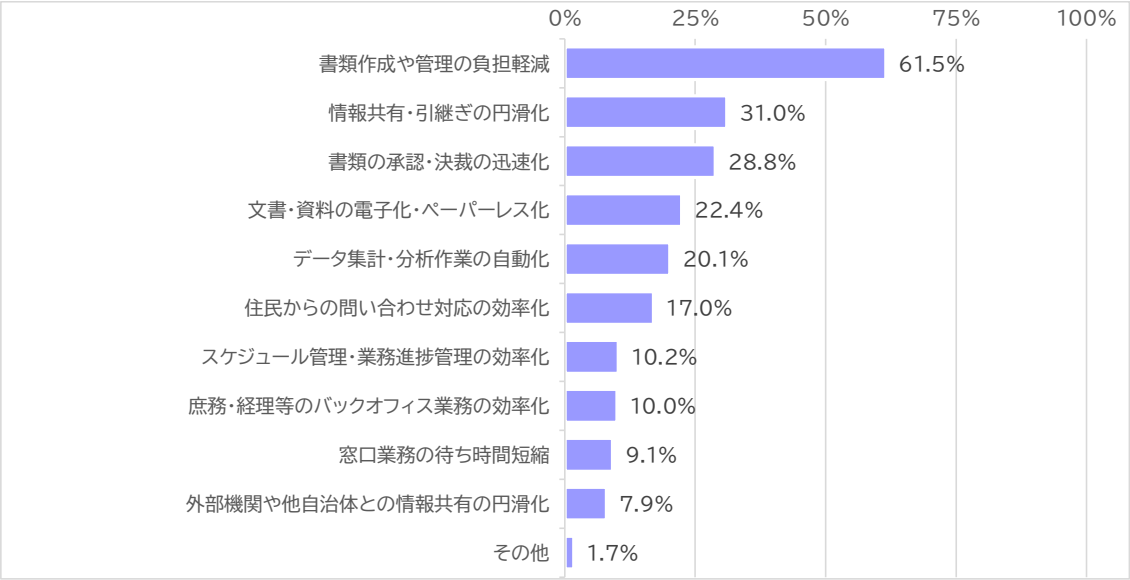
庁内の情報化に対する要望は、「特にない」を除くと、「インターネット閲覧規制の緩和」が最も多く、「ワークスタイル変革」、「AI・IoT・RPA 等の先進技術の利用」が続く結果となりました(図表3－27参照)。

図表3－27 庁内の情報化に対する要望(N=1591)



IT 化により解決したい課題は、「書類作成や管理の負担軽減」が最も多く、「情報共有・引継ぎの円滑化」、「書類の承認・決裁の迅速化」が続く結果となりました（図表3－28参照）。

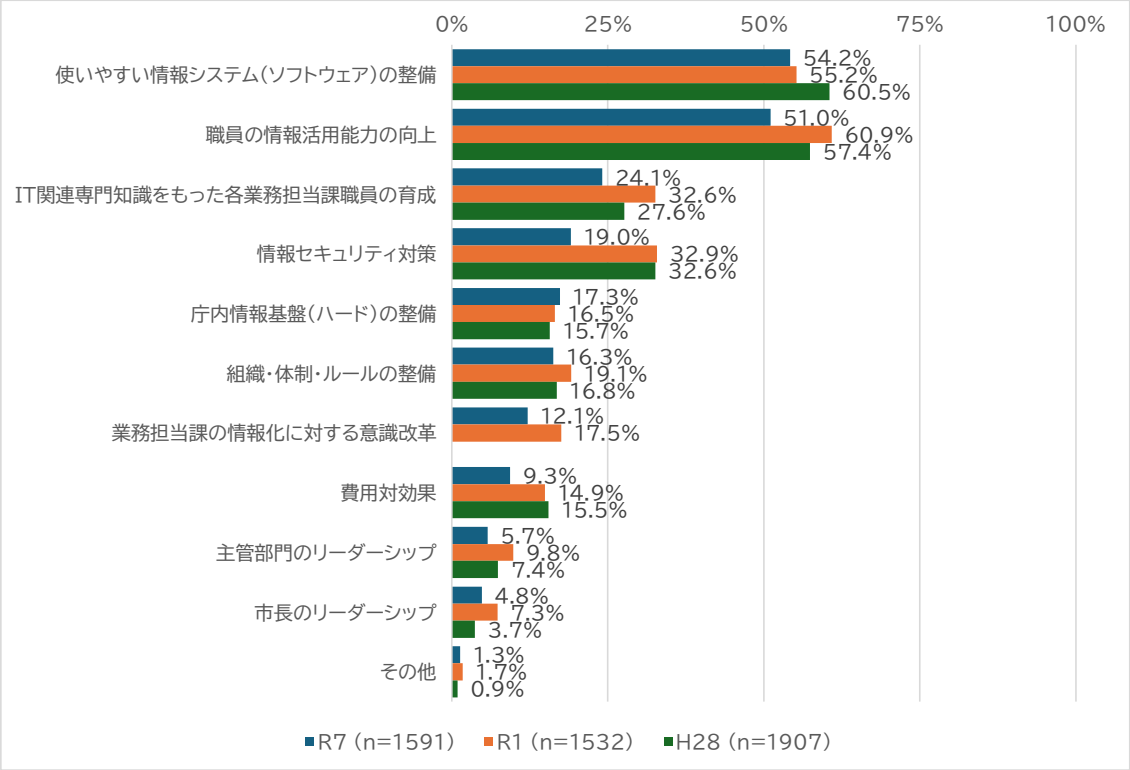
図表3－28 IT 化により解決したい課題（N=1591）



庁内の情報化を進めていく上での要件・課題は、「使いやすい情報システムの整備」が最も多く、「職員の情報活用能力の向上」とともに 50%以上となりました。

過去の調査結果と比較すると、全体的な傾向は大きく変わっていませんが、「情報セキュリティ対策」は、過去2回の調査結果と比較して 10 ポイント以上減少しました（図表3－29参照）。

図表3－29 庁内の情報化を進めていく上での要件・課題（経年比較）

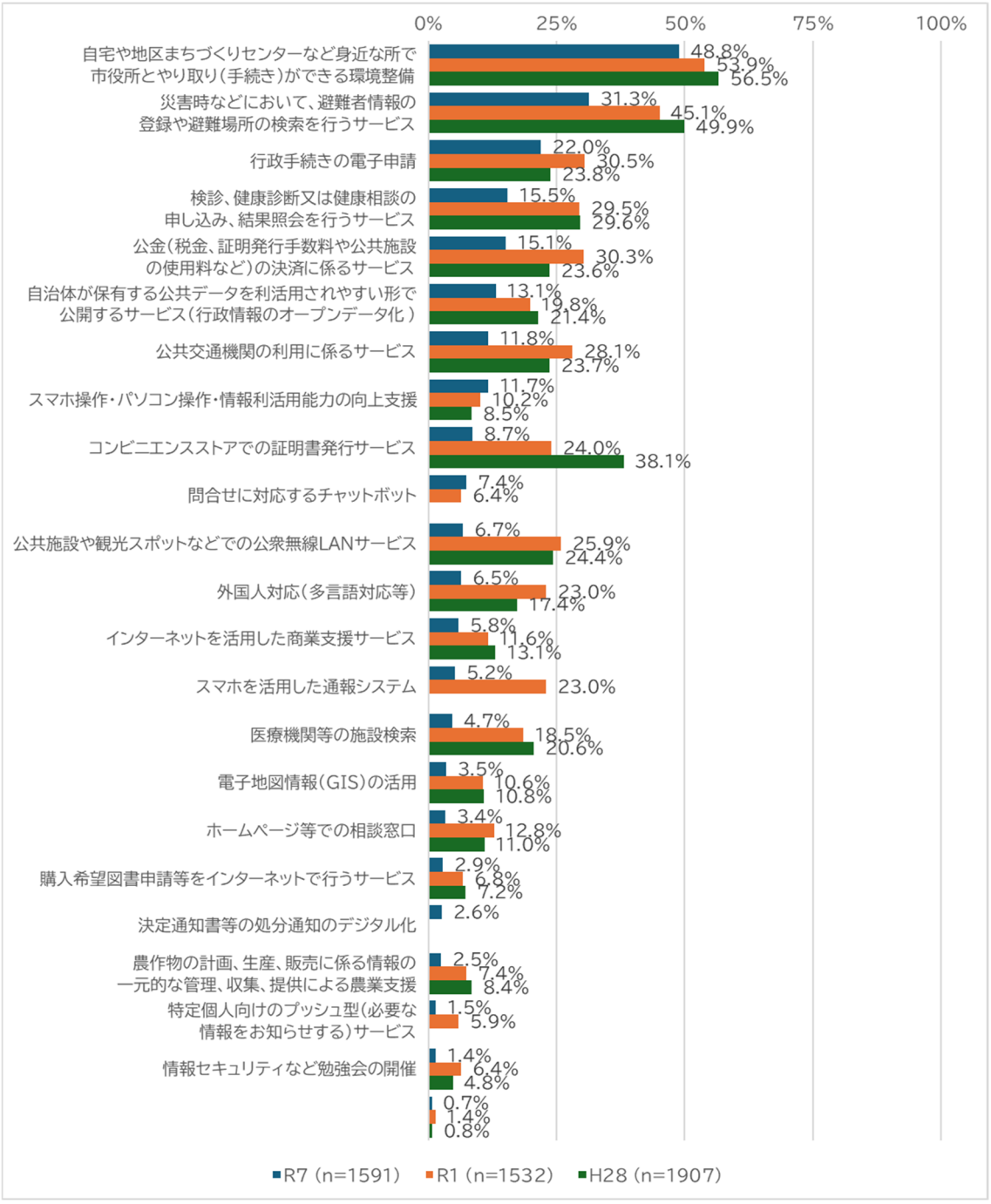


（2）富士市の情報化について

提供した方が良い市民サービスは、「身近な所で市役所とやり取りができる環境整備」が最も多く、「避難者情報の登録や避難場所の検索」、「行政手続の電子申請」が続く結果となりました。

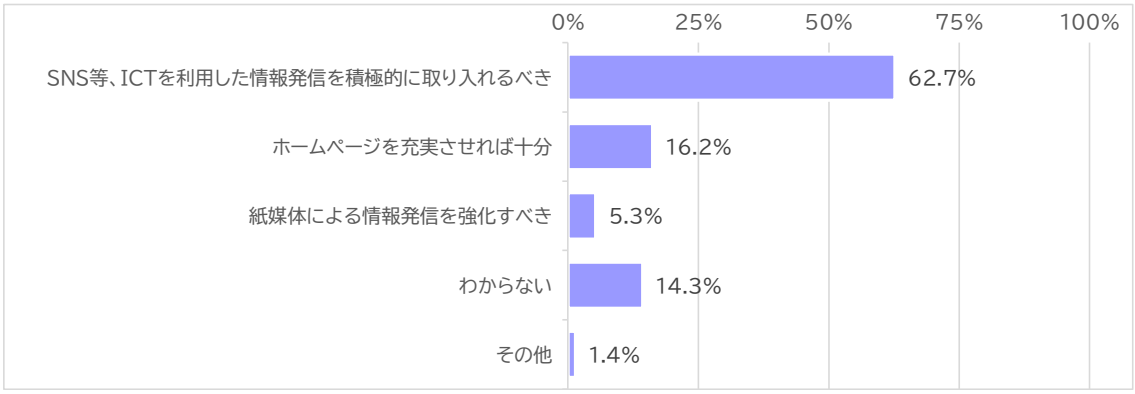
過去の調査結果と比較すると、「コンビニエンスストアでの証明書発行サービス」や「公衆無線 LAN サービス」は、過去2回の調査結果と比較して大きく減少しました（図表3－30参照）。

図表3－30 どんな市民サービスを提供していくことが良いか（経年比較）



情報発信の在り方は、「ICT を利用した情報発信を積極的に取り入れるべき」が最も多い結果となりました。一方、「ホームページを充実させれば十分」は 16.2%、「紙媒体による情報発信を強化すべき」は 5.3%と少ない結果となりました（図表3－31参照）。

図表3－31 情報発信の在り方（N=1591）



4. アンケート結果のまとめ

市民向け、中学生・高校生向け、職員向けのアンケート結果をまとめると以下のようになります。

市民向け	● インターネットの利用目的は、「SNS」や「キャッシュレス決済」、「動画共有プラットフォーム」、「電子申請」などが増加している。 ● 今後充実してほしい富士市の情報提供手段は、「富士市公式 LINE」及び「富士市公式 Instagram」が増加している。 ● 富士市の情報化について、あれば便利な市民サービスは、「公共交通機関の利用に係るサービス」や「行政手続の電子申請」、「行政情報のオープンデータ化」が増加している。 ● インターネットの利用目的や今後充実してほしい富士市の情報提供手段、あれば便利な市民サービス、情報化が進むことにより不安に思うことなど、多くの点で年代により傾向に違いが見られた。 ● インターネットを利用する際に不安に感じる点や、情報化が進むことにより不安に思うことなどで、情報セキュリティに関する項目が上位に挙がるなど、セキュリティに関する意識が高い。 ● 行政情報の提供や市役所の利便性など、富士市の情報化の取組に対し、評価する意見が過半数を占めており、これまでの取組が市民に受け入れられている。
中学生・高校生向け	● インターネットの利用目的について、「キャッシュレス決済」と「ネットショッピング・オークション」では、高校生の利用割合が中学生の2倍以上となっている ● 情報化が進むことにより不安に思うことで、情報セキュリティに関する項目が上位に上り、セキュリティに関する意識が高い。 ● 富士市による行政情報の提供に対し、満足している意見が過半数を占めており、これまでの取組が受け入れられている。 ● 富士市による行政情報の提供に対し、分からないとの意見が約 30%に上り、今後充実してほしい情報提供手段についても、特になしとの意見が多い。
職員向け	● 庁内の情報化に対する要望は、「インターネット閲覧規制の緩和」、「ワークスタイル変革」、「AI・IoT・RPA 等の先進技術の利用」が多い。 ● IT 化により解決したい課題として、「書類作成や管理の負担軽減」との意見が6割を超えており、情報化・デジタル化により業務負荷の軽減を図りたいと考えている職員が多い。 ● 提供した方が良い市民サービスは、「身近な所で市役所とやり取りができる環境整備」、「避難者情報の登録や避難場所の検索」、「行政手続の電子申請」が多い。 ● 情報発信の在り方は、「ICT を利用した情報発信を積極的に取り入れるべき」が最も多い。

第4章　本市の情報化推進に向けた課題

1.　情報化の動向から得られた課題

(1)市民向けサービスの拡充

前計画では、便利で安心な市民サービスの提供を目指し、スマートフォン等を活用した行政手続のオンライン化や手数料等のキャッシュレス納付の推進、子育てアプリなど各種アプリを導入しました。また、安全・安心な市民生活を支えるため、マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化や災害時におけるドローンの活用などに取り組んできました。

国においては、マイナンバーカードを活用した自治体と住民の接点の多様化・充実化や事業者向け行政手続・補助金の電子申請対応など、住民の利便性向上と行政の業務効率化を推進しています。

本市においても、いつでもどこからでもオンラインでできる手続を拡充するとともに、市民の暮らしを支えるデジタル技術を活用するなど、より一層、便利で安心な市民向けサービスの提供に取り組むことが求められます。

(2)DX による地域活性化、都市機能高度化の推進

前計画では、地域の活性化や都市機能の高度化を図るため、次世代を担うこどもたちへの最適な学びの場の提供や、中小企業の DX/テレワーク推進支援、新たなモビリティサービスの導入検討などに取り組んできました。また、急速に進展するデジタル社会に対応するため、デジタル格差の解消に向けた取組も進めてきました。

国においては、レベル4自動運転サービスの社会実装・事業化を加速化する取組や、AI を活用した地域の地場産業を支える仕組みづくりの支援などに取り組んでいます。

本市においても、中小企業の DX を支援するとともに、新たなモビリティサービスの導入を推進するなど、産業の活性化や都市機能の高度化に取り組むことが求められます。

(3)市役所内の業務の高度化の徹底

前計画では、生産性の高い行政経営を実現するため、AIやRPA 等の先端技術を積極的に活用するとともに、テレワーク環境を充実させる等、職員のワークスタイルの変革を進めてきました。また、デジタル変革に資する取組の質を向上させるため、情報システムのクラウド化や標準化を進めるとともに、人材の育成や、推進体制の強化に取り組んできました。

国が令和7(2025)年度末までの実現を目指して牽引してきた自治体情報システムの標準化は、半数以上の自治体で移行時期が令和8(2026)年度以降となる「特定移行支援システム」を有することとなりましたが、概ね5年以内での移行を目指して引き続き取り組むこととしています。

本市においても、一部の情報システムが「特定移行支援システム」として指定されており、引き続き標準化へ向けて取り組んでいくとともに、爆発的な進化を続ける AI などについても、積極的に活用していくなど、生産性の高い行政経営に取り組むことが求められます。

2. 情報化の意向から得られた課題

(1)市民の利用実態・ニーズの変化に対応した行政サービスの実現

前計画策定時に実施した市民アンケートの結果と比べ、市民のインターネット利用状況や行政情報の提供、市の情報化に対する意向などに変化が生じています。

例えば、市民のインターネットの利用目的について見ると、「SNS」や「動画共有プラットフォーム」、「キャッシュレス決済」、「電子申請」が大きく増加しているほか、中学生・高校生でも「動画共有プラットフォーム」や「キャッシュレス決済」が大きく増加しています。また、富士市の情報化に当たり、あれば便利だと思うサービスについて見ると、「公共交通機関の利用に係るサービス」や「行政手続の電子申請」、「行政情報のオープンデータ化」は、前回と比べ 10 ポイント以上伸びています。

インターネットやスマートフォンなどが普及し、市民の日常生活に浸透した結果、デジタル技術やサービスの使われ方が急速に変化しています。この変化に迅速に対応し、市民のニーズに応える行政サービスを提供していくことが求められます。

(2)多様なニーズに応える、誰一人取り残されない行政サービスの実現

市民のインターネット利用状況や行政情報の提供、市の情報化に対する意向などについては、年代などの属性により違いが生じています。

例えば、市民のインターネットの利用目的について見ると、「SNS」を利用している割合は40代までは 90%以上を占めていますが、それ以降の世代では徐々に下がり、70歳以上では 50%に満たない状況です。また、インターネット利用のためにあれば便利なサービスとして「スマートフォンやパソコン等の操作方法に関する教室や相談会」を挙げた人は、10代から30代では 10%に満たない割合ですが、それ以降の世代では徐々に上がり、70歳以上では 50%以上があれば便利と回答しています。その他、情報化が進むことによる良い影響や不安に思うことについても、年代により傾向に違いが生じています。

年代のほか様々な属性の違いにより、情報化に対するニーズは変化します。そのようなニーズの違いに対し、きめ細かく対応することで、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて取り組む必要があります。

(3)情報セキュリティ対策の徹底

市民向けアンケートや中学生・高校生向けアンケートにて、インターネットを利用する際に不安に感じる点や、情報化が進むことにより不安に思うことなどで、情報セキュリティに関する項目が上位に上るなど、セキュリティに関する意識の高さがうかがえます。

市民に関する個人情報などの重要情報を日々取り扱うことから、市民の不安や懸念を払拭するため、引き続き情報セキュリティ対策を徹底することが求められます。

第5章　計画の基本理念と基本方針

1.　基本理念

「第六次富士市総合計画」は、計画期間を令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までとし、基本構想でめざす都市像を「富士山とともに　輝く未来を拓くまち　ふじ」と定め、本市の将来像を描いています。

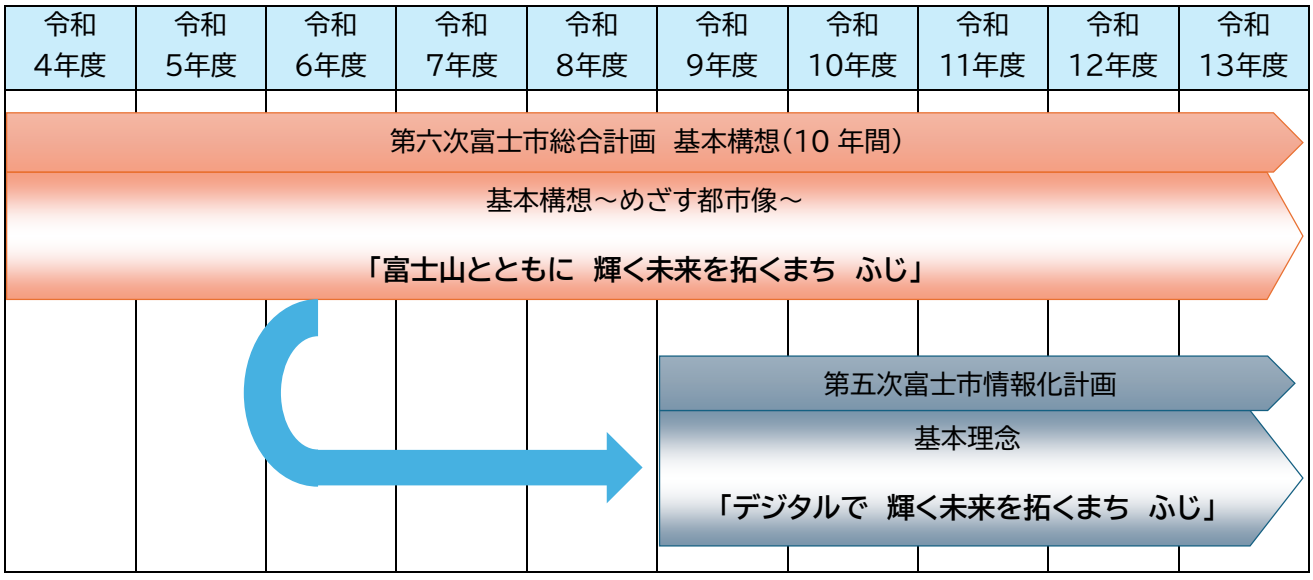
本計画は、前計画に引き続き、このめざす都市像を情報化の面から達成するため、様々な施策を展開するものです。そのため、本計画の基本理念を、前計画と同様に、

基本理念

『デジタルで　輝く未来を拓くまち　ふじ』

とします。

図表5－1「富士市総合計画」の基本構想と「富士市情報化計画」の基本理念との関係



2. 基本方針

本計画では、誰もが利用しやすく公平なサービスの実現を目指し、基本方針は前計画に引き続き、「便利で安心な市民サービスの提供」、「地域活性化と都市機能高度化の推進」、「生産性の高い行政経営の実現」とします。

(1)便利で安心な市民サービスの提供

この基本方針では、市民一人ひとりが、必要な行政サービスを、時間や場所にとらわれることなく、便利で安心して利用できる社会を目指します。

行政手続や情報発信がデジタル化され、市民がそれぞれの状況やニーズに応じて、分かりやすく、利用しやすいサービスを受けられる状態を目指します。

また、デジタル技術を活用することが難しい市民も取り残されることなく、必要な支援や情報につながることができる、誰もが利用しやすい行政サービスを目指します。

さらに、健康・福祉、消防・防災など、市民の暮らしや生命に関わる分野においても、デジタル技術やデータを効果的に活用し、必要な支援が適切に提供されるとともに、災害や緊急時にも安心して生活できる社会の実現を目指します。

(2)地域活性化と都市機能高度化の推進

この基本方針では、地域の多様な主体によるデジタル技術やデータを活用した様々な活動を通じて、地域の魅力や活力が持続的に高まる社会を目指します。

教育、産業、交通など、市民生活や地域経済に密接に関わる分野において、DXが進み、より質の高いサービスや利便性の高い都市機能が提供される状態を目指します。

また、本市に住む人や働く人だけでなく、本市に関心を持ち、訪れ、継続的に関わる人々が増え、地域との多様なつながりが育まれる社会を目指します。

さらに、本市の魅力が効果的に発信され、観光、交流、産業振興などを通じて、人の流れと地域内の経済循環が生まれる、活気あるまちの実現を目指します。

(3)生産性の高い行政経営の実現

この基本方針では、限られた経営資源を最大限に活用し、職員がより付加価値の高い業務に注力することで、持続可能で質の高い行政サービスを提供できる行政を目指します。

庁内に蓄積されたデータや情報が適切に共有・活用され、AIなどの先端技術やデジタルサービスを業務に効果的に取り入れることで、業務の効率化と意思決定の高度化が進んでいる状態を目指します。

また、業務プロセスや制度、庁内システムが全体最適の観点から見直され、重複や非効率が解消されるとともに、変化する社会課題に迅速かつ柔軟に対応できる行政運営を目指します。

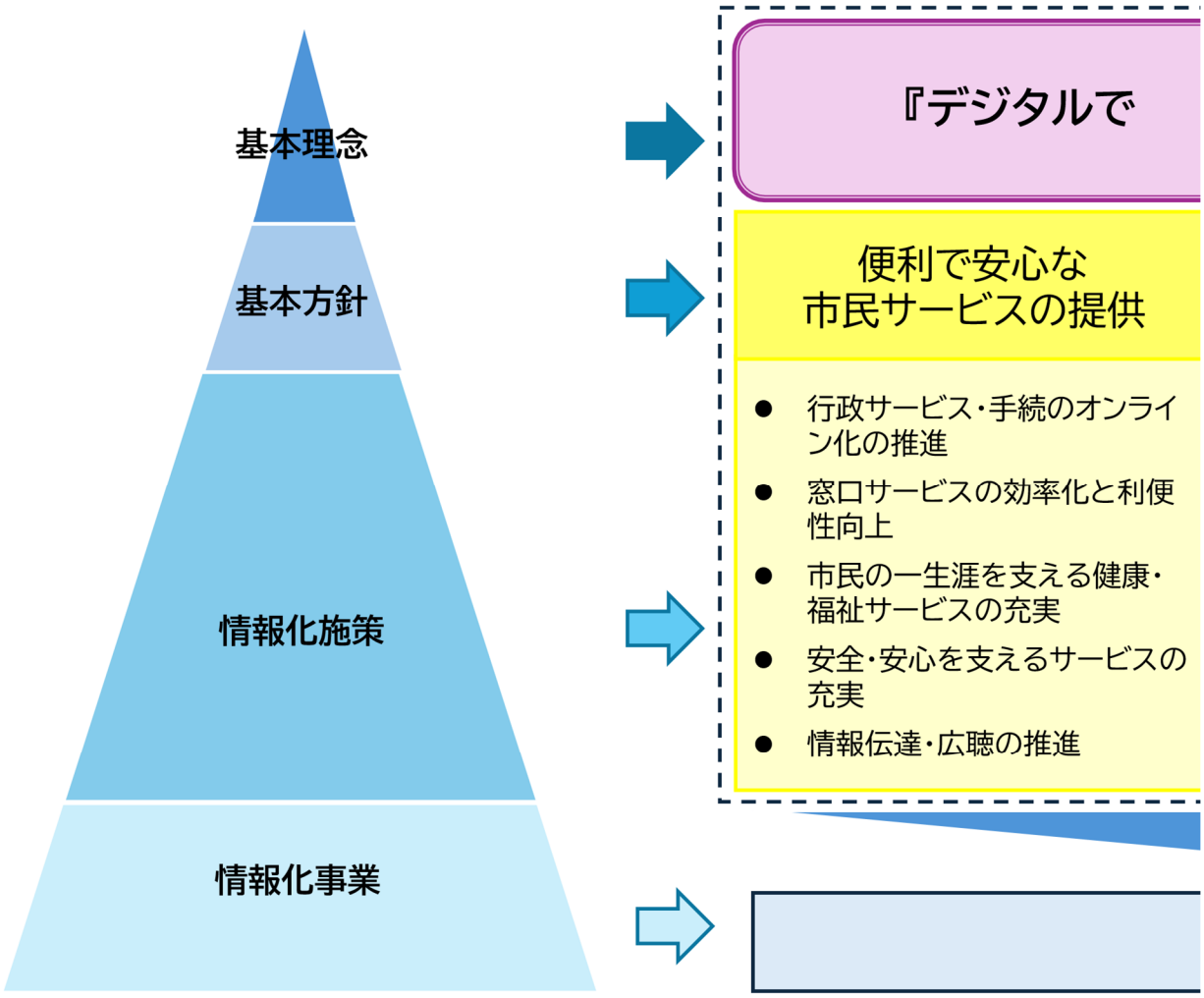
さらに、市民の個人情報や行政が保有する重要な情報資産が適切に管理・保護され、市民が安心してデジタル化された行政サービスを利用できる、信頼性の高い行政経営を目指します。

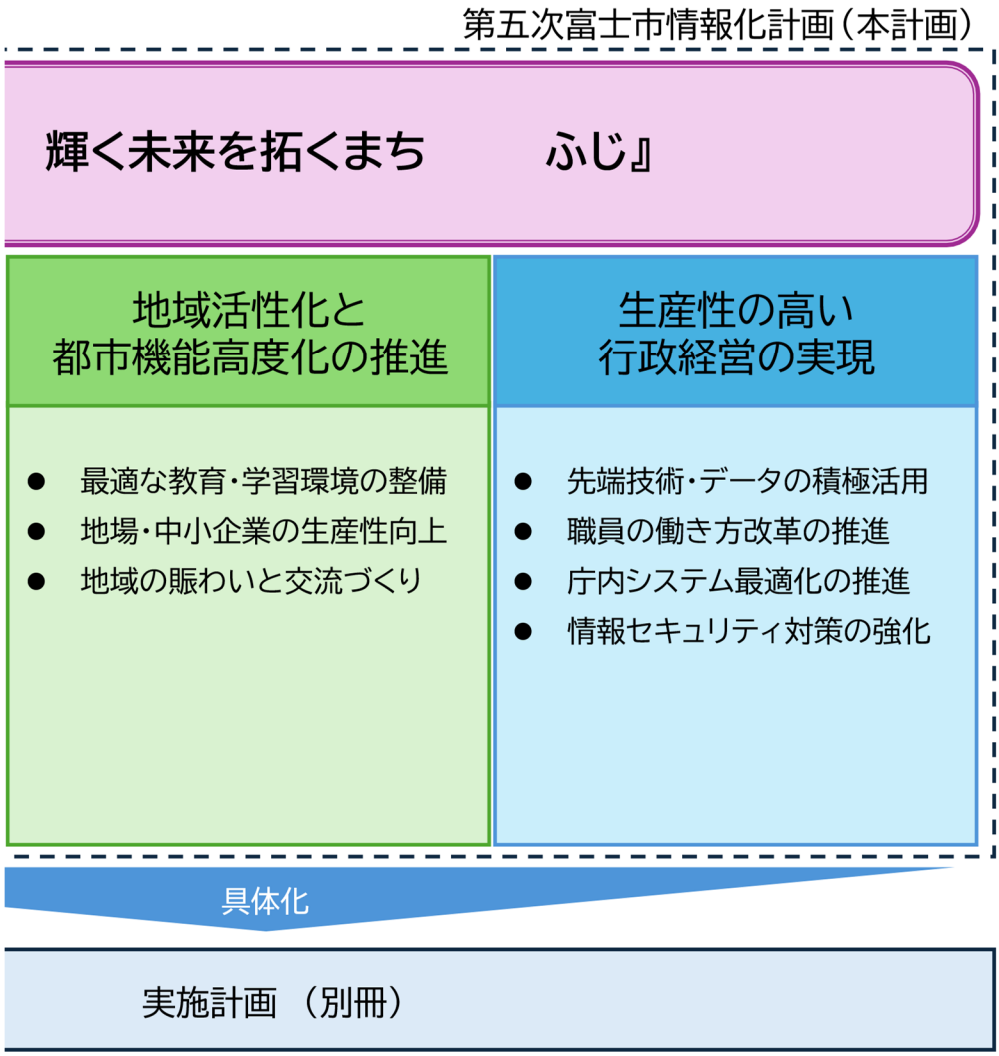
3. 計画の体系

本計画の体系は、図表5－2に示すとおり、基本理念である「デジタルで 輝く未来を拓くまち ふじ」を最上位とし、「便利で安心な市民サービスの提供」「地域活性化と都市機能高度化の推進」「生産性の高い行政経営の実現」の3つの基本方針と12の情報化施策を定めます。

この情報化施策の詳細については、第6章でその内容を説明します。

図表5－2 計画の体系




第五次富士市情報化計画（本計画）
輝く未来を拓くまち　　ふじ』
地域活性化と
都市機能高度化の推進
● 最適な教育・学習環境の整備
● 地場・中小企業の生産性向上
● 地域の賑わいと交流づくり
生産性の高い
行政経営の実現
● 先端技術・データの積極活用
● 職員の働き方改革の推進
● 庁内システム最適化の推進
● 情報セキュリティ対策の強化
具体化
実施計画 （別冊）

第6章　本市の情報化施策

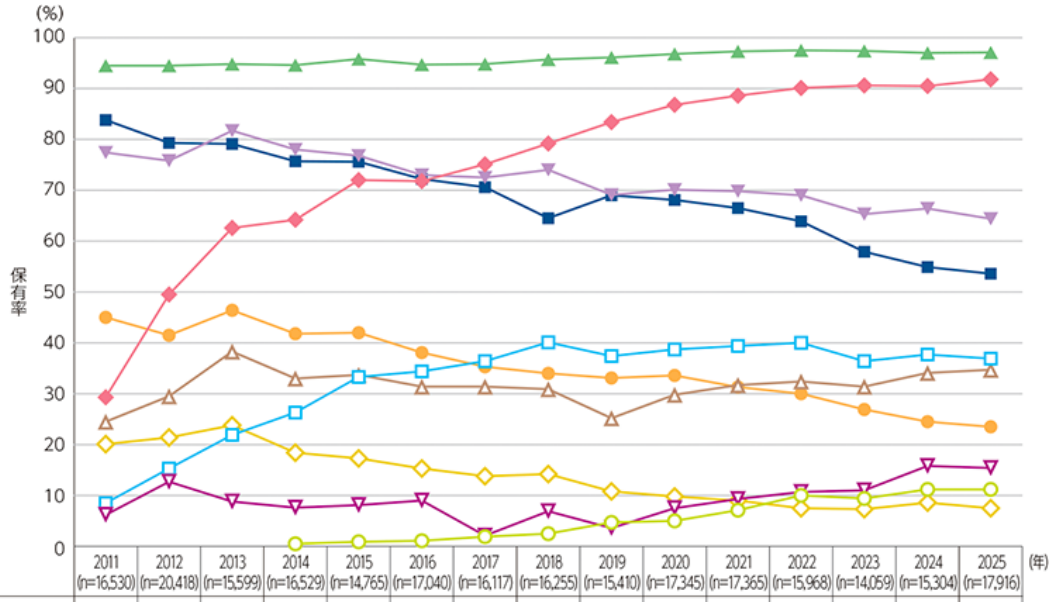
1.　便利で安心な市民サービスの提供

(1)社会的背景と現状

インターネットへの接続端末は、かつてはパソコンが主流でしたが、モバイル回線の高速化や携帯電話料金の低廉化、スマートフォンで利用できるアプリの多様化等に伴い、スマートフォンが中心となっています。

例えば、スマートフォンの世帯保有率は、平成23(2011)年は 29.3%でしたが、令和7(2025)年には 91.8%に増加しており、平成29(2017)年に固定電話の世帯保有率を逆転しました(図表6－1参照)。

図表6－1 情報通信機器の世帯保有率の推移



	2011 (n=16,530)	2012 (n=20,418)	2013 (n=15,599)	2014 (n=16,529)	2015 (n=14,765)	2016 (n=17,040)	2017 (n=16,117)	2018 (n=16,255)	2019 (n=15,410)	2020 (n=17,345)	2021 (n=17,365)	2022 (n=15,968)	2023 (n=14,059)	2024 (n=15,304)	2025 (n=17,916)
固定電話	83.8	79.3	79.1	75.7	75.6	72.2	70.6	64.5	69.0	68.1	66.5	63.9	57.9	54.9	53.6
FAX	45.0	41.5	46.4	41.8	42.0	38.1	35.3	34.0	33.1	33.6	31.3	30.0	26.9	24.5	23.5
モバイル端末全体	94.5	94.5	94.8	94.6	95.8	94.7	94.8	95.7	96.1	96.8	97.3	97.5	97.4	97.0	97.1
スマートフォン	29.3	49.5	62.6	64.2	72.0	71.8	75.1	79.2	83.4	86.8	88.6	90.1	90.6	90.5	91.8
パソコン	77.4	75.8	81.7	78.0	76.8	73.0	72.5	74.0	69.1	70.1	69.8	69.0	65.3	66.4	64.4
タブレット型端末	8.5	15.3	21.9	26.3	33.3	34.4	36.4	40.1	37.4	38.7	39.4	40.0	36.4	37.7	36.9
ウェアラブル端末				0.5	0.9	1.1	1.9	2.5	4.7	5.0	7.1	10.0	9.4	11.2	11.2
インターネットに接続できるゲーム機	24.5	29.5	38.3	33.0	33.7	31.4	31.4	30.9	25.2	29.8	31.7	32.4	31.4	34.1	34.7
パソコン等を経由してコンテンツを同期、再生する携帯型音楽プレイヤー	20.1	21.4	23.8	18.4	17.3	15.3	13.8	14.2	10.8	9.8	9.0	7.5	7.3	8.6	7.5
インターネットに接続できる家電	6.2	12.7	8.8	7.6	8.1	9.0	2.1	6.9	3.6	7.5	9.3	10.7	11.0	15.8	15.4

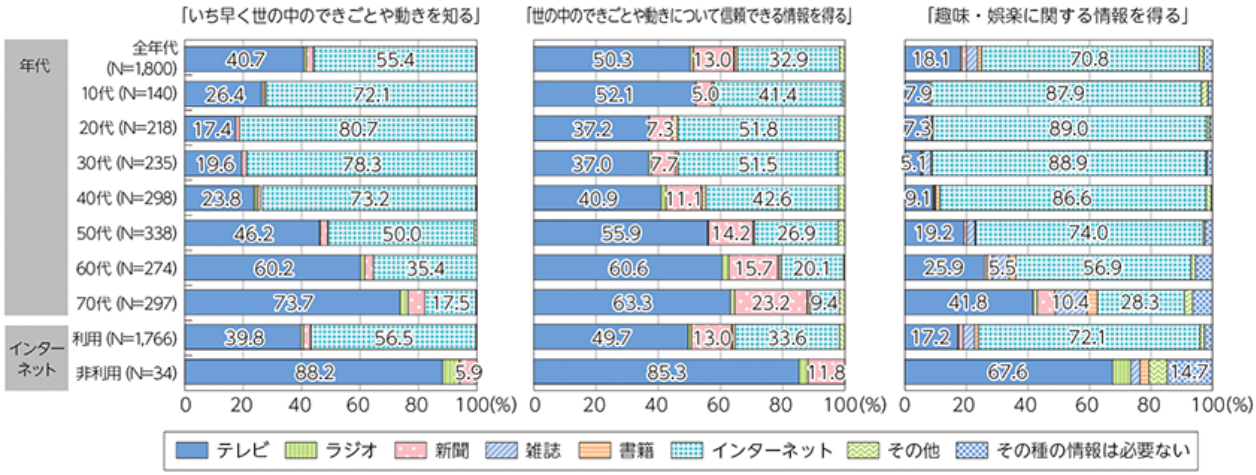
※ 無回答を含む

出典:総務省　令和8年版情報通信白書

また、人々の情報収集手段においても、インターネットが重要な手段となりつつあります。

目的別に最も利用されているメディアの割合を見ると、「いち早く世の中のできごとや動きを知る」目的では半数以上がインターネットとなっており、「趣味・娯楽に関する情報を得る」目的では約 70%に上ります。(図表6－2参照)。

図表6－2 目的別利用メディア(最も利用するメディア)

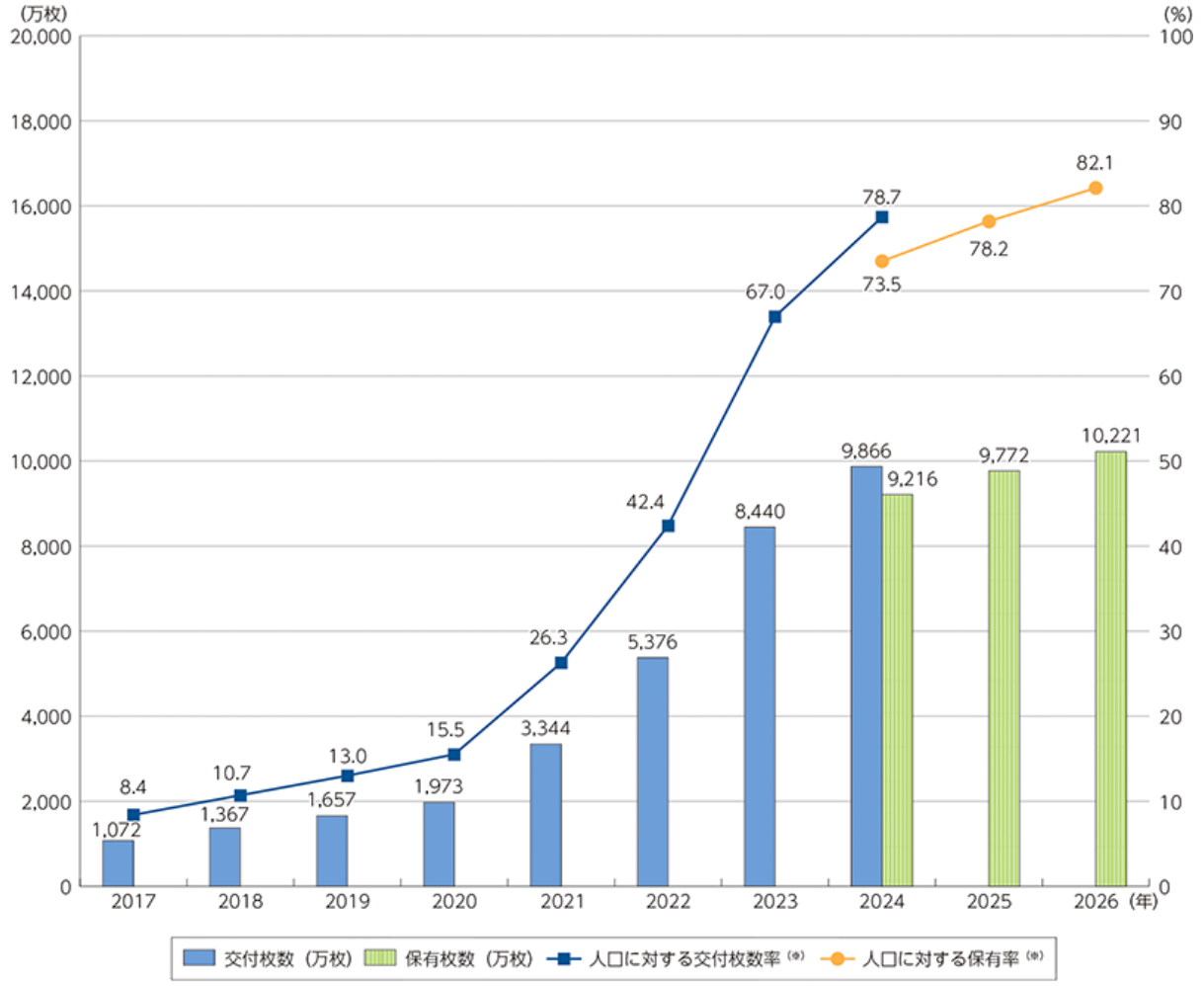


出典:総務省 令和8年版情報通信白書

行政機関におけるデジタル活用分野の一つである行政手続でも、オンラインの利用が進んでいます。

例えば、電子申請における本人確認の基盤となるマイナンバーカードの人口に対する保有割合（交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの）は、令和8（2026）年3月末時点で人口の 82.1%まで達しています（図表6－3参照）。

図表6－3 マイナンバーカード普及状況の推移

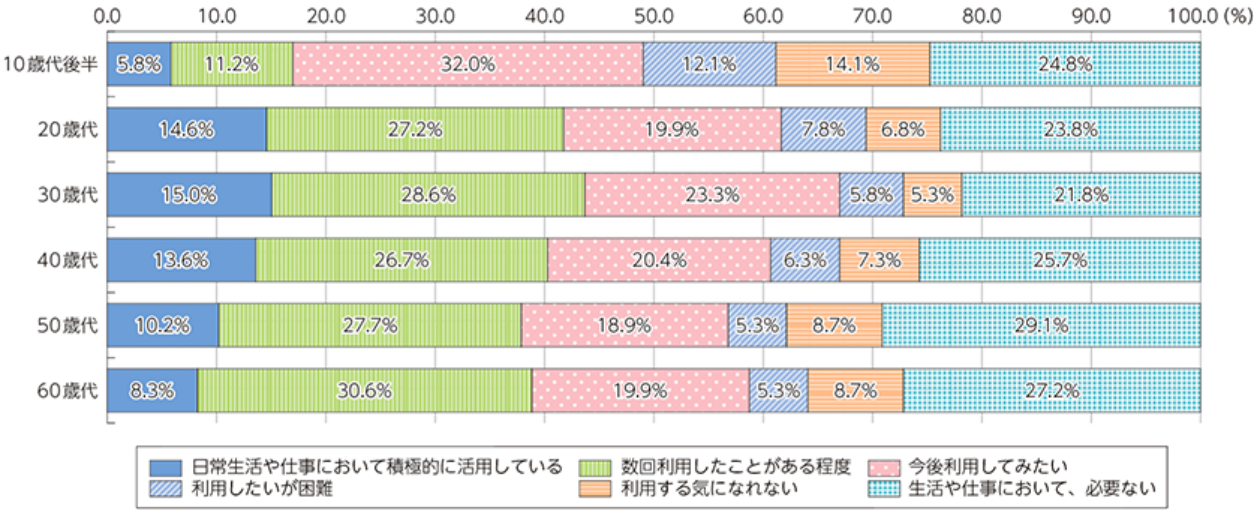


※ 各年3月時点（2019年は4月時点）の交付枚数
（注）2024年以降は、保有枚数（交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いた数値）を記載

出典：総務省 令和8年版情報通信白書

また、電子申請の利用も様々な分野で進んでおり、電子行政サービス（電子申請、電子申告、電子届出）の利用状況を年代別に見ると、電子行政サービスの利用経験のある者の割合は、10 歳代後半を除くどの年代でも 40％前後となっています（図表6－4参照）。

図表6－4 電子行政サービスの利用状況（年代別）

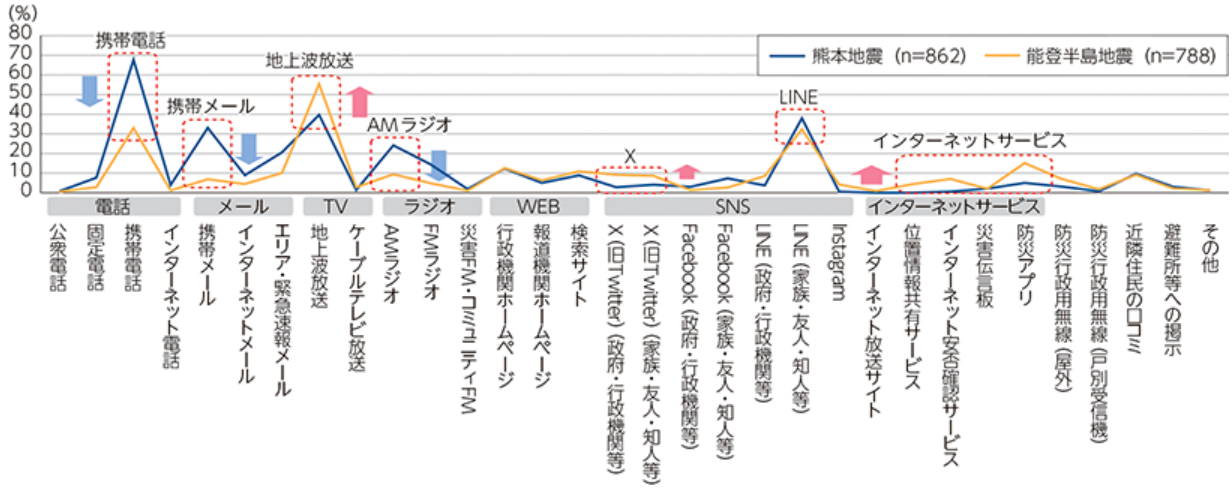


出典：総務省　令和8年版情報通信白書

近年、我が国において災害は激甚化及び頻発化しており、今までより高度な災害対策を講じることが重要になる中、デジタル技術の活用による防災・減災は大きな効果をもたらすと期待されています。

令和6（2024）年1月に発生した石川県能登地方の地震におけるデジタル活用動向について、発災時（発災から数時間）に利用された情報収集・安否確認手段を、平成28（2016）年4月に発生した熊本地震の本震時の調査と比較すると、地上波放送（テレビ）が高い割合を示していました。また、携帯電話、携帯メール、AM ラジオは減少する一方、防災アプリ、インターネット安否確認サービス等のインターネットサービスや X（旧 Twitter）等の SNS も全体として利用割合が増加しており、スマートフォンをはじめとするデジタルツールが普及する中で、インターネットを介した幅広い情報収集・安否確認が利用されていたと考えられます（図表6－5 参照）。

図表6－5 発災時に利用した手段（複数回答）



出典：総務省　令和7年版情報通信白書

（2）本市のこれまでの取組

第3章にて触れたとおり、市民向けの様々な行政サービスのデジタル化を進めてきたことにより、本市においても、インターネットの利用目的として「電子申請（行政手続や電子申告など）」を挙げた人は大きく伸びました。

主なものとして、おくやみ窓口の運用や証明書手数料等キャッシュレス決済の運用、子育て支援アプリや防災情報アプリ（防災ヘルプサービス）の運用、介護ワンストップサービスの提供などが挙げられます。また、情報発信のための SNS の運用・充実にも取り組んできました。

地域の基幹病院である富士市立中央病院では、市民がより良い医療をやさしく安全に受けられるよう、高度・専門医療の提供に取り組んでいます。その一環として、最先端医療機器の導入にも積極的に取り組んでおり、令和4（2022）年12月には手術支援ロボット da Vinci X を導入しました。また、国が求めている子育て関係・介護関係の26手続のオンライン化についても積極的に進めており、令和6（2024）年度末までにすべての手続でオンライン化対応を完了しています。

（3）本市の課題

市民アンケートの結果から、これまで取り組んできた行政サービスのデジタル化により、市役所の利便性が向上したと感じる市民は約 60％に上ります。一方で、向上したとは思わない層や利用したことがない層もそれぞれ 10％程度存在するなど、更なるデジタル化の推進により市民の利便性向上に取り組む必要があります。また、デジタル化された行政サービスの利用を促進するための働きかけも必要です。

富士市の行政情報の提供に対し、満足している層は約 60％に上りますが、満足していない層も約30％存在するなど、行政情報の提供についても引き続き検討が必要です。

富士市立中央病院の建て替えが予定される中、福祉や介護、医療、子育て支援など、市民の一生涯に密接に関わる分野での課題解決に向けた取組と連動しながら、デジタル化・DX を推進することが求められます。

発生が懸念される南海トラフ巨大地震への備えとして、また各地で近年甚大な影響を及ぼしている風水害などへの備えとして、デジタル技術・サービスを活用した新たな防災対策についても検討を進め、積極的に取り組んでいく必要があります。

(4)今後の方向性

市民のインターネット等の利用実態が大きく変化していることを踏まえ、これまで取り組んできた行政サービスのデジタル化やオンライン化を一層推進することにより、市民の利便性向上を図ります。多くの市民が関わる行政手続のデジタル化・DX については、国が推進するフロントヤード改革に取り組みます。

市民への行政情報の提供手段として、引き続き様々なデジタル技術・サービスの活用に取り組むとともに、それぞれの特性を生かした効果的な情報提供の在り方についても研究を進め、市民の満足度を高める情報提供を心がけます。

また、市民の一生涯を支える健康・福祉分野や、市民の安心安全を支える消防・防災分野についても、デジタル技術・サービスを積極的に活用していきます。

これらの取組により、市民が便利で安心できる行政サービスの実現を図ります。

図表6－6 基本方針 1:便利で安心な市民サービスの提供がめざす方向性



(5)情報化施策

以上を踏まえ、次の5項目を情報化施策とします。

- **行政サービス・手続のオンライン化の推進**

市民が、時間や場所を気にせずに行政手続を行うことができるよう、様々な分野での行政手続のオンライン化を推進します。また、様々な行政手続において、セキュリティの向上と手続の簡便化を実現するため、マイナンバーカードを活用した手続の拡大を図るとともに、行政手続のワンストップ化に取り組みます。

- **窓口サービスの効率化と利便性向上**

オンライン申請が困難な市民に対しても、市役所や地区まちづくりセンターの窓口などの申請手続について、待ち時間の短縮や分かりやすさの向上など、デジタル化・DXによる市民の利便性向上に向けたフロントヤード改革に取り組みます。

- **市民の一生涯を支える健康・福祉サービスの充実**

少子高齢化が進む中、子育てしやすいまちづくりをめざすため、こども・子育て支援のデジタル化・DX に重点的に取り組みます。また、生涯にわたり本市で安心して暮らせるよう、福祉・介護サービスのデジタル化・DX にも積極的に取り組むとともに、市民の健康づくりを支援するため、デジタル技術・サービスを活用した事業を検討し推進します。

- **安全・安心を支えるサービスの充実**

地震や台風、大雨などの様々な自然災害に備えるとともに、いざというときに市民の生命を守ることができるよう、デジタル技術・サービスを活用した防災・減災、災害対策に取り組みます。

- **情報伝達・広聴の推進**

市民のインターネット利用が拡大する中、本市から市民への情報発信・伝達について、様々な手段を用いることにより、市民の利便性向上に努めます。SNS などデジタルサービスの特徴を生かした広報・広聴を推進し、市民との対話の活性化に取り組みます。

2. 地域活性化と都市機能高度化の推進

(1)社会的背景と現状

国は、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全てのこどもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とした「GIGA スクール構想」を推進しています。この構想に基づき1人1台端末や無線 LAN 環境等のデジタル学習基盤が整い、学力の向上や誰一人取り残されない学びの実現につながっています(図表6－7参照)。

図表6－7 学校におけるICT環境整備状況の推移(令和6年3月1日現在)

事　項	平成31年3月	令和6年3月
児童生徒1人当たりの学習者用コンピュータ台数	0.2台/人	1.1台/人
普通教室の無線LAN整備率	41.0%	96.2%
インターネット接続状況	70.3% (100Mbps以上)	81.0% (1Gbps以上)
普通教室の大型提示装置整備率	52.2%	89.6%
統合型校務支援システム整備率	57.5%	91.4%

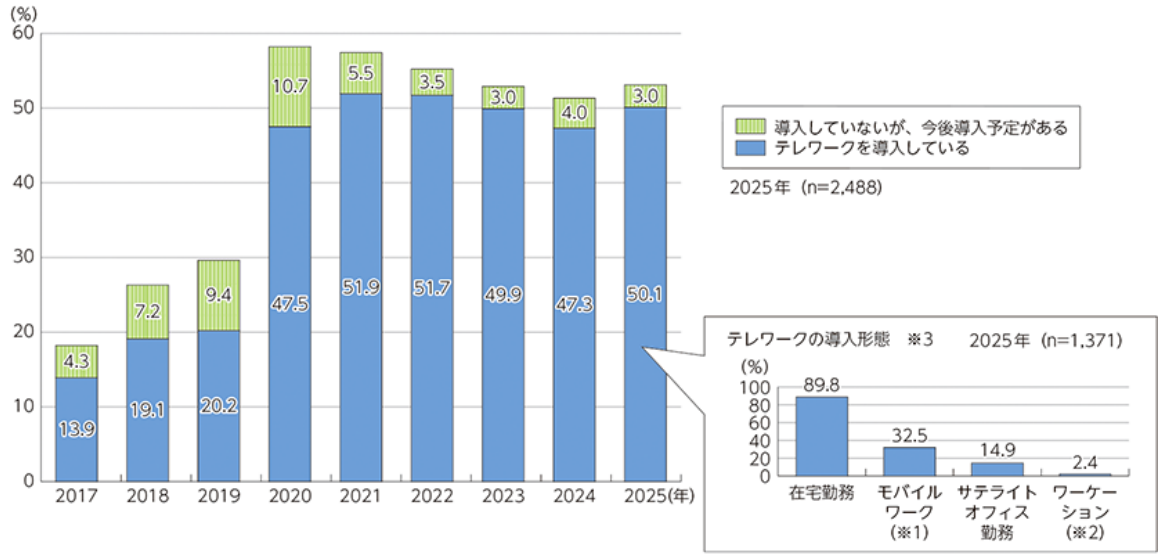
(出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査(確定値)(平成31年３月現在及び令和６年３月現在))

出典:文部科学省 GIGA スクール構想の推進について

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立など、働く人のニーズの多様化などの状況に直面する中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。これらの課題を解決するため、働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにする「働き方改革」の実現が求められています。

この「働き方改革」の実現に向けた取組の一つとして、ICT を利用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」が推奨されています。我が国の民間企業におけるテレワークの導入状況は、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の拡大後、急速に導入が進み、その後横ばいで推移しています（図表6－8参照）。

図表6－8 テレワーク導入率の推移



※1 営業活動などで外出中に作業する場合。移動中の交通機関やカフェでメールや日報作成などの業務を行う形態も含む。
※2 テレワークなどを活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。
※3 導入形態は無回答を含む形で集計。

出典：総務省 令和8年版情報通信白書

新型コロナウイルス感染症の収束により、急速に訪日外国人観光客が回復するなど、観光が地域経済・日本経済の発展をリードする戦略産業の一つであると認識されつつあります。この状況を踏まえ、日本の魅力・活力を次世代にも持続的に継承・発展させていく観光の実現に向けた様々な取組が展開されています。その中で、先進的な技術の活用を図りながら観光分野の DX を推進することにより、旅行者の利便性向上及び周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等を図る「観光DX」の推進が求められています（図表6－9参照）。

図表6－9 観光分野における DX 推進

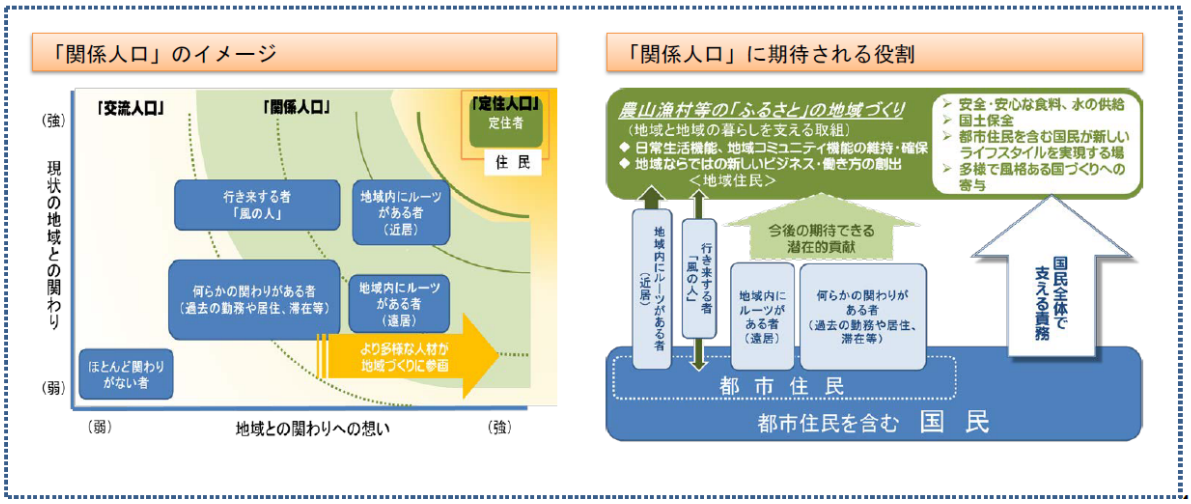


出典：観光庁　観光 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

地方における人口減少・高齢化対策として、これまでも移住・定住促進に向けた様々な施策が行われています。一方、地方における人口減少・高齢化による地域づくりの担い手不足という課題に対し、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています（図表6－10 参照）。

関係人口の確保に向けた取組の一つとして、地域の魅力を内外に発信するシティプロモーションが注目されています。シティプロモーションは、認知度やブランドイメージの向上を目的とした外向けの活動にとどまらず、地域魅力の再発見・再認識を通じて市民のまちへの愛着や誇り（シビックプライド）を育む内向けの活動も含まれます。

図表6－10 関係人口



出典：総務省 これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会報告書（概要）

人口減少・高齢化の進展は、地域における移動ニーズへの制約にもつながります。地域公共交通の需要の減少は、交通事業者の経営努力のみでは避けられないため、自動運転や MaaS などデジタル技術を実装する「交通 DX」、車両電動化や再エネ地産地消など「交通 GX」、①官民共創、②交通事業者間共創、③他分野共創の「3つの共創」など、地域の関係者の連携と協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性を高め、地域公共交通の「リ・デザイン」（再構築）を進めています。この取組の一環として、各地域において多様化している移動ニーズにきめ細やかに対応するため、様々な特性を持つ新型輸送サービスの推進・普及に取り組んでいます（図表6－11 参照）。

図表6－11 新たなモビリティサービス



出典：デジタル庁 「モビリティ・ロードマップ」のありかたに関する研究会（第5回）
国土交通省発表資料

（2）本市のこれまでの取組

国による「GIGA スクール構想」の推進に併せ、令和3（2021）年度に市内小中学校に1人1台端末の導入を行うとともに、高速大容量の通信ネットワーク環境の整備を行い、デジタル教育環境を整えました。

市内の中小企業の DX 推進やテレワーク普及を促進するため、「富士市テレワーク推進ロードマップ」を策定し、補助制度や相談対応などに取り組んでいます。また、新富士駅の商業施設内に公設民営型のシェアオフィス「WORX 新富士」を設置し、富士市へ進出を考えている企業に活用していただいているほか、コワーキングスペースとしても活用されています。

本市の魅力を市民が共有し、その魅力を市内外に発信していくシティプロモーション活動を、平成26（2014）年度から推進しています。平成28（2016）年度には富士市ブランドメッセージが「いただきへの、はじまり 富士市」に決定し、平成31（2019）年には富士市公式 Instagram「ふじぐらむ」の運用を開始しました。

また、令和3年度に運用を開始した富士市公式 LINE は令和8年度には友達登録者数が 17 万人を超えるほか、市民や団体起業などが発信できるポータルサイト「ふじポチッ」を開設するなど、様々な活動を展開しています。

市内に26施設ある地区まちづくりセンターのデジタル環境整備のため、令和3（2021）年度にモバイルルータとタブレット端末を導入しました。タブレット端末は窓口対応の際に使われているほか、地区独自の情報発信活動にも活用されています。

新たなモビリティサービスの実現に向け、AI オンデマンドバスの導入を図るとともに、静岡県とも連携して自動運転の実証を進めています。このほか、交通事業者と「ふじ MaaS 推進協議会」を設置し、持続可能な公共交通体系の構築に向け取り組んでいます。

（3）本市の課題

ICT が日常生活に浸透した中、デジタル技術・サービスを活用して、更なる地域活性化と都市機能の高度化を図り、いつまでも住み続けたい富士市を目指していく必要があります。そのため、教育や産業振興、交通など、市民生活に密接に関わる分野でのデジタル化や DX を進めることが必要です。公共交通機関の活性化や中小企業の経営環境改善など、様々な課題が存在する中、これらの解決に向けた取組と連動しながら DX を推進することが求められます。

平成22（2010）年をピークに人口が減少する中、持続的な活性化を実現するためには、デジタル技術・サービスを活用して、市民によるまちづくりへの関わり方を多様化し、強化する必要があります。加えて、観光やボランティア活動などでの関わりを含む関係人口の拡大と連携強化を図ることが必要です。そのため、SNS など様々な媒体を通じたプロモーション活動を推進し、取り組むことが求められます。

(4)今後の方向性

デジタル教育環境を活用した ICT 教育の推進に向け、1人1台端末やネットワーク環境の更新に対応するとともに、教職員の業務効率化を図るため、校務支援システムの導入など校務 DX に取り組みます。

中小企業の DX 推進やテレワーク普及を引き続き促進するとともに、先端技術の活用に向けた支援を行うなど、ニーズに合わせた支援活動を進めます。新富士駅併設のシェアオフィスの利活用を引き続き推進するとともに、市民や市内企業の働き方改革実現に向けた施策を推進します。

シティプロモーション活動を引き続き推進し、富士市の認知度やブランドイメージの向上を図るとともに、市民のシビックプライドの向上に向けた取組を推進します。

地区まちづくりセンターのデジタル環境が更新時期を迎えることから、まちづくり活動における今後のデジタル環境整備とデジタル活用推進の方向性を検討します。

AI オンデマンドバスの運行を支援するとともに、自動運転バスの導入を目指して実証を進めていきます。また、引き続き「ふじ MaaS」を推進するため、協議会の運営を通じて取り組んでいきます。

これらの取組を通じて、高度な都市機能を備え、賑わいと活気にあふれ、市民が快適に生活できる富士市の実現を目指します。

図表6－12 基本方針2：地域活性化と都市機能高度化の推進がめざす方向性



(5)情報化施策

以上を踏まえ、次の3項目を情報化施策とします。

- **最適な教育・学習環境の整備**

小中学校におけるICT教育の充実のため、1人1台端末やネットワーク環境の更新・拡充と教員のICT 学習指導力向上に取り組みます。校務 DX を推進し、教職員の業務効率化と負担軽減にも取り組みます。

- **地場・中小企業の生産性向上**

市内企業の生産性向上と働き方改革の実現に向け、地域産業支援センター「Beパレットふじ」のDX・テレワーク推進センターとしての活動等を通じて市内企業のDX・テレワークを推進します。新富士駅併設のシェアオフィス「WORX 新富士」をはじめ市内コワーキングスペース・テレワークスペースの利活用を推進します。

- **地域の賑わいと交流づくり**

市民のシビックプライドを高め、富士市の認知度やブランドイメージの向上を図るため、デジタル技術・サービスを活用したシティプロモーション事業を展開し、関係人口の創出を図ります。

また、市内商業事業者のキャッシュレス化を推進し、商業の振興を図るとともに、地域の賑わいづくりを推進します。

さらに、国内外からの観光客の増加を図るため、デジタル技術・サービスを活用した魅力的な観光コンテンツの開発や情報発信などに取り組みます。ICT や AI 等のデジタル技術や交通資源、地域資源等を有効活用し、地域公共交通の維持・活性化に取り組むとともに、新たなモビリティサービスの導入を推進します。

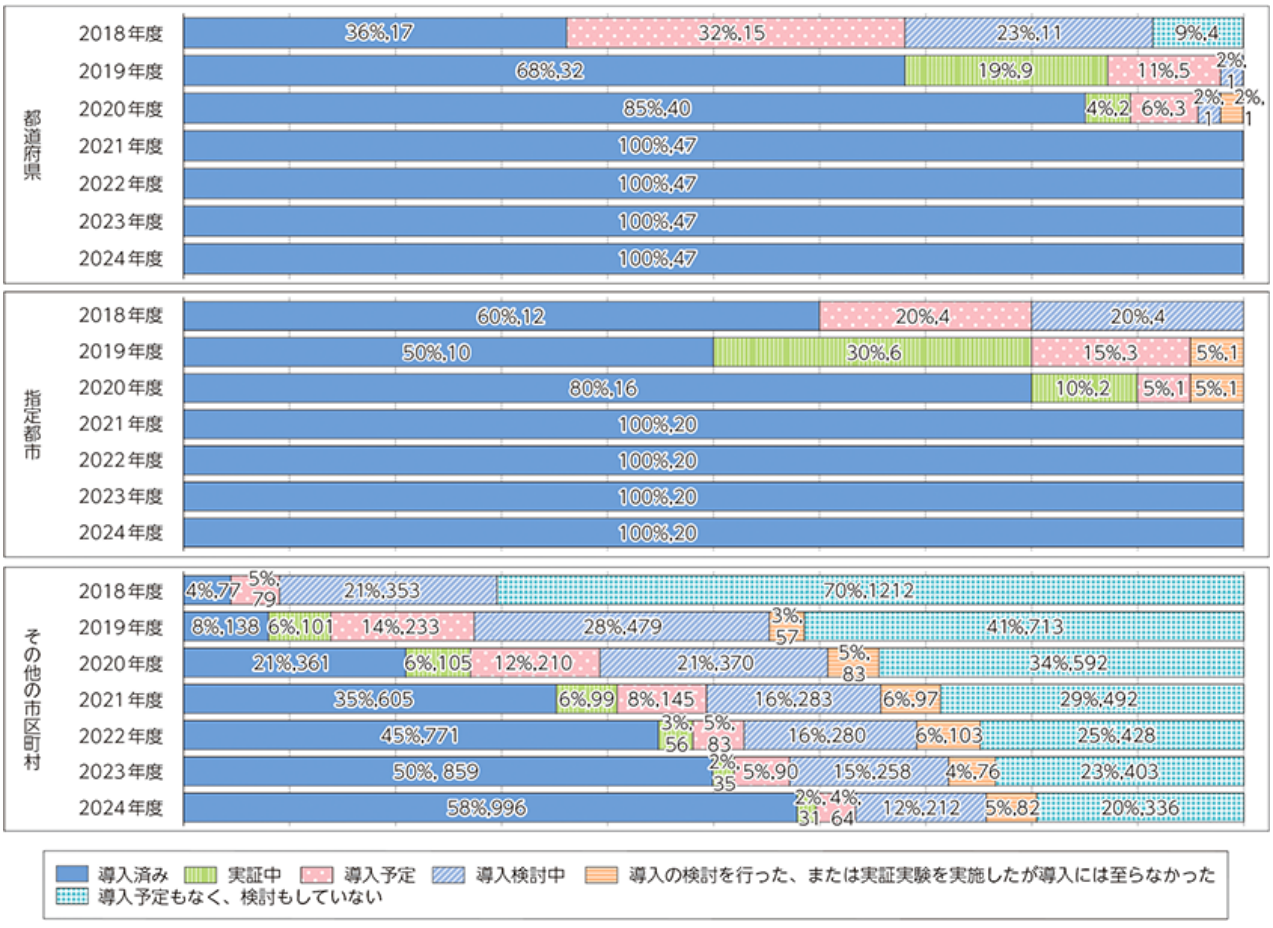
3. 生産性の高い行政経営の実現

(1)社会的背景と現状

社会基盤としてデジタル技術・サービスが社会に浸透・拡大する中、地方自治体にもその動きが急速に広まりつつあります。

市区町村(政令指定都市を除く。以下本節において同じ)におけるAIの導入状況は、令和6(2024)年度時点で約58%となり、実証中、導入予定、導入検討中を含めると約76%がAIの導入に向けて取り組んでいます(図表6－13参照)。

図表6－13 地方自治体におけるAI導入状況



出典:総務省 令和8年版情報通信白書

スマートフォンや IoT の普及により、様々なデータが蓄積されるようになる中、データの流通を促進し、積極活用を社会全体に拡げることにより、社会課題の解決が図られる可能性が高まるなど、社会におけるデータの重要性が高まりました。これを受け、平成28(2016)年12月に「官民データ活用推進基本法」が施行され、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務付けられました。そして平成29(2017)年5月には「オープンデータ基本指針」が策定(令和6(2024)年7月最終改正)されました。この指針では、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針が示されています(図表6－14 参照)。

図表6－14 オープンデータ基本指針の概要

平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」において、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定された。本文書は、これまでの取組を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザイン(注1)の考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針をまとめたものである。

1．オープンデータの意義

（1）国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化
（2）行政の高度化・効率化
（3）透明性・信頼の向上

2．オープンデータの定義

（1）営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
（2）機械判読に適したもの
（3）無償で利用できるもの

3．オープンデータに関する基本的ルール

（1）公開するデータの範囲・・・各府省庁が保有するデータは、原則オープンデータとして公開。公開することが適当でない公共データは、公開できない理由を原則開示するとともに、限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」といった手法も積極的に活用する。
（2）公開データの二次利用に関するルール・・・各府省庁は原則、公共データ利用規約を適用する。地方公共団体での適用も推奨する。
（3）公開環境・・・「各府省庁にしか提供できないデータ」、「様々な分野での基礎資料となり得る信頼性の高いデータ」、または「リアルタイム性を有するデータ」等の有用なデータについては社会的ニーズが高いと想定されるため、積極的な公開を図る。
（4）公開データの形式等・・・構造化しやすいデータは機械判読に適した構造及びデータ形式(注2)で掲載することを原則とし、データの内容についても品質評価に係る指標等を参考に、より活用がしやすい形態での公開に努める。また、構造化が困難なデータを含む全ての公開データは検索やAPI利用が容易になるよう、標準的なメタ情報を付加するとともに、データカタログサイトの利用等、メタ情報公開に向けた環境の整備に努める。その際、DX等に取り組む中での業務見直し等により極力手作業を発生させず、スムーズに公開データを作成できるようにすることが望ましい。

4．オープンデータの公開・活用を促す仕組み

（1）オープンデータ・バイ・デザインの推進・・・行政手続き及び情報システムの企画・設計段階から必要な措置を講じる。
（2）利用者ニーズの反映・・・利用者ニーズを把握の上、ニーズに即した形で公開する。

5．推進体制

（1）相談窓口の設置・・・総合的な相談窓口（デジタル庁）・相談窓口（各府省庁）を設置する。
（2）推進体制・・・デジタル庁は、政府全体のオープンデータに関する企画立案・総合調整、各施策のレビュー、フォローアップ等を実施する。

6．地方公共団体、独法、事業者における取組

（1）地方公共団体・・・官民データ法の趣旨及び本基本指針を踏まえて推進する。
（2）独立行政法人・・・国費によって運営されていること又は実施している事業や研究があることに鑑み、基本指針に準拠して取組を推進することが望ましい。
（3）公益事業分野の事業者・・・その公益性に鑑み、本基本指針及び利用者 ニーズを踏まえて推進することが望ましい。

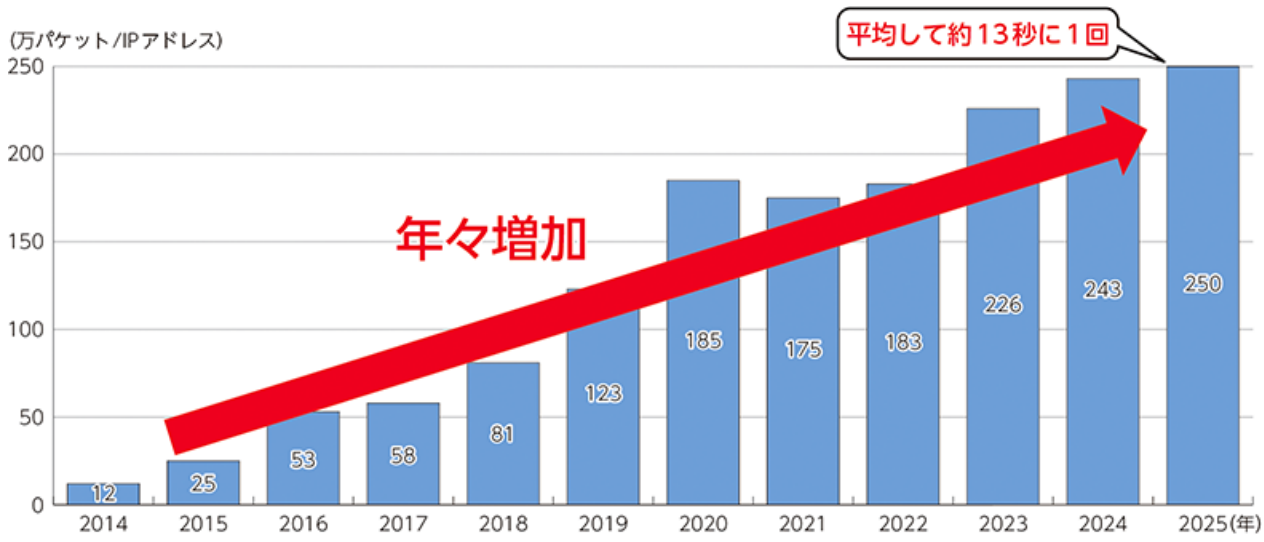
（注１）公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。（注２）CSV、XML、JSON、RDF、Markdown等。

出典:デジタル庁 オープンデータ基本指針の概要

デジタル化の進展とともに、サイバーセキュリティ上の脅威も増大を続けています。

国立研究開発法人情報通信研究機構が運用している大規模サイバー攻撃観測網（NICTER）で確認されたサイバー攻撃関連の通信パケット数は、令和7（2025）年には平成27（2015）年と比較して10倍となっています。また、令和7（2025）年の観測数は過去最高の記録であり、各 IP アドレスに対して約 13 秒に1回観測されたことに相当する値であるなど、サイバー攻撃関連の通信は更に活発化している状況であると言えます（図表6－15 参照）。

図表6－15 NICTER におけるサイバー攻撃関連の通信数の推移



出典：総務省 令和8年版情報通信白書

（2）本市のこれまでの取組

平成25（2013）年度より富士宮市との共同電算化事業を開始し、基幹系システムのほか、内部情報系システムや共通基盤を共同で調達・運用しています。国が進めている自治体情報システムの標準化・共通化への対応も、富士宮市と共同で進めています。

デジタル化の動きに合わせ、本市でもRPAやWeb会議システム等の導入・活用を推進してきました。また、市政記録や自然・風景、航空写真など市が所有する写真データ等を管理・共有するシステムや、市が所有する行政データをオープンデータとして提供するシステムを導入するなど、デジタル化への対応を順次進めています。

情報セキュリティ対策を推進し、情報資産を適正に管理・運用するため、「富士市情報セキュリティポリシー」を策定し、全庁を挙げて情報セキュリティ対策に取り組んでいます。

（3）本市の課題

人口減少・少子高齢化が進行し、厳しい行財政運営が求められる中、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用し、「質が高く柔軟な行政経営」を展開していくために、デジタル技術・サービスの活用を引き続き進めるとともに、生成AIなど新たな技術・サービスの導入も積極的に進める必要があります。また、デジタル技術・サービスを活用した行政サービスの向上や組織の活性化に向け、業務や制度の抜本的な見直し・変革に取り組むことが求められます。

デジタル技術・サービスの活用に当たり、情報セキュリティの維持・向上は避けて通れない課題です。地方自治法をはじめ、個人情報保護法など関係法令を遵守するとともに、情報漏えい等を未然に防ぎ、万一の際に迅速に対応するため、引き続き情報セキュリティ対策を進める必要があります。

(4)今後の方向性

生産性の高い行政経営を実現するため、デジタル技術・サービスの積極的な活用を進めるとともに、デジタルを活用した業務改革や働き方改革を推進します。また、データの利活用やシステムの最適化を推進するとともに、民間企業や大学・研究機関等と連携して本市のデジタル化・DX を推進します。

情報セキュリティに対する市民の懸念や不安を払拭するため、情報セキュリティ対策を引き続き推進するとともに、新たなデジタル技術・サービスに対応したセキュリティ対策についての検討を進めます。

図表6－16 基本方針 3:生産性の高い行政経営がめざす方向性



（5）情報化施策

以上を踏まえ、次の4項目を情報化施策とします。

- **先端技術・データの積極活用**

AIをはじめとしたデジタル技術・サービスを積極的に活用し、BPRやDXを推進することにより、更なる業務の効率化に努めます。先端技術・サービスについても、積極的に業務活用を進めるため、調査研究を推進します。効果的な行政経営の実現を目指し、施策の立案や評価にデータを積極的に活用するなど、EBPMを推進します。

- **職員の働き方改革の推進**

テレワークなどデジタル技術・サービスを活用した働き方改革を推進するとともに、フリーアドレス制の導入などデジタル時代に対応したワークスタイル変革の導入に向けた調査・検討を行うなど、職員が意欲を持って働くことのできる職場環境づくりを推進します。

- **庁内システム最適化の推進**

庁内のシステムやデジタルツール等について、効率的な調達・運用の実現を図るため、富士宮市との共同調達・運用を引き続き推進するとともに、全庁規模での資産管理の導入を図るなど最適化に向けた検討を進めます。

- **情報セキュリティ対策の徹底**

情報漏えい等のセキュリティ事故を未然に防ぐとともに、万一セキュリティ事故が発生した際に迅速かつ的確に対応できるよう、日々の情報セキュリティ対策を徹底して実行します。

第7章　計画の進め方

1.　推進体制

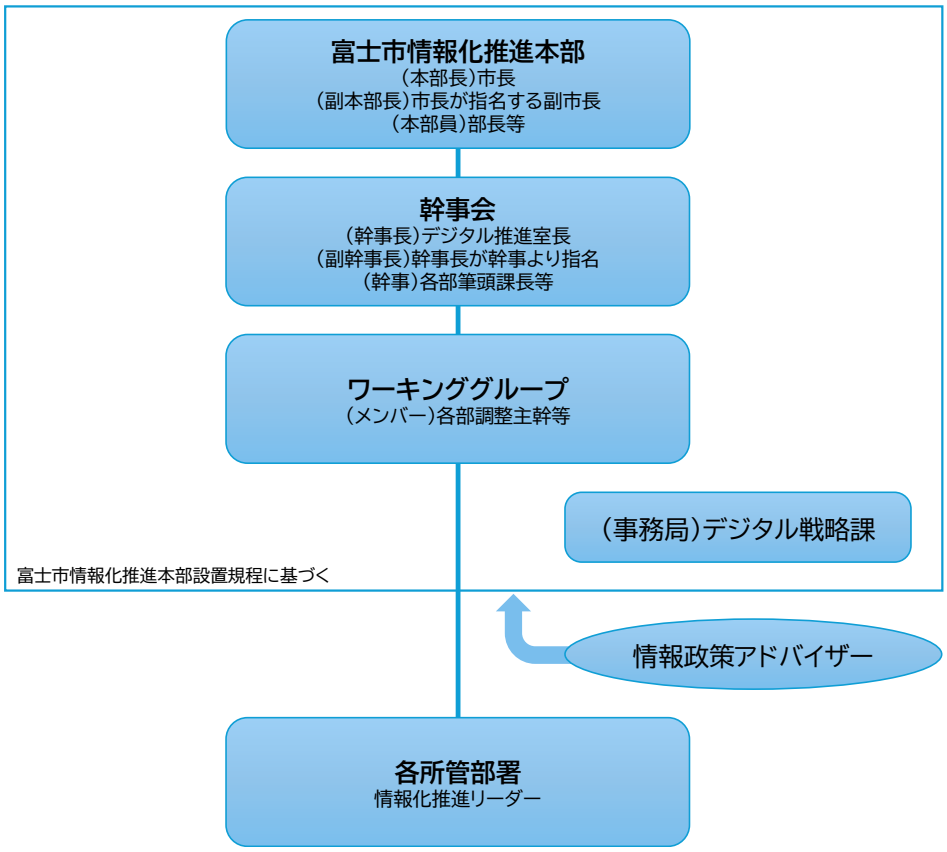
本市では、情報化を総合的に推進し、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、本計画に基づく推進体制として、図表7－1に示すとおり、市長を本部長とし部長級以上の職員で構成する「富士市情報化推進本部」（以下、「本部」という。）を設置しています。本部の下には、各部の筆頭課長等からなる「幹事会」を置き、幹事会には各部の調整主幹等からなる「ワーキンググループ」を設け、階層別に情報化を推進します。

本計画の進行管理や情報化に関する重要施策の審議等は本部において行い、決定事項は部内会議を通じ全庁に周知・共有します。

また、各所管部署に情報化の推進役となる情報化推進リーダーを設置し、情報化に関する知識や情報セキュリティの普及啓発などにより、庁内の情報化を推進します。

さらに、情報通信技術に関する専門的な識見及び経験を有する外部専門家として、引き続き、情報政策アドバイザーを活用し、情報化の推進に関する政策的又は専門的な事項について助言を受け、情報化の適正な推進に努めます。

図表7－1 情報化推進体制



2. 人材育成

本計画に基づき情報化の推進を円滑に進めるに当たり、その中心的な役割を担う人材の育成は重要な課題です。

国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」では、推進体制の整備と併せてデジタル人材の確保・育成が求められており、本市ではデジタル人材の育成について、「富士市人材育成基本方針」と整合を図りながら内部人材の育成と外部人材の活用を図ります。

（1）内部人材の育成

本市ではこれまで、各所管部署に情報化の推進役として、情報化推進リーダーを設置し、定期的に研修を開催し、情報化に関する知識や情報セキュリティの普及啓発、所属職員の情報活用能力向上に取り組むとともに、新たに導入するデジタル化に関する取組を情報化推進リーダーから各所管部署内に展開することで、職員全体の知識や技術のレベルアップを図ってきました。

また、個々の職員に対しては、情報セキュリティ研修やデジタルマーケティング研修などの分野別研修の実施や、IT パスポートなどの資格取得の奨励を行うとともに、デジタル社会の実現を見据えた行政のデジタル化に関する研修を開催するなど、デジタル化の加速に向けた職員の意識改革やスキルの底上げに取り組んできました。これらの取組を引き続き行い、職員の意識改革やスキル向上に取り組みます。

さらに、国は、自治体 DX 推進の支援策として自治体職員との対話や研修、人事交流等を通じて自治体のデジタル人材の育成に寄与するとしており、これらの取組も積極的に活用していきます。

（2）外部人材の活用

本市では、ICT に関する高度な識見及び経験を活かし、情報化の推進に関し、政策的、又は専門的な事項について助言を行う人材として、令和元年度から情報政策アドバイザーを設置し、富士市情報化推進本部会議や職員研修などを通じて、情報化における国の動向及び最新のデジタル技術等に関する情報提供や、情報化事業の展開に向けた課題などに対する助言を受けてきました。

今後も引き続き、本計画に基づき、デジタル技術を活用した市民サービスの向上や、市役所の業務改善に係る取組等を一層推進するため、情報政策アドバイザーを活用し、新たな情報技術の活用に積極的に取り組みます。

3. 進行管理

本市では、これまで情報化事業の進行管理の方法として、事業を一元的に管理し、評価・改善するマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を実施してきました。進行管理の効率を高めるため、事業管理調書の生成や、事業評価の集計を自動化するツールを用い、情報化事業の迅速な現況把握に努めてきました。さらに、新規の情報化事業等は、所管部署に対して、事業の目的や内容、スケジュールなどについてヒアリングを実施してきました。

一方、これまでの進行管理では、既に導入済みのサービス・システムも継続事業として管理をしていたため、情報化の進み具合が分かりにくいなどの課題がありました。このため、本計画では、継続事業のうち既に導入済みのサービスやシステムは進行管理対象事業から除外するとともに、情報化施策ごとの評価も行うこととし、より的確に情報化の現況と進捗を把握できる進行管理を実施します。

(1)年間スケジュール

情報化施策及び情報化事業の進行管理の年間スケジュールについては、図表7－2に示すとおり、3月に、各所管部署が当該年度に実施した情報化事業の実績及び新規の情報化事業を事務局へ報告します。

事務局は、情報化事業の進捗状況を把握するとともに、情報化施策ごとの評価を取りまとめ、4月～5月に本部の各会議に報告し、本部の承認後、前年度実績を市ウェブサイトに公表します。

本計画で定めた情報化施策・事業を適切に推進していくためには、財源の確保や部門横断的な統制が重要です。このため、新規の情報化事業等は、各所管部署から提出された調書を基に、事務局においてヒアリングを行い、事業内容を精査した上で必要に応じて支援を行います。

また、新たに調査・基礎研究に取り組む事業や導入に向け予算化が必要な案件のうち、重要な事項については、10月の本部会議で事業内容の説明を行います。さらに、次年度予算要求時に、デジタル変革に資する取組は、企画、財政、事務局のヒアリングの後、優先的に取り組んでいきます。

図表7－2 年間スケジュール

月	内容	
	（所管部署）	（本部・事務局）
3月	● 情報化事業の実績報告 ● 新規情報化事業の報告	● 情報化事業の進捗状況把握 ● 情報化施策ごとの評価取りまとめ
4月		● ワーキンググループへの前年度実績報告 ● 幹事会への前年度実績報告
5月		● 情報化推進本部への前年度実績報告 ● 前年度実績を市ウェブサイトで公表
6月～9月	● 新規事業ヒアリング	● 事業化に向けた支援等
10月		● 情報化推進本部への新規事業説明
11月	● 企画・財政部門ヒアリング（重点施策:デジタル変革） ● 事業化に向けた支援等	
1月	● 予算案確定	
2月	● 施政方針、議会説明	

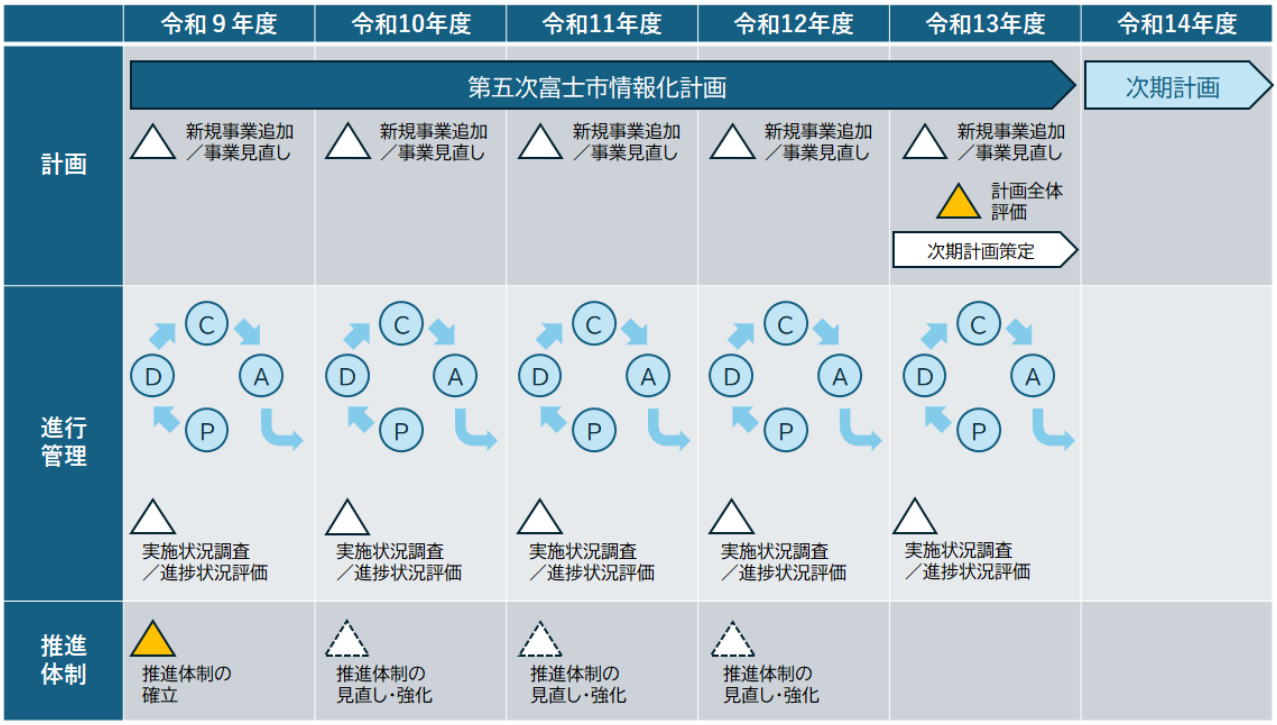
(2)全体スケジュール

本計画の推進に当たっては、図表7－3に示すとおり、先に記載した推進体制の下で情報化事業を実施し、実施計画にて設定する進行管理項目に従い、毎年度、情報化事業の実施状況を把握するとともに、施策評価を行います。

また、社会情勢及び国の考え方、技術動向等の外部環境変化や市独自の政策に伴い、必要に応じて情報化事業の見直しを行い、変更や新規事業の追加など、随時実施計画に反映します。なお、情報化推進体制についても、必要に応じて見直し、体制の強化を図ります。

さらに、計画期間の最終年度である令和13(2031)年度は、これまでの実施状況を踏まえ、次期情報化計画の検討につなげます。

図表7－3 全体スケジュール



用語集

「IT」と「ICT」と「デジタル」について

情報化を表現する言葉として、これまで、「IT」（情報技術。Information Technology の略。）や「ICT」（情報通信技術。Information and Communication Technology の略。）という略語が一般的に用いられてきました。
「IT」は、コンピュータ関連の情報技術そのものを指しますが、「ICT」は、パソコンやタブレット、スマートフォンなどが普及する中、情報の伝達にも焦点を当てており、単なる情報の処理、活用ではなく、関係者間のコミュニケーションを重要視する場面で利用されています。
これに加え、「デジタル」は、近年、国がデジタル社会の形成に向けた官民の施策や取組を迅速かつ重点的に推進していることから用いられるようになり、本来の意味である、情報を値により表すこと、また、そのような情報処理方式を意味するのではなく、あらゆる分野において、ICT やデータを活用し、新たなサービスや価値を生み出すことに焦点を当てたもので、「IT」や「ICT」と同様に情報化を表現する言葉として扱われるようになりました。

注）本市における各種計画や資料などにおいて、すべて「デジタル」を用いることを定めたわけではなく、今後も必要に応じて「IT」や「ICT」を用いる場合があります。

【五十音】

イノベーション	新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ること。一例として、産学官連携プロジェクトや異業種交流プロジェクト、大企業とベンチャー企業による共同研究などが挙げられる。
インターネット	共通の通信手順を用いて世界中のコンピュータあるいはコンピュータネットワークを相互に接続している通信網のこと。インターネットでは、各コンピュータに割当てられた IP アドレスと呼ばれる識別番号を元に、ネットワークに接続されたコンピュータを一意に識別し、ネットワーク越しに他のコンピュータと接続することを可能にしている。インターネットには自由に参加できるが、利用するためにはインターネットの通信網に接続する必要がある。一般利用者はインターネットサービスプロバイダ（ISP：インターネット接続業者）と契約して、電話回線や光回線などを用いた通信をインターネットに接続させることにより、各家庭からのインターネット接続が可能になる。今日、インターネットはパソコンだけでなく携帯電話や生活家電、家庭用ゲーム機などからも接続可能となっており、日常生活への浸透がますます進んでいる。
ウェブサイト	1 冊の本のように、ひとまとまりに公開されているウェブページ群。また、そのウェブページ群が置いてあるインターネット上での場所。ウェブサイト内のページはリンクで連結され、互いに行き来できるようになっている。ウェブサイトの入り

	口であるトップページ（ホームページ）と、ウェブサイトを構成する一連のウェブページ、画像ファイルなどからなる。
ウェルビーイング	個々の生活の質や幸福感を示す英語の表現。健康、経済的安定、社会的なつながり、精神的な満足感など、人が生きていく上で大切な要素を総合的に表している。
オープンデータ	機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもののこと。
オンライン	端末機器が、通信回線などを使ってネットワークやホストコンピュータに接続されている状態のことをオンラインといい、この状態を実現することをオンライン化という。
ガバメントクラウド	政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境のこと。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。
基幹系業務システム	企業や官公庁などの情報システムのうち、事業や業務の中核に直接関わる重要なシステムのこと。または、全社で共通して利用される、その組織全体の基盤の一部となるシステム。
クラウドサービス	データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバ群（クラウド（雲））にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータネットワークの利用形態。
コワーキングスペース	独立して働く個人が、机・椅子・ネットワーク設備などの実務環境を共有しながら仕事を行う場所。月極や時間制で借りる形式のものが多いが、利用者同士の積極的な交流や共働といったコミュニティ形成を促すという点において、従来のレンタルオフィスとは異なる。
コンピュータウイルス（ウイルス）	他人のコンピュータに勝手に入り込んで悪さをするプログラム。画面表示をでたらめにしたり、無意味な単語を表示したり、ディスクに保存されているファイルを破壊したりする。ウイルスはインターネットからダウンロードしたファイルや、他人から借りたUSBメモリなどを通じて感染する。最近では電子メールを介して感染するタイプのウイルス（ワーム）もある。大抵は使用者の知らないうちに感染する。また、ウイルスに感染したことに気づかずにコンピュータを使用し続けると、他のコンピュータにウイルスを移す危険性もある。
サイバー攻撃	コンピュータシステムやインターネットなどを利用して、標的のコンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行うことや標的のシステムを機能不全に陥らせること。特定の組織や集団、個人を狙ったものと、不特定多数を無差別に攻撃するものがある。
シェアオフィス	複数の利用者が、一つの建物や部屋を共有する形態の事務所。

自治体情報セキュリティクラウド	都道府県と市区町村がWebサーバ等を集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施する取組。国が標準要件として、最低限満たすべき事項（必須要件）及び各都道府県の要求水準に応じて導入を検討する事項（オプション要件）を提示することにより、セキュリティ水準の確保とコストの抑制を図ることとしている。
自治体フロントヤード改革	マイナンバーカードを活用した自治体と住民との接点の多様化・充実化、窓口業務の改善などを通じて、住民の利便性向上と職員の業務効率化を図る取組。
シティプロモーション	観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。
情報セキュリティ	セキュリティとは、安全、保安、防衛、防護、治安、安心、保障、などの意味を持つ英単語。ICTの分野では、データやシステム、通信路などを暗号や防御ソフト、アクセス制御機構などを用いて技術的に保護し、機密漏えいや外部からの攻撃・侵入、盗聴、改ざんなどの危険を排除すること。保護する対象により、「ネットワークセキュリティ」「コンピュータセキュリティ」「サイバーセキュリティ」など様々な分野がある。
シンクライアント	自治体や企業の情報システムにおいて、職員や社員が使うコンピュータ（クライアント）には最低限の機能しか持たせず、サーバ側でアプリケーションソフトやファイルなどの資源を管理するシステムの総称。また、そのようなシステムを実現するための、機能を絞った低価格のクライアント用コンピュータ。
生成AI	機械学習技術を応用したAI（人工知能）システムの一種で、文章や画像、音声、動画、プログラムコードなど、まとまった量の新しい情報を生み出すことができるもの。
セキュリティポリシー	自治体や企業全体の情報セキュリティに関する基本方針。広義には、セキュリティ対策基準や個別具体的な実施手順などを含む。どの情報を誰が読み取れるようにするか、どの操作を誰に対して許可するか、どのデータを暗号化するかなど、情報の目的外利用や外部からの侵入、機密漏えいなどを防止するための方針を定めたもの。
データセンター	自治体や企業のデータや機器を預かり、管理・運用などを行う拠点のこと。「インターネットデータセンター」（IDC）とも呼ばれる。データセンターは、耐震性に優れた建物に高速な通信回線を引き込んだ施設で、自家発電設備や高度な空調設備を備え、個人認証カードによる入退室管理や、カメラによる24時間監視などでセキュリティを確保している。
デジタルデバイド	パソコンやスマートフォン、インターネットなどのデジタル技術に触れたり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差。個人や集団の間に生じる格差と、地域間や国家間で生じる格差がある。
デジタルファーストの原則	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること。

デジタルリテラシー	情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。メディアリテラシーやコンピューターリテラシーとほぼ同義に用いられることもある。
テレワーク	通信ネットワークを利用して、オフィス以外の場所で働く労働形態のこと。在宅勤務の一形態とも考えられる。従業者にとっては、通勤の必要がない、自由に労働時間を選べるなどのメリットがある。テレワークでは業績評価がしにくいなどの課題も残されているが、交通渋滞や通勤ラッシュの緩和など、社会的なメリットも多く、普及が期待されている。
ドローン	無人航空機。人が搭乗せず、遠隔操作により飛行する物体。偵察・攻撃など軍事目的のほか、農薬散布、災害状況の調査、報道現場や趣味での空撮などにも用いられる。
二要素認証	2つの認証方式を併用して精度を高めた認証方式のこと。認証方式は大きく分けて、ID／パスワードなど対象者の知識を利用したもの、USB トークンやスマートカードなど対象者の持ち物を利用したもの、バイオメトリクスなど対象者の身体の特徴を利用したもの、の3つに分かれる。通常はこのうちどれか一つを利用して認証を行うが、それぞれに一長一短があり、単一の方法で精度を高めるには限度がある。二要素認証はこのうちの2つの方式を組み合わせて認証する方式である。
ノーコード・ローコード	特殊なツールを用いることで、プログラミング言語によるコードを一切書かず、またはほとんど書かずに開発を進めること。また、そのようなソフトウェア開発を進めるためのツール。
パケット	通信回線やネットワークで効率よくデータを転送できるように、データを規程の長さごとに区切り、送信元や宛先などの制御情報を付加した送信単位のこと。
パッケージシステム	既製品として販売されているソフトウェア製品。または、物理的な記憶媒体に記録され、箱などに梱包されて販売されるソフトウェア製品。
標準準拠システム	地方公共団体が標準化の対象となる事務（「標準化対象事務」という。）の処理に利用する情報システムのうち、関係府省が省令で定める標準化のための基準（「標準化基準」という。）に適合しているもの。標準化対象事務は現時点で 20 事務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）。
フリーアドレス	職場で職員一人ひとりに固定した席を割り当てず、在社している職員が仕事の状況に応じて空いている席やオープンスペースを自由に使うオフィス形態。あるいは、そうした制度を活用して柔軟かつ効率的に業務を進めるワークスタイル。

ヘルプデスク	組織内で、顧客や従業員など内外からの問い合わせに対応する部門のこと。製品の使用方法やトラブル時の対処法、苦情への対応など様々な問い合わせを一括して受け付ける。
ポータルサイト	インターネットの入り口となる巨大なウェブサイトのこと。検索エンジンやリンク集を中心に、ニュースや株価などの情報提供サービス、ブラウザから利用できるウェブメールサービス、電子掲示板、チャットなど、インターネット利用者がインターネットで必要とする機能をすべて無料で提供している。
マイナポータル	情報提供等記録開示システム。マイナンバーの付いた自分の情報を、行政機関がいつ、どことやり取りしたのかをパソコンなどで確認できるサービス。平成 29（2017）年1月から開始されている。
マイナンバー	個人番号（社会保障・税番号）。社会保障や納税などの際に国民一人一人を識別するための 12 桁の番号。日本政府が発行・管理するもので、自治体に住民票を持つすべての国民と特別永住者など国内に居住する一部の外国人に発行される。
マイナンバーカード	マイナンバー制度で、本人の申請により交付される IC カード。氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・個人番号（マイナンバー）などが表示され、本人確認の際の公的な身分証明書として利用できる。
無線 LAN	電波による無線通信により複数の機器間でデータの送受信を行う構内ネットワークのこと。通常は IEEE802.11 規格に準拠した方式を指し、「Wi-Fi」の愛称で親しまれる。
メンタルヘルス	心の健康状態や精神的な安定性のこと。精神的な病がない状態だけでなく、生き生きと自分らしく活動できている状態全般を指す。
モバイル	移動性・携帯性・機動性などがあることを意味する表現。小型・軽量化、高性能化された情報通信機器やコンピュータなどの情報端末を形容する言葉として使われる。
モビリティ	移動性や流動性、可動性などの意味を持つ英単語。IT 分野では情報機器や通信サービスを場所に縛られず利用できる性質を指し、交通分野では人や物を移動させる乗り物や交通サービス全般を指す。両分野とも、移動という概念を技術によって支える点で共通している。
ルータ	コンピュータネットワークの中継・転送機器の一つで、データの転送経路を選択・制御する機能を持ち、複数の異なるネットワーク間の接続・中継に用いられるもの。
ワンストップ（窓口・サービス）	一度の手続で、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計された窓口あるいは行政サービス。行政改革の一環として、行政手続の電子化や広域連携によって、手続回数を減少させ、コスト削減と利便性の向上を図る構想のこと。例えば、住民票の移動に際して、転出の届出と転入の届出とを同時に行えるようにする、などといったものである。また、窓口だけでなくパソコンや情報端末からの手続を可能にすることも目指している。

【アルファベット】

AI（技術）	人工知能。Artificial Intelligence の略。 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
AI オンデマンドバス（交通）	AI を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム。
AX	AI Transformation の略。 あらゆる組織で、AI を前提として意思決定や業務の進め方を根底から見直すこと。
BPR	Business Process Re-engineering の略。 企業や組織の業務活動を根本から考え直し、根本的革新を行う経営手法。高度な情報システムを取り入れるなどして、業務の効率化を図ること。既存の組織や業務を根本的に見直し、プロセスの視点で職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計（リエンジニアリング）することで、業務の効率化を高める改革手法。
DX	デジタル変革。Digital Transformation の略。 IT（情報技術）が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革のこと。2004 年にスウェーデンの E＝ストルターマンが提唱した概念で、ビジネス分野だけでなく、広く産業構造や社会基盤にまで影響が及ぶとされる。
EBPM	根拠に基づく政策立案。Evidence-Based Policy Making の略。 課題と政策目的を明確にし、政策の効果発現経路をロジカルに整理し、必要なデータや指標をあらかじめ検討し、効果検証により点検・改善につなげること。
GIGA スクール構想	令和元（2019）年に文部科学省が発表した、学校教育における ICT 環境整備についての構想。全国の小中高校などで高速大容量の通信ネットワークを整備し、児童生徒 1 人 1 台のパソコン・端末の普及を目指す。
GX	Green Transformation の略。 化石燃料中心の経済・社会構造をクリーンエネルギー中心へと転換し、産業競争力の向上と脱炭素社会の実現を両立させる変革のこと。環境対策を単なるコストではなく、成長の機会と捉える戦略である。
IoT	モノのインターネット。Internet of Things の略。 コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
IP アドレス	インターネットなどの IP ネットワークに接続された、個別のネットワークや機器を識別するための識別番号。インターネット上で通信するには番号が重複してはならないため、管理団体に申請して割り当てを受ける必要がある。

	IP とは Internet Protocol の略で、複数の通信ネットワークを相互に接続し、データを中継・伝送して一つの大きなネットワークにすることができるプロトコル（通信規約）の一つ。
J-LIS	地方公共団体情報システム機構。 2014 年 4 月1日に地方共同法人として設立され、その後、デジタル庁の発足とともに体制が強化され、国と地方公共団体が共同で管理する法人となった。具体的には、マイナンバーカード関連システム、住民基本台帳ネットワークシステム、自治体中間サーバー・プラットフォーム、公的個人認証サービス、総合行政ネットワーク（LGWAN）、コンビニ交付サービス等、各種システムの開発・運営を担っている。また、情報セキュリティ対策の強化、自治体 DX を推進する人材育成の支援としての地方公共団体職員向け教育・研修や、地方公共団体の情報化推進を支援するための各種事業にも取り組んでいる。
KPI	重要業績評価指標。Key Performance Indicator の略。 企業などの組織において、個人や部門の業績評価を定量的に評価するための指標。達成すべき目標に対し、どれだけの進捗がみられたかを明確にできる指標が選択される。これをもとに、日々の進捗把握や業務の改善などが行われる。
MaaS	Mobility as a Service の略。 出発地から目的地まで、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の交通手段やその他のサービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括して提供するサービス。
OA	Office Automation の略。 コピー機や FAX、コンピュータなどの情報機器を用いて、事務作業を効率化すること。
PDCA サイクル	業務プロセスなどを管理・改善する手法の一つで、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）という 4 段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善・最適化していく手法。
RPA	Robotic Process Automation の略。 人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。主にデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うもので、業務の効率化や低コスト化を進めることができる。
SNS	Social Networking Service の略。 人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供したりする。
Wi-Fi	電波を用いた無線通信により近くにある機器間を相互に接続し、構内ネットワーク（LAN）を構築する技術。本来は無線 LAN 規格の IEEE802.11 シリー

	ズの認証プログラムの名称だが、「無線 LAN」の同義語のように扱われることが多い。

＜ 出典 ＞

［デジタル社会の実現に向けた重点計画］
［世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画］
［総務省　国民のための情報セキュリティサイト　用語辞典］［情報通信白書］
［デジタル大辞泉］［日経パソコン用語事典］［IT 用語辞典 e-Words］
［Cybouz.net :IT 用語辞典］［e-Wordsgoo 辞書］［HITACHI:電子行政用語集］
［IT 用語辞典:BINARY］［Weblio 辞書］［@IT 情報マネジメント用語事典］
［地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）］［EBPM ガイドブック Ver2.0］
［総務省ウェブサイト］［外務省ウェブサイト］［国土交通省ウェブサイト］
［一般社団法人オープンガバナンスネットワークウェブサイト］